

西東京市地域防災計画

—風水害編—

令和3年修正

西東京市防災会議

目次

第1部 風水害に強い都市を目指して	1
第2部 災害予防計画	2
第1章 水害予防対策.....	2
第1節 豪雨対策.....	2
第2節 土砂災害に関するソフト対策.....	6
第2章 市民と地域防災力の向上.....	8
第1節 自助による市民の防災力の向上.....	8
第2節 地域による共助の推進.....	13
第3節 事業所の防災活動.....	14
第3章 公共施設等の予防対策.....	15
第1節 防災まちづくり.....	15
第2節 道路・橋梁・河川施設.....	16
第4章 応急対応力の強化.....	17
第1節 災害活動体制.....	17
第2節 救助・救急活動.....	18
第3節 応援協力.....	18
第4節 ボランティアとの連携.....	19
第5節 防災活動拠点の確保.....	21
第5章 情報通信の確保.....	22
第6章 医療救護等対策.....	23
第1節 医療救護.....	23
第2節 防疫.....	24
第3節 遺体の取扱い.....	24
第7章 避難者対策.....	25
第1節 避難体制の整備.....	25
第2節 避難所・避難広場等.....	25
第3節 要配慮者対策.....	27
第8章 物流・備蓄・輸送対策の推進.....	32
第1節 食料及び生活必需品等の整備.....	32
第2節 生活用水対策.....	32
第3節 物資の輸送.....	33
第9章 市民の生活の早期再建.....	34
第1節 住宅対策.....	34

第2節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理	34
第3節	教育・保育の安全対策	34
第4節	災害救助法等	35
第5節	被災者の生活再建対策	35
第3部	災害応急・復旧対策計画	36
第1章	初動態勢	37
第1節	災害対策本部の組織・運営	38
第2節	市職員の初動態勢	58
第3節	救助・救急対策	62
第4節	応援協力・派遣要請	63
第5節	防災活動拠点の確保	70
第2章	情報の収集・伝達	71
第1節	情報収集・伝達体制	71
第2節	避難情報の判断・伝達	78
第3節	被害状況等の報告体制	82
第4節	災害時の広報及び広聴活動	86
第3章	水防対策	91
第1節	水防機関の活動	92
第4章	警備・交通規制	97
第1節	警備活動	97
第2節	交通規制	99
第5章	医療救護等対策	100
第1節	初動医療体制	101
第2節	保健衛生、防疫体制	108
第3節	医薬品・医療資器材の供給	112
第4節	医療施設の確保	115
第5節	行方不明者の捜索と遺体の取扱い	115
第6章	避難者対策	120
第1節	避難誘導	121
第2節	避難所等の指定、開設・管理運営	123
第3節	被災者の他地区への移送・受入れ	134
第4節	要配慮者の安全確保	136
第7章	物流・備蓄・輸送対策	142
第1節	飲料水の供給	142
第2節	食料・生活必需品等の供給	146
第3節	輸送車両等の確保	151

第8章	ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理	153
第1節	ごみ処理	153
第2節	トイレの確保及びし尿処理	155
第3節	災害廃棄物処理	157
第9章	ライフライン施設の応急・復旧対策	160
第1節	水道施設	160
第2節	下水道施設	164
第3節	電気・ガス・通信施設	166
第10章	公共施設等の応急・復旧対策	171
第1節	道路・橋梁施設等	173
第2節	河川施設等	177
第3節	社会公共施設等	178
第11章	応急生活対策	180
第1節	被災宅地の危険度判定等	180
第2節	応急仮設住宅の供給	187
第3節	被災者の生活再建対策	189
第4節	ボランティアとの連携	198
第5節	義援金の取扱い	201
第6節	教育・保育の安全対策	203
第12章	災害救助法の適用	207
第1節	災害救助法の適用	207
第2節	救助実施体制の整備	211
第13章	激甚災害の指定	212

【用語の説明】

○水防法

洪水や高潮等に際し、水災を警戒・防御し、それによる被害を軽減することを目的としている法律である。

○外水氾濫

台風等の大雨により川の水が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が決壊した場合等に起こる洪水のことをいう。外水氾濫の場合には、大量の水が短時間に市街地等に流れ込むため、人的被害が起きる場合が多い。

○内水氾濫

市街地等に降った雨を排水しきれず、マンホールなどから水が溢れることで発生する浸水被害である。アスファルトなどで舗装され、下水・川への排水が多くなる都市で発生しやすく、都市型水害ともいう。

○水位周知河川

氾濫のおそれに関する情報を市民に提供する洪水予報河川以外で、あらかじめ定められた氾濫危険水位に達したときに、都が「氾濫危険情報」を発表する河川のこと。西東京市では、石神井川が指定されている。

○西東京市浸水ハザードマップ

河川が氾濫することで浸水被害が発生する外水氾濫（水防法に基づく）及び、下水道の排水能力等を超える大雨が降ることで浸水被害が発生する内水氾濫の両方を表示した地図のことをいう。併せて、非常時の備えや風水害に備えるために必要な情報なども掲載している。

○西東京市風水害タイムライン（事前防災行動計画）

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするのか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のことをいう。事前防災行動計画や防災行動計画とも呼ぶ。

○土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとする法律をいう。

○土砂災害

降雨により、山腹や川底の石や土砂が一気に下流へと押し流される土石流や山の斜面や自然の急傾斜の崖、人工的な造成による斜面が突然崩れ落ちるがけ崩れなどを指す。土砂災害が発生するときには、何らかの前兆現象が現れることがある。

○土砂災害警戒情報

大雨等による土砂災害発生の危険性が高まった時、市が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、東京都と気象庁が共同で発表する防災情報をいう。

○警戒判定メッシュ情報

気象庁が提供する、災害発生の危険度の高まりを5段階で示した情報であり、10分ごとに更新している。

○土砂災害警戒区域専用避難所

土砂災害の危険性がある時に、土砂災害警戒区域等に位置する住民が、土砂災害から逃れることを目的に開設する避難所のことである。土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の近くの施設を指定する。

○避難所

災害の状況に応じて開設し、避難情報を発令する際に開設される施設。一定期間滞在でき、食料など必要最低限の生活物資は市が手配する。

○福祉避難所

一般の避難所で生活することが困難な要配慮者に対し、必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のいる世帯等のため、社会福祉施設や保育園等を災害対策本部の要請に基づき開設する避難所

※一般の避難所での避難者の状況により、市の判断に基づき二次的に開設される避難所

○指定避難所

避難所と福祉避難所を総じた名称。

○自主避難所

避難先として知人や親類の家などの安全な場所を事前に確保できない方のために開設する避難所。食料など生活物資の配給は基本的に行わない。各種気象情報等から風雨が強まることが懸念される場合に、本部長（市長）の指示により開設する。避難を希望する方を対象に、市内7箇所（内1箇所はペット同伴避難専用）に開設される避難所となり、その開設及び運営は市の職員にて行う。

【用語の説明】

○避難情報

風水害により被害が見込まれる際、気象情報や地形の特徴、過去の浸水被害等を総合的に判断し、市が発令する。避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3種類からなる。

○警戒レベル

市民へより切迫性を伝え、必要な避難行動がとれるよう避難情報等とともに発表される。5段階に分かれており、うち警戒レベル1と警戒レベル2は気象庁が、警戒レベル3以降は市が発表する。

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

○避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方

○竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図で表し、その1時間後までの移動を予測する。平時を含めて常時10分毎に発表する。

○エリアメール、緊急速報メール

気象庁が配信する気象情報などを、回線混雑の影響を受けずに受信することができるサービス

○Lアラート

災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤

○西東京市安全・安心いーなメール（西東京市緊急メール配信サービス）

市が提供する、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメール配信するサービス

○いこいーな西東京ナビ

観光と防災等様々な分野で利用できるスマートフォン用アプリ

第1部 風水害に強い都市を目指して

風水害に関する基本的な総則について、次に示す項目は地震・火山編の対応を準用する。以下に、項目と準用する地震・火山編の該当箇所を一覧で示す。

【風水害に関する総則】

No	項目	準用する地震・火山編の部・章・節
1	計画の方針	第1部第1章 計画の方針
2	市及び防災関係機関の役割	第1部第2章 基本的責務及び防災関係機関の業務大綱
3	市の現況と災害	第1部第3章 市の概況
4	被害想定	第1部第4部第2節 浸水予想

第2部 災害予防計画

第1章 水害予防対策

都内では豪雨による水害被害が近年増加傾向にあり、市内においては、令和元年10月の台風19号により、床下浸水や道路冠水などの被害が発生した。今後も、これらの被害が発生することが懸念される。

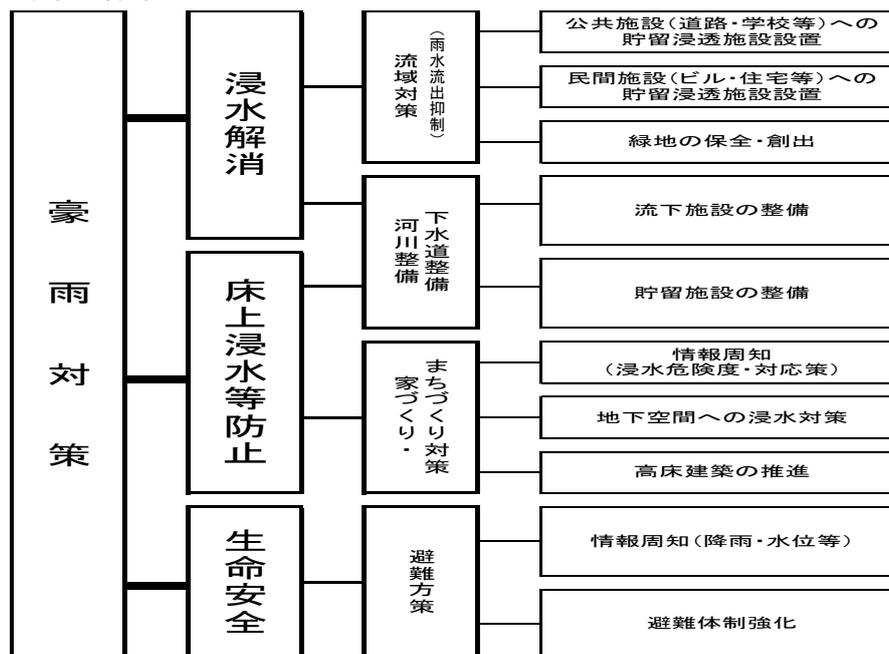
このため、豪雨対策として、都と連携しながら、総合的な治水対策として、ハード面では治水施設（河川・下水道）及び雨水流出抑制施設の整備を進め、ソフト面では都水防災総合情報システム等の活用及び広報の充実を図る。

第1節 豪雨対策

1 豪雨対策の体系	都
-----------	---

都は、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有職者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、時間60ミリの降雨までは浸水被害を解消することを目標とした。また、近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。

<豪雨対策の体系>



2 総合治水対策の推進	都、市
--------------------	-----

都は、頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

市は、この取組の方向性に従い、雨水流出抑制対策等を推進する。

(1) 豪雨対策の基本的な考え方【都】

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（多摩部時間65ミリ）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命の安全確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

(2) 対策強化流域、対策強化地区の設定【都】

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

(3) 水防活動、避難活動及び避難者支援のための家づくり、まちづくり、避難方策の強化【都】

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

(4) 総合治水対策の推進【都市計画課、道路課、下水道課、みどり公園課】

市は、水害に対する安全性を確保するため、河川改修をはじめ、下水道の建設及び整備拡充等の対応策を進める。併せて、流域全体として河川への雨水流出を押さえていくため、流域での雨水貯留・浸透機能を増進する道路や宅地に対する雨水流出抑制施設の普及等、総合的な治水対策を進める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第2部 災害予防計画：第1章 水害予防対策
第1節 豪雨対策

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

施策	内容	担当
下水道及び雨水溢水対策事業の促進	市は、降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管きょ能力の向上と雨水ポンプ能力の増強に努める。併せて、河川への集中的な流出の抑制、溢水防止のため雨水貯留・浸透方式の改善、雨水溢水対策事業を促進する。	都下水道局 下水道課
雨水流出抑制対策	流域での保水・遊水機能を向上するため、緑地などの整備を促進する。	みどり公園課
	雨水浸透施設設置助成金交付に係る要綱等による雨水浸透施設の設置促進を図る。	下水道課
地下空間浸水対策	集中豪雨等による冠水のおそれがある箇所について把握し、当該地域での浸水被害を抑制するため情報を提供する。	下水道課 道路課 都市計画課

3 西東京市浸水ハザードマップ等の作成・公表	市
-------------------------------	---

危機管理課は、都が作成した浸水予想区域図を基に、浸水予想区域や浸水深、また避難所・避難方向などを、住民に分かりやすく示した西東京市浸水ハザードマップ（以下、「浸水ハザードマップ」という。）を作成・公表する。市民が活用できるようさらなる普及啓発に努める。

4 地下空間への浸水被害対策	市
-----------------------	---

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

【都市計画課、道路課、下水道課】

市は、地下駐車場等、浸水被害に弱い施設を対象に、都と連携して、条例・要綱等の活用により、高床建築や地下空間浸水対策の実施を促すなど、浸水に強いまちづくりを推進していく。

(2) 普及啓発【都市計画課、道路課、下水道課】

市は、市民に対し、住宅の地下空間などに対する浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。

5 指定避難所の指定	市
-------------------	---

危機管理課は、災害の危険性があり避難した市民等や、災害により家に戻れなくなった市民等を滞在させるための施設を指定避難所として指定する。

市は、避難所・福祉避難所を指定避難所に位置づける。

指定避難所一覧については、資料編を参照

6 避難体制等の整備・確立	市
---------------	---

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策【各課】

市は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設：庁舎、水防倉庫、避難所等

対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

(2) 資器材、物資の備蓄【危機管理課】

市は、水防活動、避難活動及び避難者支援のための資器材や物資を平時から備蓄しておき、それらを風水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を整備し、充実を図る。

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達体制の整備【秘書広報課、危機管理課】

洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の収集に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

市は、西東京市地域防災計画に記載された要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実にを行う体制を整備するとともに、マスコミ等との連携の強化を図る。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第2節 土砂災害に関するソフト対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようというものである。

1 土砂災害警戒区域等の指定 都

土砂災害防止法に基づき、都建設局が指定する西東京市内の土砂災害特別警戒区域は2箇所、土砂災害警戒区域は4箇所である。

【土砂災害特別警戒区域】

- ・東伏見二、六丁目の各一部区域を含む1箇所
- ・東伏見三丁目の一部区域、1箇所

【土砂災害警戒区域】

- ・向台町五丁目の一部区域、1箇所
- ・東伏見二、三、六丁目の各一部区域を含む3箇所

【土砂災害（特別）警戒区域（オルソ区域図）】



□ 土砂災害特別警戒区域

□ 土砂災害警戒区域

2 土砂災害警戒区域等におけるソフト対策	市
-----------------------------	---

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

(1) 土砂災害警戒区域等の周知【危機管理課】

危機管理課は、都が指定した土砂災害警戒区域等に居住する市民や要配慮者利用施設の管理者に対し、避難経路や土砂災害の種類・前兆現象などの情報を記載した浸水ハザードマップを作成し、避難行動をとるための正確な知識等を周知する。

(2) 警戒避難体制の整備支援【危機管理課】

危機管理課は、都が指定した土砂災害警戒区域等に居住する市民や要配慮者利用施設の管理者に対し、警戒避難体制の整備の支援を行う。

(3) 土砂災害警戒区域専用避難所の指定【危機管理課】

市は災害の規模に応じて、東伏見二、三、六丁目の各一部区域を含む1箇所及び東伏見三丁目一部区域の1箇所の区域内住民に対し、東伏見コミュニティセンター及び柳沢中学校を避難所として指定する。

施設名	所在地
東伏見コミュニティセンター	東伏見 5-10-22
柳沢中学校	柳沢 3-8-22

(4) 要配慮者への支援【生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課】

関係課は、平時より要配慮者利用施設等への情報伝達方法を確立するとともに、各施設の管理者とその手段について確認を行う。また、在宅の要配慮者について、防災関係機関との連携の上、避難支援体制を確立する。

(5) 避難確保計画策定・避難訓練の支援【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、健康課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、教育企画課】

危機管理課は、都が指定した土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成や避難確保計画に基づいた避難訓練の実施を支援する。

土砂災害警戒区域等に位置する要配慮者利用施設一覧については、資料編を参照

第2章 市民と地域防災力の向上

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業(事業所)、地域(住民)及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第1節 自助による市民の防災力の向上

1 風水害対策における市民の役割と備え

市民

市民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

(1) 市民の役割【市民】

- ア 都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- イ 自治会・町内会、地域協力ネットワークなどが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ウ 側溝の詰まりを取り除くなどの水防災対策の実施

(2) 市民の備え【市民】

- ア 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断での避難行動を検討
- イ 早期避難の重要性の理解
- ウ 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される注意報・警報や被害状況などの理解
- エ 市が作成した浸水ハザードマップなどで地域の地理的特徴や住宅の条件の把握
- オ 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備
- カ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えの実施
- キ 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄の実施
- ク 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担の検討
- ケ 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要はなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策の実施
- コ 「東京マイ・タイムライン」等を活用した、避難先・経路や避難のタイミング等風水害時の防災行動の検討
- サ 市や都等がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像の確認
- シ 気象情報や市の避難情報等をこまめに確認

第2部 災害予防計画：第2章 市民と地域防災力の向上
第1節 自助による市民の防災力の向上

ス 「西東京市安全・安心いーなメール」※の登録等、情報入手手段の確保
※西東京市安心・安全いーなメール（西東京市緊急メール配信サービス）

市内の防災・防犯に関する情報を、利用登録をした携帯電話やパソコンにメールでお届けする配信サービスのこと。市内に発表される気象警報や市が発令する避難情報等の防災情報のほか、防犯に関する情報では、不審者情報や認知症等で行方のわからなくなった方の情報も配信している。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第2部 災害予防計画：第2章 市民と地域防災力の向上

第1節 自助による市民の防災力の向上

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 防災教育の充実 危機管理課、警察署、消防署、消防団

市は、市民、事業所等の防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、関係機関と連携し、様々な機会を通じて啓発を行う。

機関名	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を実施する。 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練、市総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援を実施する。
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から市民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるよう様々な普及啓発を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市等と連携し、浸水ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 (2) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 (3) 市民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 (4) 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 (5) 消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。 2 児童生徒等を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会・座談会、映画会等を開催し、防災意識を啓発する。 3 市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

3 学校等における防災教育の推進	市、教育委員会
-------------------------	---------

教育指導課は、都教育委員会が定めた教員用指導資料「安全教育プログラム」により、地域の風水害リスクや気象情報・避難情報や必要行動等の風水害に関する防災教育を推進する。その際、地域住民や消防・警察等防災関係機関と連携した避難訓練、防災訓練の企画などを行い、実践的な内容となるよう留意する。

4 防災訓練の充実	気象庁、市、警察署、消防署
------------------	---------------

市は、風水害時における市民の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関相互及び市民との協体制確立に重点をおいた合同総合水防訓練及びその他の目的別訓練を実施する。

(1) 合同総合水防訓練【危機管理課、道路課、下水道課、みどり公園課、交通課、用地課、警察署、消防署、消防団】

水防法（昭和24年法律第193号）及び東京都水防計画に基づき、風水害等の災害に際しての水防部隊の合理的運用と水防工法の完全な習熟等、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により合同総合水防訓練を実施する。

訓練は、次の全部又は一部を選択して、年1回以上実施する。

- ア 非常招集訓練
- イ 部隊編成訓練
- ウ 情報通信訓練
- エ 本部運営訓練
- オ 水防工法訓練
- カ 救助救急訓練
- キ その他風水害時の活動に必要な訓練

(2) その他訓練【危機管理課、教育企画課、警察署、消防署】

危機管理課は、風水害を対象とした合同総合水防訓練を企画するほか、教育企画課と連携し、防災市民組織へ風水害を対象とした避難訓練の実施等の支援を行う。訓練を通じて検証を実施し、新たな課題を発見するよう努める。

従来型の防災訓練の実施に加え、地域の実情にあった防災訓練・防災講座等の充実を図る。また、地域で活動する団体による日常的な活動に防災要素を取り入れるなど、平時からの環境構築、福祉、青少年育成等との融合を図る。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

5 防災広報の充実	市、消防署、警察署
-----------	-----------

(1) 各防災関係機関が行う広報内容【危機管理課、消防署、警察署】

- ア 台風・集中豪雨に関する一般知識
- イ 各防災関係機関の風水害対策
- ウ 竜巻に対する備え
- エ ゲリラ豪雨対策
- オ 家庭での風水害対策
- カ 避難するときの注意
- キ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ク 土砂災害に対する心得
- ケ 台風時の風に対する対策
- コ 災害情報の入手方法
- サ 応急救護の方法
- シ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ス 避難情報に関する取扱い

(2) 各防災関係機関の広報手法【危機管理課、警察署、消防署】

機関名	内容
市	1 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。 2 浸水ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解を促進する。
警察署	チラシ、ミニ広報紙、回覧板等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。
消防署	1 チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を行う。 2 市民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 3 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発を実施する。

第2節 地域による共助の推進

1 地域防災の担い手の育成	市、警察署、消防署
---------------	-----------

(1) 防災市民組織の結成促進【危機管理課、協働コミュニティ課】

市は、風水害に関して、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行うよう努め、土のう袋等の風水害に関する資器材等の整備支援に努めるとともに、平時及び風水害時の防災行動力の向上に結び付ける。

(2) 人材の育成【危機管理課、警察署、消防署】

市は、防災市民組織等に対し、水害に関する知識、必要な行動、対策について講習等を実施し、地域の防災を担う人材を育成する。

(3) 活動環境の整備【危機管理課、消防署】

市は、防災市民組織の効果的な活動に資するため、水防活動に使用する資器材等の整備をはじめ、避難訓練を実施するための環境整備に努める。

また、気象情報や避難情報、必要な避難行動等の風水害に関する知識を身につけるために、都民防災教育センター（防災館）を活用する。

2 地域の連携力の強化	市、警察署、消防署
-------------	-----------

(1) あらゆる世代が参加可能な地域イベントの開催促進【関係課、消防署】

市は、地域で生活するあらゆる世代や対象が参加可能な地域イベントの開催を通じて、市民相互の顔の見える関係を構築し、平時から互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進する。

(2) 地域ぐるみの支援体制づくり【関係課】

市は、防災市民組織や民生委員、消防署、在宅ケアチーム、ボランティア組織及び社会福祉施設等と連携し、要配慮者の早期避難体制の構築や安全確保に係る相互協力体制の整備に努めるとともに、地域での声掛け・見守り活動、避難支援プランの策定を推進する。

(3) 地区防災計画の作成【関係課、市民】

地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して市防災会議に対して提案を行い、その提案を受けて市防災会議が必要であると認めた場合、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

また、市は地区コミュニティの醸成に努めるとともに、地区防災計画の作成に当たり、必要に応じて支援する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3節 事業所の防災活動

1 事業所による自助・共助の強化

市、警察署、消防署、事業所

(1) 事業所による防災対策の推進【事業所】

事業所は、風水害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図る。

ア 各企業の水害リスクの確認と止水板等の浸水対策及び従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

イ 風水害発生時に短時間で重要な機能を再開し、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化等の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進

ウ 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力など地域社会の安全性向上対策

エ 要配慮者利用施設においては、介護保険法等の関係法令に基づき自然災害からの避難を含む具体的計画の作成

オ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

カ 災害応急対策等に必要な車両・資器材等の水没を回避するための対策の実施

キ 自助・共助による防災行動力を向上させるため、防災訓練の定期的に実施する。

(2) 装備品整備の推進【事業所】

事業所は、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や風水害時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

第3章 公共施設等の予防対策

第1節 防災まちづくり

1 防災まちづくりの推進	市、都、警察署、消防署、消防団
--------------	-----------------

(1) 防災まちづくりを目指す各種基本計画の推進【危機管理課、都市計画課、
みどり公園課】

市は、オープンスペース（公園・農地・道路・鉄道・河川等）を活かす防災生活圏の形成を目指し、「西東京市都市計画マスタープラン」や「西東京しみどりの基本計画」等に防災の視点を反映させる。

(2) 公園の整備【みどり公園課】

市は、みどりの基本計画に沿って、緑化を推進するとともに、公園の整備を進め、市全体の防災性の向上を図る。

また、広域避難場所及び避難広場として位置付けられている公園については、その機能の保全に努める。

(3) 緑地・農地の保全【みどり公園課、都市計画課、危機管理課】

市は、雨水浸透施設等として重要な役割を担う緑地を確保し、その保全に努める。また、市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、生産緑地地区の指定等、持続可能な農業経営に向けた振興施策を展開していく。

(4) オープンスペースの把握と活用【みどり公園課、都市計画課、危機管理課、
都（都市整備局）】

市は、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等の浸水想定区域外に位置するオープンスペースの把握に努める。

(5) 施設・設備の機能継続の確保【総務課、危機管理課、施設を管理する課】
非常用発電機等の備えに努める。

(6) 文化財施設の安全対策【社会教育課、警察署、消防署、消防団】

社会教育課は、文化財施設の風水害対策を進め、重要物件の搬出等の訓練を実施する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第2節 道路・橋梁・河川施設

1 道路・橋梁の整備	市、都、警察署
------------	---------

各機関の道路・橋梁施設における予防対策は、次のとおりである。

機関名	事業計画
市 (道路課)	市は利用者の安全確保を図るため、管理する道路、橋梁の強化及び必要な防災施設の整備を行う。
都	<p>1 道路 斜面崩壊及び落石等による道路の災害を防止し、道路の安全性を高めるため、日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、道路災害防除事業を実施する。</p> <p>2 橋梁 全橋梁について日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。</p>
警察署	<p>風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。</p> <p>1 表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。</p> <p>2 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。</p>

2 水防活動の準備	市
-----------	---

危機管理課は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

第4章 応急対応力の強化

第1節 災害活動体制

1 市の動員体制等の整備・充実	市
-----------------	---

(1) 職員の配備基準【危機管理課】

危機管理課は、風水害発生時の気象状況等に応じて適切な防災活動が行われるよう、災害対策組織・配備基準の見直し等を適宜実施する。また、連絡体制の整備及び勤務時間外における職員体制に関しても整備を進める。

(2) 庁舎の非常用電源の拡充【総務課】

機能維持強化にむけて、庁舎（災害対策本部等）の非常用電源の使用可能時間等の拡充・強化に努める。

2 マニュアル等の整備	市
-------------	---

地域防災計画及び風水害タイムラインに基づき、対応時期や活動内容等を理解するとともに、班ごとにマニュアルを整備する。整備したマニュアルは、訓練等を通し、課題の共有・修正を行う。

3 事業継続計画の作成	市
-------------	---

(1) 市政の事業継続計画の作成及び修正【全課】

既存の市政の事業継続計画（BCP）に対し、風水害時を想定し内容の確認を行うとともに、訓練等を通じて適宜修正をする。

(2) 事業者の事業継続計画の作成【危機管理課】

風水害時に企業等の事業活動を早期に復旧するため、商工会・商工会議所と連携し、浸水想定区域内に位置する事業者を中心に事業継続計画（BCP）を作成するよう周知していく。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

＜事業継続計画（BCP）＞

BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために、事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

その主な内容としては、事業のバックアップのシステムや執務室の確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などである。

事業継続の取組は、以下の特徴を持っている。

- ① 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- ② 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- ③ 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- ④ 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- ⑤ 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- ⑥ 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

事業継続計画（BCP）の作成に当たっては、必要な対策を実践するとともに、その結果を点検・見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

第2節 救助・救急活動

1 救助・救急体制の整備	市、消防署、消防団
浸水時の救助・救急体制に必要なボートや排水ポンプ車等の配備、事業者との協定締結を進める。また、浸水時に備え、ボートでの救出方法の訓練等を実施し、救助・救急体制を整備する。	

第3節 応援協力

1 防災関係機関等との連携強化	市
危機管理課は、風水害時に必要となる排水ポンプ車や土のう等の資器材の配備、防災対策の強化を図るため、多種・多様な団体との協力体制について協定の締結を推進する。特に市内又は周辺だけでなく、他道府県の市町村や団体等との広域的な応援協定の締結を推進する。	

第4節 ボランティアとの連携

1 ボランティア活動の支援体制の整備 及び支援	市、市社会福祉協議会
----------------------------	------------

(1) ボランティアセンターの事前指定【危機管理課、地域共生課】

市災害ボランティアセンターは、西東京市社会福祉協議会内に設置する。市災害ボランティアセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンターの設置が必要と判断したときの設置場所を検討する。

(2) 体制の整備【地域共生課、市社会福祉協議会】

地域共生課及び市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターやボランティア団体と行政、あるいはボランティア団体相互間での連携を図り、相互ネットワークを形成するほかボランティア団体との災害時の応援協定を締結し体制の強化に努める。

また、市社会福祉協議会が設置・運営する市災害ボランティアセンターが関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすような体制づくりや、必要な資器材の調達など、活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

(3) ボランティア活動の強化・支援【地域共生課、市社会福祉協議会】

地域共生課は市社会福祉協議会と連携し、市内のボランティア活動を強化及び活性化するため、次の支援を実施する。

- ア ボランティア団体相互の情報収集・提供等、ネットワークづくりの機会創出
- イ ボランティア、ボランティアコーディネーター養成等の人材育成、場の提供等
- ウ 市民へのボランティア意識の普及・啓発
- エ 多様化するボランティアに対応できる業務マニュアルの作成、支援のあり方の調査及び研究等
- オ ボランティア組織機能に応じた防災訓練・研修、市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施
- カ 各ボランティア団体の連携のための協議会の設置による情報連絡体制の確保など協力体制の推進

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 登録ボランティアとの連携及び 人材育成	市、都、警察署、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会
--------------------------	------------------------------

(1) 登録ボランティアとの連携【危機管理課、地域共生課、消防署、日赤東京都支部、市社会福祉協議会】

地域共生課及び市社会福祉協議会は、都防災ボランティア（被災建築物応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、語学ボランティア、建設防災ボランティア）の専門性を活かし、協力を得るための準備を進める。

消防署は、震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署へ自主的に参集し、消防隊に協力する東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携を図る。また、減災に向けた効果的な活動を行うため、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、東京消防庁災害時支援ボランティアの一層の充実強化を図る。併せて、震災時に消防隊と連携した活動能力向上を図る。

日赤東京都支部（赤十字ボランティア）は、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるよう、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

(2) 人材育成【地域共生課、都（都市整備局、生活文化局、建設局）】

地域共生課は、都、日赤東京都支部、都社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、平時からボランティアの社会的意識等についての啓発を行う。

(3) 受援力の強化【地域共生課、協働コミュニティ課、市社会福祉協議会】

市及び民間で行う様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などの受援力（支援を受ける力）を高めるために以下の取組を行う。

- ア 土地勘のないボランティアに提供するための地域の情報の整理
- イ 災害ボランティアの関係する防災訓練への参加
- ウ 災害時のボランティア活動に関する支援者・支援団体の把握
- エ 既往災害におけるボランティア活動の紹介

第5節 防災活動拠点の確保

1 防災活動拠点の充実	市
-------------	---

(1) オープンスペースの把握【危機管理課、総務課】

危機管理課及び総務課は、浸水想定区域外に位置するオープンスペースの把握に努める。

(2) システム復旧の迅速化【情報推進課】

風水害時のシステム復旧の迅速化を図る取組を推進する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第5章 情報通信の確保

1 市民等への情報提供体制の整備	市
------------------	---

(1) 市ホームページによる情報発信【秘書広報課、情報推進課】

風水害時は、市ホームページへのアクセスが集中することから、災害協定による市ホームページのキャッシュサイト化での負荷軽減、災害時応援協定に基づく市ホームページの代理掲載を行う。また、西東京市安全・安心いーなメールと市ホームページとの連携機能、災害時用トップページへの切替え等機能の総合的な活用により、迅速に情報を伝達する。

風水害時に提供する情報の迅速な発信のため、定期的な訓練の実施に努める。

(2) 市防災行政無線の設置拡大と精度の向上【危機管理課】

危機管理課は、災害に即した伝達方法を検討し、新たに防災活動拠点等に指定される施設等に市防災行政無線（地域防災系）の設置を推進する。

また、風水害時の暴風等により防災行政無線が聞こえにくい状況が考えられるため、市内の音達エリア調査等により市防災行政無線（同報系）の可聴困難区域の把握に努める。

(3) 提供する情報内容の整理【情報推進課】

市民に対し、水害時に提供する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するよう、情報内容や様式等の事前準備に努める。

第6章 医療救護等対策

第1節 医療救護

1 医療体制の整備	市、保健所
-----------	-------

(1) 医療体制の整備【危機管理課、健康課】

浸水想定区域外に位置する緊急医療救護所や避難所医療救護所、医療救護活動拠点の設置場所を整理するほか、風水害時の医療救護班の編成、市内医療機関との連絡体制の構築や、医療救護班を編成しておく。

(2) 負傷者等の搬送体制の整備【危機管理課、健康課】

負傷者の搬送方法の検討を行うとともに、浸水想定区域外に位置する緊急医療救護所から災害拠点病院等の病院までの、傷病者の搬送体制を構築する。

(3) 緊急医療救護所開設訓練【健康課、危機管理課、関係団体】

災害発生に備え、多数の傷病者への対応や連携体制など、市災害医療コーディネーターを中心に、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・市柔道整復師会等とともに、緊急医療救護所開設訓練を実施する。

2 医薬品・医療資器材の確保	市
----------------	---

健康課及び危機管理課は、市医師会、市歯科医師会、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターと協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行う。

また、避難所等に救急医薬品及び感染症対策の衛生用品を備蓄する。医薬品の備蓄量は、東京都地域防災計画に準じ、発災から3日間で必要な量を目安とする。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第2節 防疫

1 防疫体制の整備

市、保健所

(1) 防疫対策の普及啓発【危機管理課】

風水害時には、特に夏場は浸水域において衛生面が悪くなりやすい。そのため、風水害時に特化した衛生管理等について、高齢者関係施設、学校、医療関係施設等への普及啓発を目的とした広報紙の発行等を行う。

(2) 資器材の整備【危機管理課、健康課、保健所】

防疫体制に関わる資器材を、浸水想定区域外や建物の2階等の浸水リスクの低い場所に配備するとともに点検・補充を定期的に行う。

第3節 遺体の取扱い

1 遺体の取扱い

市

(1) 遺体収容所の事前指定【危機管理課】

遺体収容所は、総合体育館とする。

(2) 関係機関との連携確保【危機管理課、市民課、市民税課、資産税課】

葬儀業者等との協定締結を推進し、ドライアイスや棺おけ等の遺体の収容や葬儀等に必要な資器材の確保に努める。

第7章 避難者対策

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

市

市は、必要に応じた市民の迅速な避難を実現するために、以下の対策による避難体制の整備に努める。

(1) 避難のための事前準備【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課、協働コミュニティ課】

ア 発災時に備えた地域の実情の把握

自治会・町内会等の地域又は施設単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努める。

イ 避難情報を発令するいとまがない場合の対応の検討

避難情報を発令するいとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

ウ 発災時に備えた避難確保計画の策定

避難情報の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(2) 避難路の安全性の向上【道路課、都市計画課、建築指導課、住宅課】

指定避難所等に通じる主要道路の整備・改良、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努める。

第2節 避難所・避難広場等

1 避難所等の整備

市、教育委員会

(1) 避難所の指定及び整備【危機管理課、教育委員会】

危機管理課は、風水害時の避難所を指定する。教育委員会は所管する避難所について、屋内環境対策の充実を図る。

避難所一覧については、第3部第6章第2節を参照

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(2) 福祉避難所の指定【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、子ども家庭支援センター】

自宅や避難所で生活している要配慮者、乳幼児又は妊婦のいる世帯等に対し、介護等必要なサービスを提供するため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として指定する。福祉避難所は、浸水区域外に位置している鉄筋構造及びバリアフリーの建物等を利用する。

なお、福祉避難所は、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、また、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものであり、二次的に開設されるものとする。

福祉避難所一覧については、第3部第6章第2節を参照

(3) 避難所等の使用に関する他の区市との調整【危機管理課】

被害状況に応じて他の区市の避難所等を相互利用するため、自治体間の調整に努める。

(4) 避難所等の周知【危機管理課】

避難所等へ標識板を設置するとともに、市ホームページなどにより市民に周知を行う。避難所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 避難所等の管理運営体制の整備等	市、都、教育委員会、各施設管理者
--------------------------	------------------

(1) 避難所管理運営マニュアルの作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、保育課、教育委員会、子ども家庭支援センター、市民】

避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針（市区町村向け）」等に基づき、「避難所管理運営マニュアル」等を作成、支援する。

「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

感染症流行時においては、「西東京市避難施設・管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）」に基づき感染拡大防止を図る。

第3節 要配慮者対策

1 要配慮者等の安全確保対策の推進	市、都、警察署、消防署、保健所
-------------------	-----------------

要配慮者は、避難に時間がかかるため、早期避難と周囲の避難支援が重要である。そのため、市や関係機関は、要配慮者に対する避難体制の整備を進める。

(1) 要配慮者の避難【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課】

- ア 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成
- イ 避難行動要支援者個別計画作成
- ウ 要配慮者の特性（要介護度、障害特性等）に応じた避難支援体制の整備
- エ 関係機関と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施
- オ 都と連携した緊急通報システム等の整備
- カ 要配慮者自身の備えに関する周知

(2) 避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿作成【危機管理課、高齢者支援課、障害福祉課、地域共生課、市民課】

災害時の安否確認や避難支援を行うための体制を整備するため、避難行動要支援者及び災害時要援護者の名簿を作成する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

ア 名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者

(改正法第8条第2項第15号、西東京市避難行動要支援者名簿に関する要綱)

市内に在住し、次のいずれかに該当する者(施設入所者及び長期入院患者を除く)

- ・介護保険の要介護度3以上の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の等級にある者
視覚障害：1級又は2級
聴覚障害：2級
肢体不自由：1級又は2級
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・愛の手帳1度又は療育手帳Aを所持する者

市長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民(避難行動要支援者)の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、以下の記載事項を踏まえ、「避難行動要支援者名簿」を作成する。また、名簿を活用した安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。

災害時要援護者

(西東京市災害時要援護者登録制度実施要綱)

市内に在住し、避難行動要支援者に該当しない者で、次のいずれかに該当する者(施設入所者及び長期入院患者を除く)

- ・65歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯に属する者
- ・介護保険の要介護の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳を交付された者
- ・精神障害者保健福祉手帳を交付された者
- ・愛の手帳を交付された者又は療育手帳を交付された者
- ・難病(国及び都の難病等医療費助成認定)の患者
- ・その他支援を希望する者又は支援者等が必要と認める者で市長が認めた者

イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 避難行動要支援者

市は、要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報、難病患者の情報により避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、全対象者をリスト化する。

(イ) 災害時要援護者

高齢者・障害者など、災害時に自ら及び家族の支援のみでは安全に避難活動等ができない災害時要援護者について、手上げ方式と同意方式により、名簿を作成する。

ウ 名簿の更新に関する事項

毎年要介護認定情報、各種障害者手帳台帳や障害支援区分情報、難病患者の情報、住民基本台帳の情報を基に加除更新する。

また、避難行動要支援者の転入があった場合も、その都度名簿に登録する。死亡や転出で不要になった個人情報は速やかに削除・更新する。

エ 避難支援等関係者

市、警察署、消防署、市消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び福祉関係事業所、自治会・町内会・防災市民組織等の話し合い等であらかじめ避難行動要支援者に対する災害発生時の安否確認等を行う体制を図り、支援者自身の不在や被災も考慮し、努めて複数の支援者を決めておく。

オ 名簿の提供及び情報漏えいの防止措置

市は、名簿提供者を警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会・町内会・防災市民組織等に限定し、法令等において守秘義務のない者とは、名簿の管理・運用に関する協定を締結する。

また、電子情報で保管する名簿は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠可能な保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。なお、紙媒体による名簿は、毎年更新するものとする。

カ 円滑に避難するための体制整備

避難支援等関係者や親族等の協力により、避難行動要支援者の個別訪問及び避難支援を得られるよう体制を整備する。

また、避難支援等関係者との連絡・連携体制の構築を推進する。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自己の安全確保を優先させた上で、日頃から各自で行える防災対策を実施し、災害に備えるものとする。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

また、避難行動要支援者や災害時要援護者に対して、避難支援等関係者自らが被災した場合などは、避難支援が行えない場合があることを伝えておくものとする。

(3) 避難行動支援者個別計画の作成【高齢者支援課、障害福祉課、危機管理課】

「避難行動要支援者個別計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図る。

(4) 緊急通報システム制度の実施【高齢者支援課、障害福祉課】

市が整備する緊急通報システムを活用して、一人暮らしの高齢者や重度身体障害者世帯の安全確保を図る。

(5) 要配慮者に対するネットワークづくりの推進【危機管理課、地域共生課、高齢者支援課、障害福祉課、警察署、消防署、市社会福祉協議会】

ア 市は、要配慮者の安全確保のため、近隣市民の協力体制づくりを推進する。また、消防署は、西東京消防署住宅防火防災対策推進協議会等において、災害時における安全確保対策を推進する。

イ ささえあいネットワーク（高齢者見守りネットワーク）を通じて、住民同士の支え合いの意識を強化する。

ウ 警察署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制（田無パートナーシップ）づくりを推進する。

エ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

オ 社会福祉施設等の被災に備え、施設入居者の受入れ等、施設間の相互応援の共助体制づくりを推進する。

(6) 社会福祉施設等の安全対策【危機管理課、高齢者支援課、都（福祉保健局）、警察署、消防署】

ア 高齢者等の要配慮者が避難を余儀なくされた場合、特別養護老人ホーム等が管理する施設の一部を、要配慮者を対象とした福祉避難所として利用する協定を締結するよう推進する。

イ 施設の自衛消防隊等による防災行動力の向上や、事業所、自治会・町内会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。

ウ 市総合防災訓練に際し、都、警察署及び消防署と連携して要配慮者に係る社会福祉施設における訓練項目を設け、地域市民等の協力による避難活動や初期消火訓練等の実施に努める。

- (7) 災害時におけるサービス確保【危機管理課、健康課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、都（福祉保健局）、子ども家庭支援センター、市内医療機関、保健所】
- ア 透析患者や在宅難病患者等への対応として、都と協力し医療体制の強化に努める。
- イ 健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制及びメンタルヘルスケア体制の整備を図る。
- ウ 要配慮者が避難所等で必要となる生活用品等を計画的に備蓄するとともに、福祉機器を確保するため、協定先を拡充するなど、調達先等について更に検討する。

2 外国人の支援対策	市、都、消防署
------------	---------

(1) 防災情報の提供【危機管理課、文化振興課】

- ア 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、風水害に関する多言語版の防災パンフレットを作成、配布する。
- イ 避難等の情報確認のため、NPO法人等と連携したシステムづくり、防災訓練、避難所看板の多言語表記等を計画的に実施する。
- ウ 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- エ NPO法人等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。

(2) 多言語による災害広報【秘書広報課、文化振興課】

- 多言語による災害広報を行うシステム及び態勢を確立し、NPO法人等と連携した情報配信訓練を定期的実施する。

(3) 各種防災関連行事や訓練参加の呼びかけ【危機管理課、消防署】

- 外国人に対し、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、ホームページや印刷物による防災知識の普及を図るとともに、各種防災関連行事や訓練への参加を呼びかける。

また、外国人に対する専門訓練等の実施を計画する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第8章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 食料及び生活必需品等の整備

1 食料及び生活必需品等の確保	市
-----------------	---

危機管理課は、風水害時の避難所での生活に備え、浸水想定区域外に位置する施設や建物の2階など浸水リスクの低い箇所に備蓄を行う。また、要配慮者や女性・子どもなど様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

2 備蓄倉庫の整備	市
-----------	---

危機管理課は、食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進める。浸水リスク等の地域特性を考慮した整備を行う。

3 備蓄・調達体制の整備	市
--------------	---

危機管理課は、指定避難所又はその近傍で、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。

第2節 生活用水対策

1 生活用水の供給対策	市、保健所
-------------	-------

危機管理課は、浸水想定区域外に位置する受水槽を有する事業所等に対しては災害対策用受水槽協定の締結を進める。

また、「震災用井戸」の指定及び水質検査を継続し、生活用水確保・給水活動の具体的な対策を定める。

第3節 物資の輸送

1 輸送体制の整備	市
-----------	---

生活文化スポーツ部は、風水害時における地域内輸送拠点から各避難所等への輸送ルートについて、あらかじめ選定しておく。総務課は、輸送車両について、震災時と同様に東京都トラック協会等との連携体制を構築する。

2 輸送拠点の整備	市
-----------	---

地域内輸送拠点は、保谷庁舎・田無庁舎とする。また、緊急物資の集積場所は、保谷庁舎駐車場とする。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第9章 市民の生活の早期再建

第1節 住宅対策

1 応急仮設住宅建設のための準備	市
------------------	---

住宅課は、みどり公園課・スポーツ振興課・公共施設マネジメント課・都市計画課・建築指導課・危機管理課と調整の上、浸水リスクに配慮し、応急仮設住宅建設予定地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定しておく。また、都の求めに応じて年1回報告する。

第2節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理

1 災害廃棄物処理計画の策定	市
----------------	---

ごみ減量推進課は、風水害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難である。そのため、大規模風水害においても円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、風水害を想定した災害廃棄物処理計画を策定し、事前に十分な対策を講ずる。

第3節 教育・保育の安全対策

1 学校の予防対策	学校長、教育委員会
-----------	-----------

(1) 施設の整備【教育委員会】

教職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

(2) 発災時の対応準備【学校長、教育委員会】

発災時に素早い対応ができるよう、気象情報や避難情報の種類、必要な行動などをあらかじめ整理するとともに、風水害を想定した防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【学校長、教育委員会】

風水害時の対応について保護者にあらかじめ周知するとともに、SNSや安心メール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。

2 保育園・児童館・学童クラブの予防対策	保育園・児童館・学童クラブ
----------------------	---------------

(1) 施設の設備【保育園・児童館・学童クラブ】

職員及び児童・乳幼児用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。(カセットトコンロ等ライフライン停止時のお湯の確保、乳幼児用品の確保、トイレトペーパー・ティッシュペーパー、災害用トイレの備蓄など)

(2) 発災時の対応準備【保育園・児童館・学童クラブ】

発災時に素早い対応ができるよう、気象情報や避難情報の種類、必要な行動などをあらかじめ整理するとともに、風水害を想定した防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒等の引渡し準備【保育園・児童館・学童クラブ】

風水害時の対応について保護者にあらかじめ周知するとともに、メール又は伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しに当たっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで各施設に留め置くことを保護者に周知する。児童館においては、主に児童の安全の確保を行う。

第4節 災害救助法等

1 災害救助法等	市長、市
----------	------

(1) 災害救助法の適用準備【市長、危機管理課】

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないことから、職員は風水害に関する適用基準を十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(2) 激甚災害法の適用準備【市長、危機管理課】

市長は、風水害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

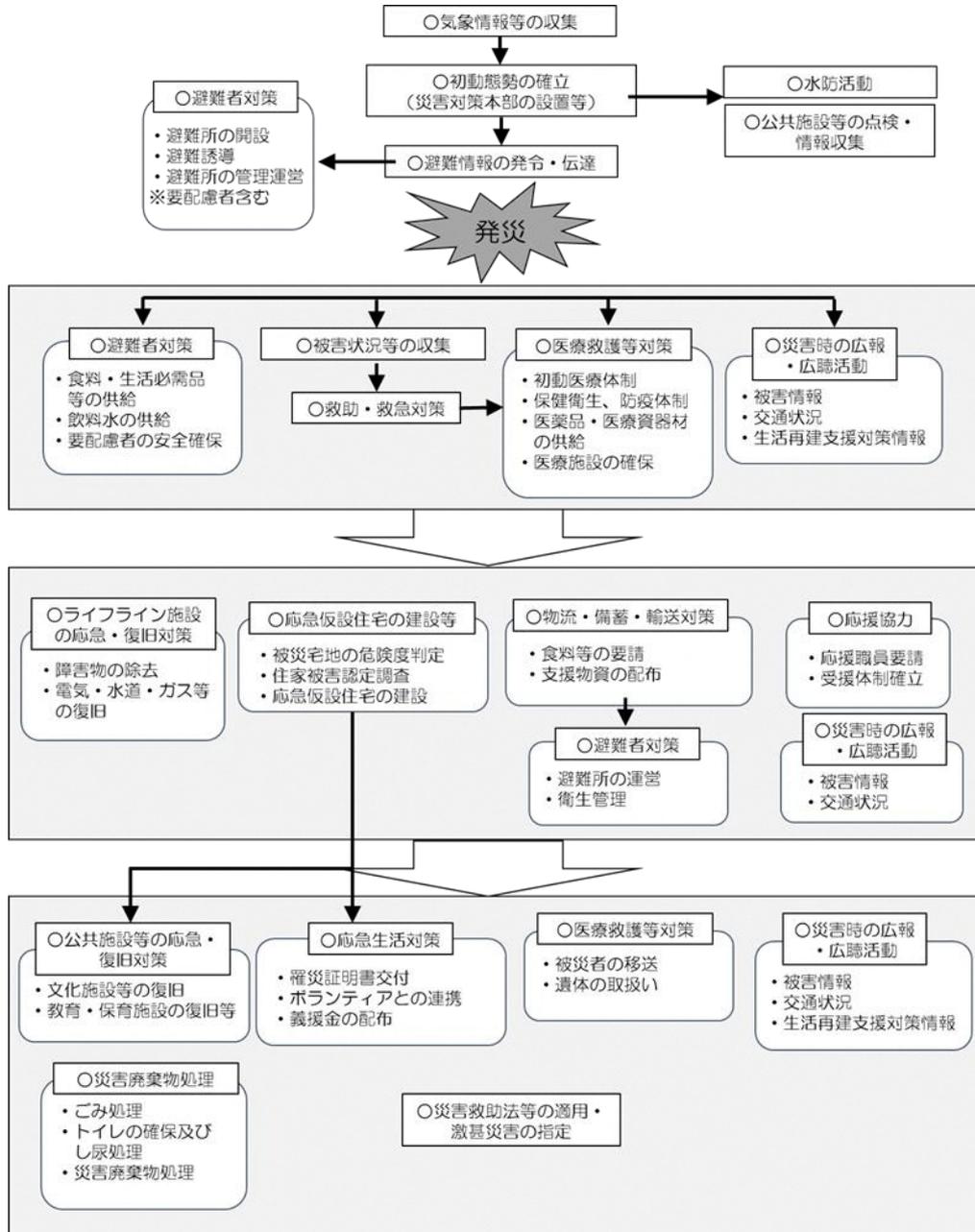
第5節 被災者の生活再建対策

1 生活再建のための事前準備	市
----------------	---

関係各課は、風水害時の罹災証明書発行の基準をあらかじめ理解しておくとともに、市民へも基準や写真の撮影による証拠保存方法を周知する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

【発災前・発災後の大きな活動の流れ】



第1章 初動態勢

大規模な風水害が発生した場合には、災害対策本部を設置するとともに、防災関係機関と協力し、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。

＜発災前後の活動の流れ＞

目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降
市 (災害対策本部)		○外部災害対応要員の調整 ○情報連絡態勢の発令	○災害対策本部の設置の準備 ○災害対策本部の設置（水防非常配備態勢の発令） ○市議会災害対策支援本部の設置準備 （議会事務局が実施） ○電話対応（他課（班）応援職員の要請）				○災害対策本部 会議の実施	○救助・救 護実施 （自衛隊 の要請）
都 (災害対策本部)	○気象情報の収集、分析、提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集 ○気象情報連絡会実施		○気象情報・防災情報の受信・伝達 ○建設局との連携 ○市区町村、各局等への情報提供、注意喚起		○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置		○被害状況の収集 ○災害救 助法の適 用(検討) ○災害対策本部 の設置検討・設置 ○自衛隊 の災害派 遣要請	

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1節 災害対策本部の組織・運営

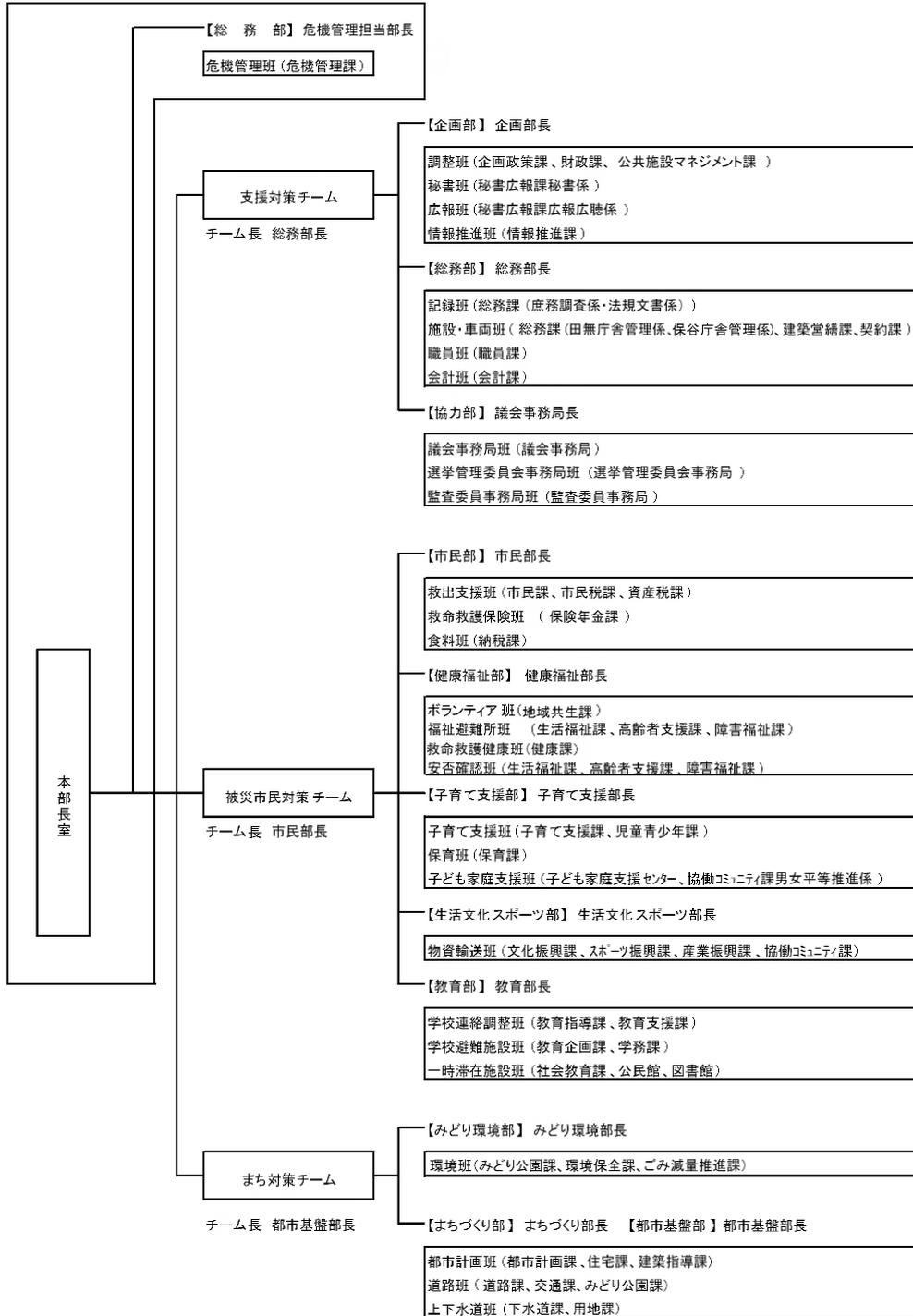
応急対策

1 災害対策本部の分掌事務等

全職員

市の防災業務に係る組織体系と事務分掌は次のとおりである。

(1) 組織体系図



(2) 事務分掌

【役割：本部の運営・統括、本部長室の補佐に関すること】

部	班	分掌業務	平時の課名
総務部 危機管理課 【危機管理担当部長】	危機管理班 【班長】 危機管理課長	1 災害活動の総括及び統制	危機管理課
		2 水防非常配備態勢の指示伝達	
		3 本部長室の庶務及び審議事項に必要な業務	
		4 避難情報の発令に関すること	
		5 災害に関する通信情報の総括整理	
		6 防災関連通信機器設備の総括及び統制	
		7 防災関係機関（防災市民組織含む）との連絡調整及び応援要請	
		8 現地本部の設置	
		9 都防災会議及び市防災会議に関すること	
		10 消防団の出動及びこれに必要な業務	
		11 他班に属さない協力団体等との連絡調整	
		12 災害救助法の適用申請及びこれに必要な業務	
		13 本部長（市長）の災害に関する特命事項	

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害対策本部の組織・運営

支援対策チーム

【役割：本部の運営や防災関係機関との連携等全体の統括】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム 【チーム長 総務部長】	企画部 【企画部長】	調整班 【班長】 企画政策課長	1 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整 2 被災状況等の情報収集、分析及びこれに必要な業務 3 ライフライン事業者との連絡 4 各部の情報の総括整理に関すること 5 危機管理班の応援に関すること 6 災害対策予算及び資金に関すること 7 義援金の受領に関すること 8 部内他班の応援に関すること 9 戦略的な災害対策を行うための情報分析を行うこと 10 部内他班の所管に属しない事務に関すること	企画政策課 財政課 公共施設マネジメント課
		秘書班 【班長】 秘書広報課長	本部長（市長）及び副本部長（副市長）の秘書に関すること	秘書広報課 秘書係
		広報班 【班長】 広報広聴担当課長	1 災害情報の広報及び広聴に関すること 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関すること 3 災害に関する情報収集 4 市民相談の窓口	秘書広報課 広報広聴係
		情報推進班 【班長】 情報推進課長	1 重要データの保全に関すること 2 情報システムの復旧に関すること 3 部内他班の応援に関すること	情報推進課

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
第1節 災害対策本部の組織・運営

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	総務部【総務部長】	記録班 【班長】 法規文書担当課長	1 災害の記録作成に関すること 2 広報班との連携及び支援に関すること 3 他班の所管に属しない事務に関すること	総務課 (庶務調査係・法規文書係)
		施設・車両班 【班長】 総務課長	1 庁舎利用者の避難、救護及び安全措置 2 庁用車両の管理、配車、燃料の確保及びこれに必要な業務 3 輸送車両の調達、配車及びこれに必要な業務 4 緊急通行車両申請事務及びこれに必要な業務 5 市施設・設備の被害状況調査(応急危険度判定の実施を含む)整備及び復旧に関すること 6 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関すること 7 災害対策用資材購入等に係る契約に関すること 8 他の部班への応援に関すること	総務課 (田無庁舎管理係・保谷庁舎管理係) 建築営繕課 契約課
		職員班 【班長】 職員課長	1 職員の参集状況管理に関すること 2 職員の安否確認 3 人員の配置・調整・健康管理等職員の人的な管理に関すること 4 職員の服務、給与及び公務災害に関すること 5 災害対策従事者の寝食等の支援に関すること 6 他の部班への応援に関すること	職員課
		会計班 【班長】 会計課長	1 災害対策に必要な現金出納に関すること 2 その他会計に関する必要な業務 3 他の部班への応援に関すること	会計課

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害対策本部の組織・運営

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
支援対策チーム【チーム長 総務部長】	協力部【議会事務局長】	議会事務局班 【班長】 議会事務局次長	1 市議会及び市議会議員との連絡調整及びこれに必要な業務 2 人員不足の各部・班の補助	議会事務局
		選挙管理委員会事務局班 【班長】 選挙管理委員会事務局長	人員不足の各部・班の補助	選挙管理委員会事務局
		監査委員事務局班 【班長】 監査委員事務局長	人員不足の各部・班の補助	監査委員事務局

被災市民対策チーム

【役割：避難所の開設や食料確保など被災市民対策】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム 【チーム長 市民部長】	市民部 【市民部長】	救出支援班 【班長】 市民課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災市民対策の総合調整及び他班に属しない事務 2 遺体収容場所の設置及びこれに必要な業務 3 遺体搬送及びこれに必要な業務 4 埋火葬許可の発行などの諸手続 5 行方不明者の捜索の連絡調整に關すること 6 要救助者の救出救助の連絡調整に關すること 7 被災状況の調査、住家被害認定に關すること 8 被災者の市税の減免に關すること 9 罹災証明の発行に關すること 10 応急危険度判定の応援に關すること 11 他の部班への応援に關すること 12 部内他班の所管に属しない事務に關すること 	市民課 市民税課 資産税課
		救命救護保険班 【班長】 保険年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 救命救護健康班への応援に關すること 2 被災者の国民健康保険料に關すること 3 被災者の後期高齢者医療保険料に關すること 4 他の部班への応援に關すること 	保険年金課
		食料班 【班長】 納税課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄食料等の輸送配分及びこれに必要な業務 2 食料及び生活必需品等の調達・供給に關すること 3 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長に關すること 4 他の部班への応援に關すること 	納税課

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害対策本部の組織・運営

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	ボランティア班 【班長】 地域共生課長	1 ボランティアの受入れ及びこれに必要な業務 2 市社会福祉協議会等との連絡調整に関すること 3 ボランティアセンターの運営に関すること 4 義援金の配布に関すること 5 弔慰金、見舞金及び被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付に関すること 6 部内他班の所管に属しない事務に関すること	地域共生課
		福祉避難所班 【班長】 高齢者支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難所収容者の要介護者に対する介護に関すること 4 要介護（要支援）認定者の避難、救護に関すること 5 介護サービス等提供事業者との連絡調整に関すること 6 要配慮者に対する避難、救護に関すること 7 その他被災者の避難、救護に関すること 8 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 9 部内他班の応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
第1節 災害対策本部の組織・運営

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	健康福祉部【健康福祉部長】	安否確認班 【班長】 障害福祉課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の 安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 緊急通報システム救助要請への 対応 4 要配慮者の安否確認、保護、避難 及び救護等の総合調整に関するこ と 5 市内社会福祉施設の被害調査、集 約 6 要配慮者の安否に関する相談 7 要介護（要支援）認定者の避難、 救護に関すること 8 介護サービス等提供事業者との 連絡調整に関すること 9 その他、被災者の避難、救護に関 すること 10 避難所収容者の要介護者に対す る介護に関すること 11 所管施設・設備の点検、整備及び 復旧 12 身元不明遺体に関すること 13 部内他班の応援に関すること	生活福祉課 高齢者支援 課 障害福祉課
		救命救護健康 班 【班長】 健康課長	1 災害時医療及び防疫に関するこ と 2 医療機関等との連絡調整及び医 師等派遣要請に関すること 3 医療救護所の設置管理及びこれ に必要な業務 4 医薬品等の調達、輸送及び運搬に 関すること 5 所管施設利用者の避難、救護等の 安全措置に関すること 6 所管施設の点検、整備及び復旧 7 その他保健衛生に関すること	健康課

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害対策本部の組織・運営

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	子育て支援部【子育て支援部長】	子育て支援班 【班長】 子育て支援課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 安否確認班の支援に関すること 5 市内私立幼稚園との連絡 6 他の部班への応援に関すること 7 部内他班の所管に属しない事務に関すること	子育て支援課 児童青少年課
		保育班 【班長】 保育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管施設利用者の保護、引渡し及びこれに必要な業務 4 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 5 応急保育に関すること 6 市内私立保育園等との連絡	保育課
		子ども家庭支援班 【班長】 子ども家庭支援センター長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 所管施設の点検、整備及び復旧 3 所管福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 その他災害復旧に係る男女平等参画に関すること	子ども家庭支援センター 協働コミュニティ課男女平等推進係

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
第1節 災害対策本部の組織・運営

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム 【チーム長 市民部長】	生活文化スポーツ部 【生活文化スポーツ部長】	物資輸送班 【班長】 文化振興課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置	文化振興課
			2 物資輸送の総合調整に関すること	スポーツ振興課
			3 輸送拠点・集積場、輸送ルートの確保に関すること	産業振興課
			4 輸送手段の確保	協働コミュニティ課
			5 災害対策用資器材の搬送	
			6 所管施設・設備の点検、整備及び復旧	
			7 人の移送に関すること	
			8 外国人の救援及び救護に関すること	
			9 公衆浴場に関すること	
			10 自治会・町内会・NPO法人・市民活動団体等との連絡調整	
			11 所管する土砂災害警戒区域専用避難所の開設・運営及び管理に関すること	
			12 他の部班への応援に関すること	

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害対策本部の組織・運営

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
被災市民対策チーム【チーム長 市民部長】	教育部【教育部長】	学校連絡調整班 【班長】 教育指導課長	1 学校との連絡調整に関すること 2 児童・生徒等の安全確保、救護に関すること 3 教職員の安否確認に関すること 4 教職員の非常配備態勢、勤務記録、服務等に関すること 5 教職員の寝食等の対応 6 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 都教育委員会との連絡調整 8 応急教育に関すること 9 教育相談に関すること 10 その他学校教育に関する業務 11 部内他班への応援に関すること 12 部内他班の所管に属しない事務に関すること	教育指導課 教育支援課
		学校避難所班 【班長】 教育企画課長	1 学校避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者情報の収集、集約 3 避難者の対応及びこれに必要な業務 4 所管施設の点検、整備及び復旧 5 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関すること 6 部内他班への応援に関すること	教育企画課 学務課
		一時滞在施設班 【班長】 社会教育課長	1 所管施設利用者の避難、救護等の安全措置 2 一時滞在施設の開設、運営及び管理に関すること 3 帰宅困難者情報の収集、集約 4 帰宅困難者の対応及びこれに必要な業務 5 所管施設の点検、整備及び復旧 6 部内他班の応援に関すること	社会教育課 公民館 図書館

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
第1節 災害対策本部の組織・運営

まち対策チーム【役割：交通・下水道の復旧など都市対策】

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
まち対策チーム【チーム長 都市基盤部長】	みどり環境部【みどり環境部長】	環境班【班長】 ごみ減量推進課長	1 校庭を除く避難広場、広域避難場所及び避難所の調整に関すること 2 災害廃棄物処理に係る調整に関すること 3 所管施設・設備の点検、整備及び復旧 4 ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び処理 5 被災地の清掃及び消毒に関すること 6 防疫、毒劇物対策に関すること 7 飼育動物の保護に関すること 8 他の部班の応援に関すること	みどり公園課 環境保全課 ごみ減量推進課

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
 第1節 災害対策本部の組織・運営

第1部 強い都市	チーム	部	班	分掌業務	平時の課名			
第2部 災害予防	まちづくり部【まちづくり部長】	まちづくり部【まちづくり部長】	都市計画班 【班長】 都市計画課長	1 都市対策の総合調整	都市計画課			
第1章 水害予防対				2 災害復興に係る都市計画	住宅課			
第2章 防災力向上	まち対策チーム【チーム長】	都市基盤部【都市基盤部長】	道路班 【班長】 道路課長	3 危険箇所の緊急パトロール・対応	建築指導課			
第3章 公共施設等				4 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定及びこれに必要な業務				
第4章 応急対応力				5 住家被害認定の応援に関する事				
第5章 情報通信				6 市営住宅の点検、整備、復旧に関する事				
第6章 医療救護				7 応急仮設住宅の建設、供給及び管理に関する事				
第7章 避難者対策				8 その他被害復旧に係る建築関連工事				
第8章 物資・備蓄等				9 他の部班への応援に関する事				
第9章 生活の再建				10 部内他班の所管に属しない事務に関する事				
第3節 応急復旧								
第1章 初動態勢								
第2章 情報収集				1 道路、橋梁、公園等の被害調査、整備及び復旧	道路課			
第3章 水防対策				2 障害物除去及び応急復旧に関する事	交通課			
第4章 警備・交通				3 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関する事	みどり公園課			
第5章 医療救護				4 市建災防協会、建設事業者等に対する協力要請に関する事				
第6章 避難者対策				5 その他災害復旧に係る土木関連工事				
第7章 物流・備蓄等				6 他の部班への応援に関する事				
第8章 ごみ・し尿等								
第9章 ライフライン								
第10章 公共施設等								
第11章 生活の再建								
第12章 災害救助法								
第13章 激甚災害								

第3部 災害応急・復旧対策計画：第1章 初動態勢
第1節 災害対策本部の組織・運営

チーム	部	班	分掌業務	平時の課名
		上下水道班 【班長】 下水道課長	1 下水道施設・設備の点検、整備及び復旧 2 河川及び水路の応急復旧に関すること 3 下水道工事事業者等に対する協力要請に関すること。 4 水洗トイレ及びマンホールトイレの排水確認に関すること 5 都下水道局との連絡調整 6 飲料水の確保及び応急給水活動の統制に関すること 7 給水地域の被害状況調査 8 西東京市水友会との連絡に関すること 9 飲料水に係る近隣市区町村への応援要請に関すること 10 給水管理事務所との連絡調整に関すること	下水道課 用地課

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 災害対策本部の設置等	全班
--------------	----

(1) 活動体制の確立【全班】

風水害等の災害が発生するおそれがある場合、市災害対策本部条例、同施行規則及び水防法の定めにより迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置及び職員の動員配備を行う。

なお、洪水等発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者については、安全の確保に努めるものとする。

(2) 情報連絡態勢の確立【危機管理班】

台風等気象災害については、事前に情報連絡態勢をとり、情報連絡やパトロール、緊急対応など状況に応じた迅速な対応をとる。

(3) 災害対策本部の設置【危機管理班】

ア 市長は、市の地域に風水害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、水防非常配備態勢を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部が設置される前における災害応急対策の実施については、災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

ウ 災害対策本部を構成する部の部長の職にある者は、災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、危機管理担当部長に災害対策本部の設置を要請することができる。

エ 危機管理担当部長は、災害対策本部設置の要請があった場合、その他災害対策本部を設置する必要があると認めた場合、災害対策本部の設置を市長に要請する。

(4) 災害対策本部設置場所【危機管理班】

災害対策本部は、原則として防災センターに設置する。

(5) 災害対策本部の廃止【危機管理班】

災害対策本部長（以下「本部長（市長）」という。）は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を廃止する。

(6) 災害対策本部の設置・廃止の通知と公表【危機管理班】

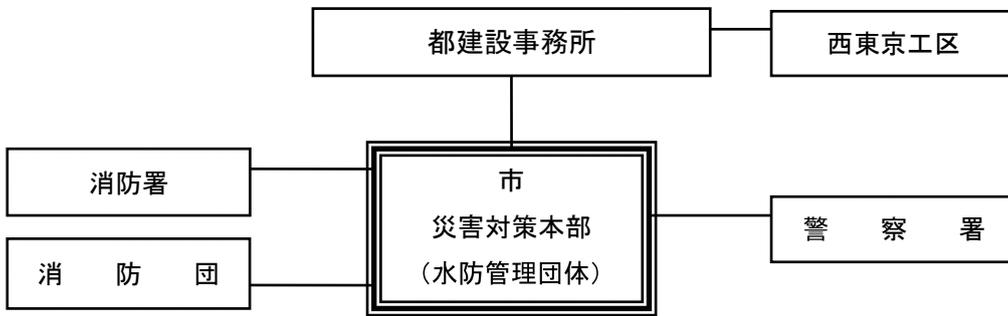
危機管理担当部長は、災害対策本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき、所属職員に対し周知徹底する。

【通知・公表先】

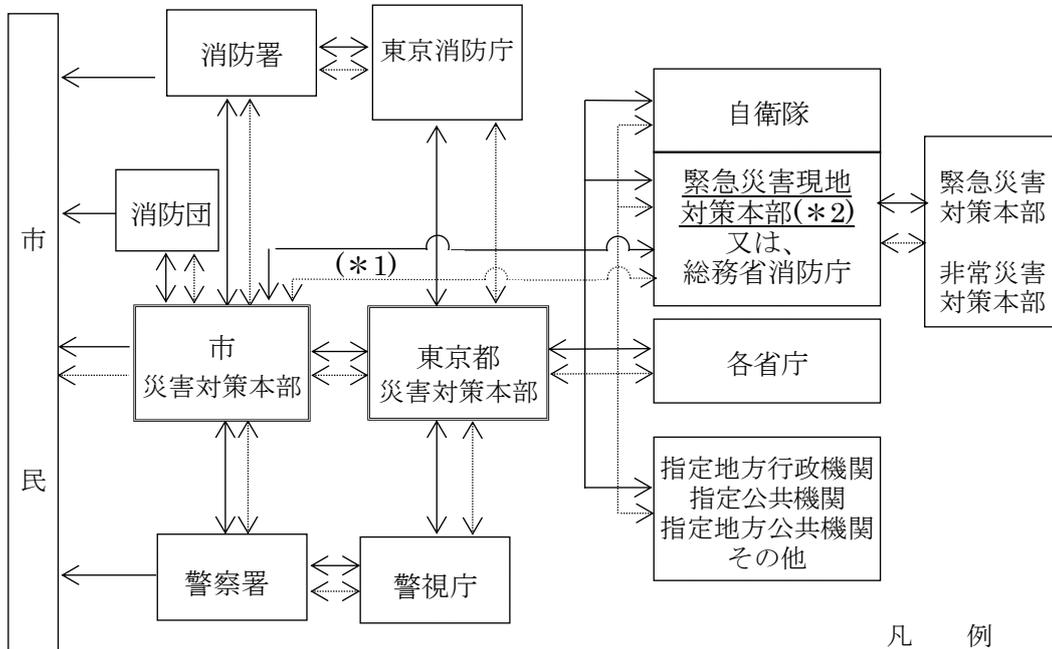
- ① 災害対策副本部長（以下「副本部長（副市長、教育長）」という。）
- ② 災害対策本部員（市長の事務局に属する部長、教育委員会に属する部長、会計管理者、議会事務局長及び本部長（市長）が指名した市の職員）（以下「本部員」という。）
- ③ 都知事（総務局災害対策本部）
- ④ 警察署長、消防署長、消防団長、近隣区市長、各防災関係機関
- ⑤ 本部長（市長）が必要と認めた団体、市民、報道機関

また、災害対策本部が設置された場合、防災センター1階入口、及び災害対策本部室内の2箇所に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。

【水防機関の構成】



【風水害時の情報伝達体制】



* 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
* 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

凡 例	
有線 又は 口頭	——
無線

- 第1部 強い都市
- 第2部 災害予防
 - 第1章 水害予防対
 - 第2章 防災力向上
 - 第3章 公共施設等
 - 第4章 応急対応力
 - 第5章 情報通信
 - 第6章 医療救護
 - 第7章 避難者対策
 - 第8章 物資・備蓄等
 - 第9章 生活の再建
- 第3節 応急復旧
 - 第1章 初動態勢
 - 第2章 情報収集
 - 第3章 水防対策
 - 第4章 警備・交通
 - 第5章 医療救護
 - 第6章 避難者対策
 - 第7章 物流・備蓄等
 - 第8章 ごみ・し尿等
 - 第9章 ライフライン
 - 第10章 公共施設等
 - 第11章 生活の再建
 - 第12章 災害救助法
 - 第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

3 災害対策本部の組織	全班
-------------	----

- (1) 災害対策本部は、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）、チーム、部及び班で構成する。チームにはチーム長、部には部長、班には班長を置くとともに、本部長室及び部に属すべき災害対策本部の職員は、本部長（市長）が別に定める。
- (2) 風水害時の初動においては、参集職員が少なく班態勢がとれない場合は、部態勢で対応するものとし、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。

4 災害対策本部の運営	全班
-------------	----

庁内各対策チーム、部及び班は、関係者間はもとより、各対策チーム、部及び班と相互に連携し、各種対策を適切に実施する。

また、医療救護活動、物資の調達や搬送、道路やライフラインの復旧等の様々な応急活動を一体となり実施するため、必要に応じて災害対策本部の下に、各部、防災関係機関、関係団体、事業者等で構成された組織を設置することができる。

(1) 本部長室の開設

危機管理担当部長は、災害対策本部の設置後、直ちに本部長室を開設するために必要な措置をとる。本部長室開設後は、危機管理担当部長が運営を統括する。

本部長室は、原則として防災センター5階災害対策本部室に設置する。ただし、防災センターの被害が甚大で設置が不可能な場合は、①審議進行に係る十分な面積、②通信設備及び代替電力（発電機等）の確保が容易、③車両進入が容易、等を選定基準として、適切な設置場所を検討し、本部長（市長）が決定する。

(2) 本部長室の構成及び内容

本部長室は、次の者をもって組織する。

- | |
|---------------------------------------|
| ① 本部長（市長）
② 副本部長（副市長、教育長）
③ 本部員 |
|---------------------------------------|

また、本部長室は、次のことについて災害対策本部の基本方針を審議策定する。

- ① 災害対策の総合的な調整に関すること。
- ② 水防非常配備態勢の解除及び災害対策本部の廃止に関すること。
- ③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ④ 避難情報の発令及び解除に関すること。
- ⑤ 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- ⑥ 都、他の市区町村、又は公共機関等に対する応援要請に関すること。
- ⑦ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ⑧ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(3) 本部長（市長）の職務

ア 本部長（市長）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

イ 本部長（市長）は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長（副市長、教育長）及び本部員を招集する。

ウ 本部長（市長）は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。

(4) 本部長（市長）の職務代理の指定

ア 第1順位 副本部長（副市長）

イ 第2順位 副本部長（教育長）

ウ 第3順位 危機管理担当部長

エ 第4順位 本部員の中の筆頭者

(5) 副本部長（副市長、教育長）の職務

副本部長（副市長、教育長）は、本部長（市長）を補佐し、本部長（市長）に事故があるとき、又は本部長（市長）が欠けたときは、その職務を代行する。

(6) 各部長及び本部員の職務

ア 部長は、本部長（市長）の命を受け、部の事務を掌理する。

イ 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに付議しなければならない。

ウ 本部員は、本部長（市長）の命を受け、本部長室の事務に従事する。

エ 部長及び本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- ・調査把握した被害状況等
- ・実施した応急措置の概要
- ・今後実施しようとする応急措置の内容
- ・本部長（市長）から特に指示された事項

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

- ・その他必要と認められる事項

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

(7) 危機管理班の職務【危機管理班】

危機管理班は、本部長（市長）の命を受け、各防災関係機関と総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。

- ア 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。
- イ 災害対策本部の職員の動員に関すること。
- ウ 災害対策本部における通信施設の保全に関すること。
- エ 防災関係機関との連絡に関すること。
- オ 災害対策本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。

(8) 調整班の職務【調整班】

調整班は、次に掲げる事務を行う。

- ア 本部長室、危機管理班及び各部との連絡調整に関すること。
- イ 被災状況等の情報収集、分析及び各部との連絡調整、ライフライン事業者との連絡に関すること。
- ウ 各部の情報の統括整理、各部にまたがる事務及び各部では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。

(9) 災害対策本部会議

- ア 本部長（市長）は、対策の基本方針や重要対策等を決定する必要がある場合、副本部長（副市長、教育長）及び本部員が出席する災害対策本部会議を開催し、対処方針等を決定する。
- イ 災害対策本部会議は、本部長（市長）が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長（副市長、教育長）、又は本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長（市長）に対して災害対策本部会議の開催を求めることができる。
- ウ 本部員は協働し、必要な情報を災害対策本部会議に報告し、本部長（市長）の判断を仰ぐ。
- エ 本部長（市長）は、人命の救助、都市機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとる必要があり、なおかつ災害対策本部会議を開催するいとまがない場合は、副本部長及び関係する本部員が出席する会議を開催し、対処方針等を決定することができる。

(10) 部内・班会議の開催

本部長（市長）の方針を徹底させる場合のほか、次のような場合には必要により部内会議又は班会議を開催する。

- ア 災害対策本部会議の決定事項について、各班長にまで徹底すべき事項がある場合
- イ 災害対策本部会議の決定事項について、部内又は班内で調整する必要がある場合

- ウ 対応職員が不足し、部態勢で対応する場合
- エ その他各部長又は班長が必要と認めた場合

(11) 報道機関への連絡【広報班】

災害対策本部の報道機関に対する発表は、原則として事前に定めた会議室等（市記者室）で行う。

(12) 災害対策本部の連絡体制【調整班】

災害対策本部の通信の運用管理は、危機管理担当部長が統括し、危機管理課長が補佐する。各部長は、災害対策本部が設置されたとき、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。

(13) マニュアル【全班】

その他、災害対策本部の設置・運営に関する詳細は、「西東京市災害対策本部設置・運営マニュアル」による。

5 現地災害対策本部の運営	市
----------------------	---

(1) 現地災害対策本部の設置【危機管理班】

被害が局地的であるなどの災害の状況等を判断し、必要に応じて災害現場又は市が所管する施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。

(2) 現地本部の構成【危機管理班】

現地本部は次の者をもって構成する。

- ア 現地災害対策本部長
- イ 現地災害対策副本部長
- ウ 現地災害対策本部員

(3) 現地本部の分掌事務【危機管理班】

- ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること
- イ 関係機関との連絡調整に関すること
- ウ 現場職員の役割分担及び調整に関すること
- エ 防災関係機関等への応援要請についての意見具申に関すること
- オ 本部長（市長）の指示による応急対策の推進に関すること
- カ 各種相談業務の実施に関すること
- キ その他、緊急を要する応急対策の実施に関すること

(4) 現地本部の廃止【本部長、危機管理班】

本部長（市長）は、当該地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は現地本部による災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、現地本部を廃止する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第2節 市職員の初動態勢

応 急 対 策

1 市職員の配備態勢	全職員
------------	-----

台風や集中豪雨等において、市が取るべき防災行動とその実施主体を時系列で整理した風水害タイムラインにより、初動態勢の迅速な確立を行う。

(1) 発令要件

被害その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めたとき

(2) 態勢の内容

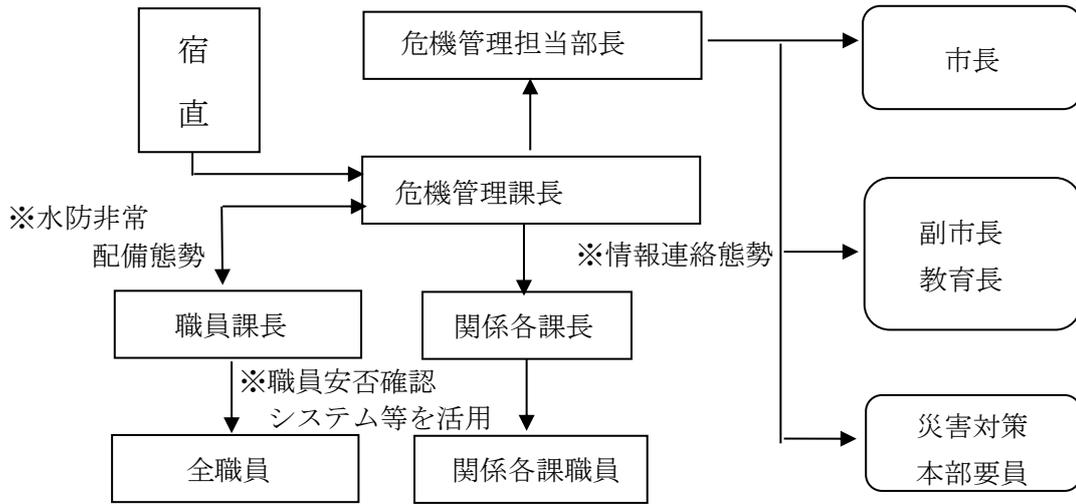
警戒の状況及び被害の状況等に応じ、本部長（市長）は、水防非常配備態勢を発令する。

(3) 発令基準及び配備人員

種類	発令基準	災害対策組織名	配備人員
情報連絡態勢	1 市内に大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき 2 その他危機管理担当部長が必要と認めたとき		危機管理課 道路課 下水道課 みどり公園課 交通課 用地課
水防非常配備態勢	1 台風の進路が東日本に接近すると予想されるとき 2 市内に被害の発生が予想され、又は発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部	各班 おおむね3分の1の職員
	1 台風の進路が関東地方に接近すると予想されるとき 2 市内に相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき 3 その他市長が必要と認めたとき		各班 おおむね半数の職員
	1 台風の進路が東京地方に接近すると予想されるとき 2 市内に大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき 3 市内に特別警報の発表が予想されるとき 4 その他市長が必要と認めたとき		全職員

※配備人員は各班の業務量等に応じて、必要人数を配備することとし、表中の配備人員は目安とする。

2 夜間休日等における職員連絡態勢 全職員



3 職員の管理 市

(1) 職員の配置調整【職員班】

職員班は、各班の参集状況及び業務量を把握し、職員の人員配置の調整を行う。

また、24時間継続して従事する必要のある業務を把握し、状況に応じて交代要員を確保する。不眠不休で対応している班や職員がないよう注意するとともに、随時調整を行う。

(2) 職員の健康管理及び給食等【職員班、食料班、各班長】

職員班は、職員の健康管理、メンタルケア等に必要な措置を講じるとともに、各班長は、各班員の健康及び勤務状態を常に配慮し、調整等の措置が必要な場合は各班の部長を通じて総務部長に報告する。

また、職員班は、職員の参集状況等を把握し、職員用の食料及び飲料水を確保する。確保する際は、食料の調達を担当する食料班と調整を行うものとする。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

4 職員の基本的責務	全職員
------------	-----

(1) 各部長及び班長の基本的責務【全職員】

各部長は、あらかじめ水防非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め、これを所属職員に周知徹底しておかなければならない。

また、各部長は、水防非常配備態勢発令の連絡を受けたとき直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。なお、各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるときはその職務を代行する。

- ア 所属職員を掌握すること。
- イ 職員に任務を指示して、所定の部署に配置すること。
- ウ その他高次の水防非常配備態勢に応じる職員の配置に移行できる措置をとること。

(2) 職員の基本的責務【全職員】

全ての職員は、災害対策本部が設置（水防非常配備態勢が発令）された場合、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 災害に関する情報及び災害対策本部の指示に注意すること。
- イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、班長又は所属長の指示があるまで退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れる場合、班長又は所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず災害対策本部又は班長若しくは所属長と連絡をとり、自分の状況及び安否を知らせること。
- オ 情報連絡態勢または水防非常配備態勢が発令されたときは、業務に従事する配備職員は速やかに参集すること。
- カ 自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招くことにより、災害対策本部の活動に支障を来すことのないよう注意すること。
- キ 災害活動時には、一目で市職員と分かるように、腕章等を携行すること。
- ク 参集及び帰宅時等において、通常と異なる方法及び経路による場合は事前に班長若しくは所属長の許可を得ること。

5 復旧対応期の組織体制	全職員
--------------	-----

風水害初動期の緊急活動がおおむね終了し、避難生活継続への対応、災害廃棄物処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（おおむね3日後以降）を「復旧対応期」とし、諸活動を実施する。

復旧対応期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平時組織を基本とした体制へと移行していく。

なお、発災から通常業務に移行する間の業務の優先度は、西東京市事業継続計画（BCP）〈地震編〉に基づき実施する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3節 救助・救急対策

応 急 対 策

1 救助・救急活動態勢等

消防署、警察署

(1) 消防署の救助・救急活動【消防署】

- ア 市災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を市災害対策本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、市と関係事業者が締結している協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- ウ 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、傷病者の救護に当たる。
- エ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

(2) 警察署の救助・救急活動【警察署】

- ア 出水によるでき水者、家屋の倒壊等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点をおいて救助活動を行う。
- イ 負傷者を、速やかに医療機関等に引き継ぐ。
- ウ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。
- エ 救出救助に当たっては、市や消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第4節 応援協力・派遣要請

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○都への応援要請 ○他の市町村への応援要請 ○指定公共機関・民間団体等への協力要請 ○自衛隊に対する災害派遣要請 <li style="text-align: right;">○被災市町村への支援 				
都 (都災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○警察災害派遣隊への派遣要請 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 <li style="padding-left: 20px;">○他県等への応援要請 				

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

応急対策

1 応援協力

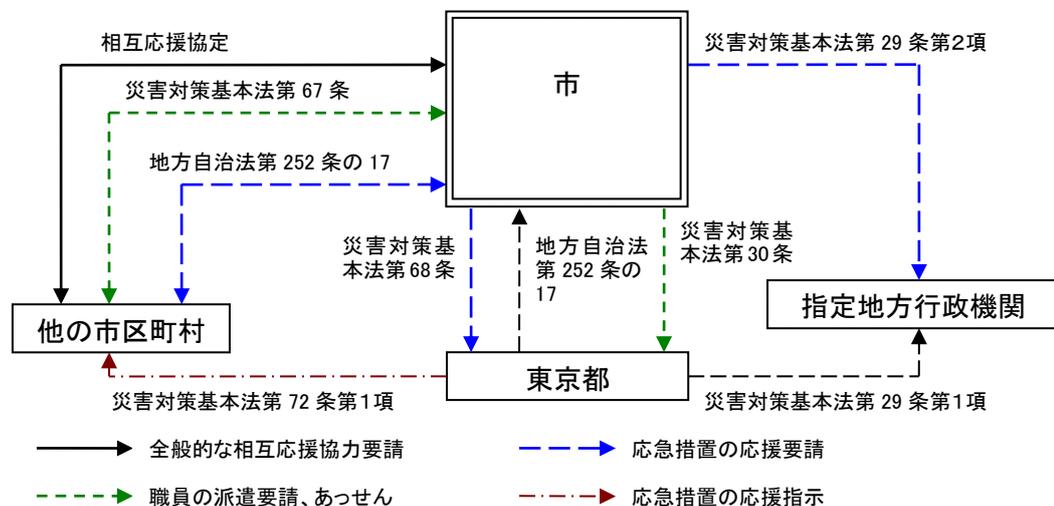
市

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに都及び他市区町村並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

(1) 行政機関との相互応援協力【危機管理班】

都への応援要請及び他市区町村との相互応援協力は、危機管理班が窓口となり行う。また、危機管理班は、各部と連絡・調整の上、応援を受け入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(2) 総務省への災害総括支援員の派遣要請【本部長（市長）、危機管理班】

被災市区町村応援職員確保システムとは、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

市は、都に応援職員の派遣の必要性やその人数などのニーズ等を把握し、報告する。都は、市からの要請を受け、総務省等へ把握した情報を提供する。

(3) 都への応援要請【本部長（市長）、危機管理班】

市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、都知事に対して応援又は応援のあつせんを要請する。

また、本部長（市長）は、災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を都知事に要請する。都総務局に対し、次に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

【要請の概要】

- ① 災害の状況及び応援を求める理由、又は災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
- ② 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ③ 応援を必要とする場所、期間
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

【都への連絡先】

東京都災害対策本部事務局 東京都総務局	勤務時間内（直通）	勤務時間外
	03-5388-2455～8	03-5388-2459
東京都防災行政無線番号70226～7		

(4) 他の市区町村への応援要請【危機管理班】

他の市区町村に於ては、災害時における相互応援に関する協定」等の協定に基づき実施する。

ア 応援の要請

協定締結市区町村へは、応援の要旨を電話及びファクシミリ（都防災行政無線電話又は有線電話）等により伝え、事後速やかに、必要な文書を提出する。

【要請の概要】

- ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
- ② 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ③ 応援を必要とする場所、期間
- ④ 応援を必要とする活動内容
- ⑤ その他必要な事項

イ 隣接地域の緊急応援

協定締結市区町村は、隣接地域及び周辺部で風水害が発生し、又は災害が発生するおそれがある時において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に於ては、

協定先は資料編を参照

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(5) 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請【危機管理班、職員班】

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて防
 災関係機関から災害対策要員及び資器材を確保する。

ア 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得
 て、適切な災害応急対策活動を実施する。

イ 受入れ人員の宿泊場所

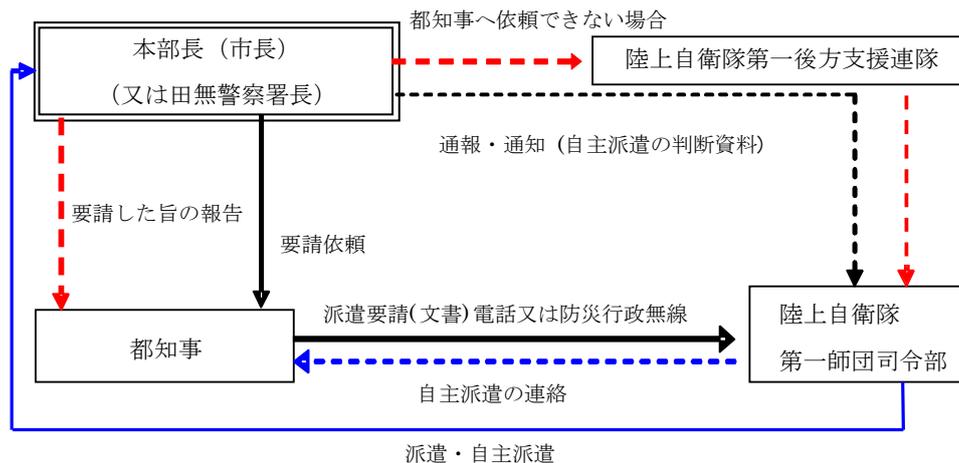
受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら職員班が適宜確保する。

2 自衛隊への災害派遣要請	本部長、市
---------------	-------

(1) 自衛隊への災害派遣要請【本部長】

本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、都
 知事に対し災害派遣要請を依頼する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情
 報等について連絡を図る。

【派遣要請系統図】



ア 災害派遣要請の手続き

本部長(市長)は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に
 次の事項を明らかにして都知事(総務局総合防災部)宛てに派遣要請を行
 い、警察署長にも通知する。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する理由 | ② 派遣を希望する期間 |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 | ④ その他参考となる事項 |

※ 患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。
 患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、医師の
 有無、収容先、気象状況、使用飛行機(ヘリポート)

イ 緊急の場合の連絡先

通信の途絶等により都知事へ要請できない場合には、直接関係部隊に通
 報し、速やかに都知事に通知する。

部隊名等(駐屯地・基地名)		連絡先	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	第一師団司令部 (練馬区北町4-1-1)	第3部防衛班 03-3933-1161 都防災無線76611	師団司令部当直長 03-3933-1161 都防災無線76611
	第一後方支援連隊 (同上)	第3科長又は運用訓練 幹部 03-3933-1161	部隊当直司令 03-3933-1161
航空自衛隊	作戦システム運用隊 (福生市大字福生2552)	隊本部企画部 042-553-6611 都防災無線86491	横田基地当直 042-553-6611 都防災無線86491

ウ 災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 派遣された部隊が効率的に活動できるよう活動拠点、ヘリポート及び宿舎等を準備し、部隊へ通報する。
- ② 派遣部隊及び都との連絡職員を指名する。
- ③ 活動期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して活動の推進を図る。
- ④ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資器材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

【ヘリコプター緊急離着陸場】

施設名	着陸 展開面 (m)	適否		
		OH-6D (中型ヘリ)	UH-1H (J) (中型ヘリ)	CH-47(J) (大型ヘリ)
向台運動場	100×150	○	○	○
文理台公園	50×50	○	○	×
谷戸小学校	50×50	○	○	×
西東京いこいの森公園	100×50	○	○	×
保谷第一小学校	50×50	○	○	×
田無小学校	50×50	○	○	×
田無第一中学校	40×60	○	○	×
田無第四中学校	50×50	○	○	×
保谷中学校	50×50	○	○	×

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

エ 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難情報が発令され、避難、立退きなどが行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	河川の氾濫等に対しては、土のうの作成、運搬、積み込みなどの水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 本部長（市長）、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

3 応援協力（派遣）	市
-------------------	---

市は、市域外において発生した大規模風水害等に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して支援活動を実施する。

(1) 被災市区町村への支援【危機管理班、職員班】

市は、被災市区町村から応援を求められた場合、緊急性の高い応援措置について、拒否する正当な理由がない限り、応援を実施する。なお、応援を行うに際しては、被災地のニーズを確認し、時間とともに変化するニーズに対応するものとする。

被災市区町村において応援に従事する者は、被災市区町村長の指揮の下に行動する。

また、市は長期間の被災地への応援に対応できるよう、職員の交代要員を確保するとともに、交代に際しては、業務の引継ぎを十分に行うものとする。さらに、被災自治体に応援に行く際には、自らの行動に必要な食料・水・生活必需品等を可能な限り準備して行くとともに、宿泊先の確保等を行う。

被災地への支援項目は以下のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 防災備蓄物資・資器材、その他の物資・資器材の供与及び貸与 ② 物資・資器材等の輸送 ③ 災害応急対策等に従事する職員の派遣 ④ 見舞金及び義援金等の支援 ⑤ 被災者が生活する上で必要な支援 ⑥ 市民からの支援物資・義援金等の募集及び受付 ⑦ 避難者の受入れ（広域一時滞在） ⑧ 被災地のニーズの確認 ⑨ その他必要な被災地等支援 |
|--|

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第5節 防災活動拠点の確保

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			○応急活動拠点の調整要請	○情報システムの復旧	→

応 急 対 策

1 応急活動拠点の調整要請

市

危機管理班は、応急活動を効果的に実施するために必要なオープンスペースが不足する場合や、都管理のオープンスペースの利用が必要な場合は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出し、都に対し、オープンスペースの利用調整を要望する。

2 システム復旧

市

情報推進班は、災害時に情報システムが停止した場合、以下の作業を行い、迅速に情報システムの復旧を行う。

- ア ネットワーク通信機器や管理サーバなどの庁内ネットワークやデータセンター間の通信など、根幹部分の機器の復旧
- イ インターネットなどの外部通信装置（ルーターなど）の復旧
- ウ パソコンやプリンタなどの入・出力機器の電源確保等

第2章 情報の収集・伝達

＜発災前後の活動の流れ＞

目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降
市 (災害対策本部)	○気象・防災情報の収集		○気象台の台風説明会の参加 ○市内医療体制の確認 ○市立公園の巡回パトロール		○毒物・劇物の飛散、漏洩等の対応(情報提供含む) ○土砂災害(特別)警戒区域の現地確認 ○ホットラインの実施		○被害情報の収集	

第1節 情報収集・伝達体制

応 急 対 策

1 通信体制の確立

市、通信事業者

停電等により、平時の通信手段が遮断された場合には、市防災行政無線（地域防災系）を中心とした通信連絡態勢を次のとおり確立する。

(1) 市防災行政無線の通信統制【危機管理班】

ア 無線の点検

危機管理班は、風水害の危険性がある場合には、直ちに市及び都防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

イ 災害対策本部設置前の通信連絡窓口

危機管理班が担当する。夜間休日等の勤務時間外において、危機管理班員が参集するまでは、宿直室（総務課）が担当する。

ウ 災害対策本部設置後の通信連絡窓口

災害対策本部への通信連絡は、本部長室において処理する。その際、本部長室内の市防災行政無線（地域防災系）、災害時優先電話等の通信設備を活用する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

エ 各部との通信連絡

各部と本部長室との連絡は、無線に加えて携帯電話等の通信手段を使用する。

また、必要に応じて災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を活用した通信連絡を行う。

オ 都との通信連絡

都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システム（DIS）のデータ端末で災害情報の入出力を行う。

カ 防災関係機関との通信連絡

市防災行政無線（地域防災系）設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の防災関係機関との連絡は、都防災行政無線（都の基地局）を経由するなどして通信連絡の手段を確保する。

キ 通信連絡責任者の選任等

災害対策本部及び防災関係機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

2 情報収集・伝達体制	市、気象庁
--------------------	-------

気象等予警報伝達体制を確立し、関係者に対し迅速に伝達されるよう努める。
また、都災害情報システム（DIS）等により注意報、警報、土砂災害警戒情報等の情報が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。当該情報を知ったときは、直ちに管内公共的団体その他重要な施設の管理者等に通報するとともに、警察署及び消防署等の協力を得て、市民に周知する。

(1) 警報・注意報

【気象警報の種類と発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

第3部 災害応急・復旧対策計画：第2章 情報の収集・伝達
第1節 情報収集・伝達体制

【警報・注意報発表基準一覧表】 発表官署 気象庁予報部 令和2年10月1日現在

市	府県予報区		都	
	一次細分区域		東京地方	
	市町村等をまとめた地域		多摩北部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	17
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	171
	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=10.4
		複合基準※1		石神井川流域=(17,7.1)
		指定河川洪水予報による基準		—
	暴風	平均風速		25m/s
	暴風雪	平均風速		25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準		9
		土壌雨量指数基準		133
	洪水	流域雨量指数基準		石神井川流域=8.3
		複合基準※		石神井川流域=(6,6.4)
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速		13m/s
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%		
	なだれ			
	低温	夏期(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部-9℃以下		
	霜	4月10日~5月15日 最低気温2℃以下		
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃~2℃の時			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

(2) 防災関係機関の役割【市、都、警察署、消防署、気象庁】

風水害時の各防災関係機関の体制は、次のとおりとする。

【防災関係機関の役割】

区分	内容
市	1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官などから通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 2 災害原因に関する重要な情報について、都又は防災関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び市民等に周知する。 3 特別警報、警報及び重要な注意報について、都又は NTT からの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警察署、消防署、都知事本局等の協力を得て、市民に周知する。 4 必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。
都（総務局、各支庁）	都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、市その他防災関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、市、防災関係機関等に通報する。
都（河川管理者）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
都（下水道管理者）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
警察署	災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに市長に通知する。
消防署	都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、市長に通知するとともに、必要に応じて市民に周知する。
東京管区 気象台 (気象庁)	1 気象、地象、水象関係情報を全般的収集システム及び東京都地域における収集システムにより収集する。 2 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 3 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について東京都防災センターで説明会を開催する。 4 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。 5 災害の危険性が切迫している場合などは、気象庁防災関係機関向け専用電話（ホットライン）で気象庁が市へ直接嚴重な警戒を呼び掛ける

【市関係部署の役割】

区分	内容
広報班 危機管理班	1 気象庁、都ホームページ等から雨量情報、土砂災害警戒情報、警戒判定メッシュ情報等の情報を収集 2 住民等から前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集 3 避難情報、土砂災害警戒情報等の防災情報の多様な伝達手段を確保 4 着信確認による確実な情報伝達体制を構築 5 避難情報の発令・解除住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実 6 市防災行政無線を用い、市民へ気象情報等を伝達 7 放送機関のほか、市防災行政無線（同報系）、(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京等により実施

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

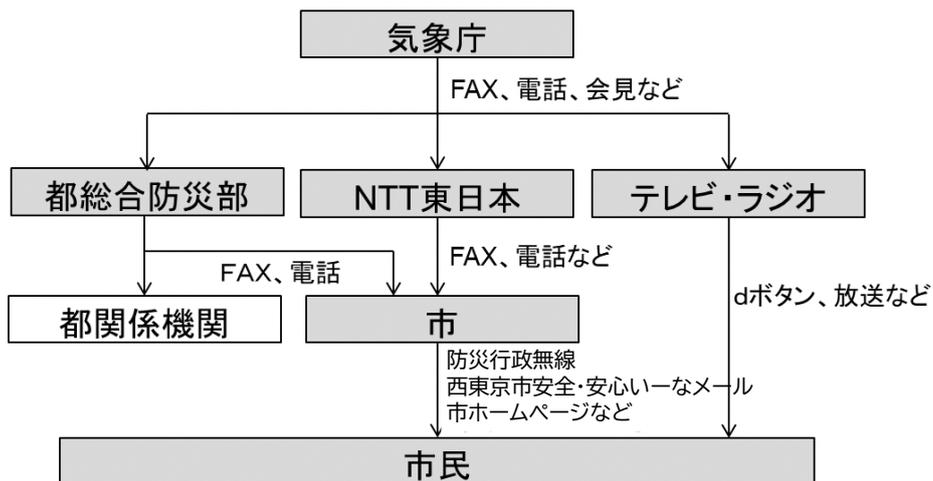
第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

【気象情報伝達図】



※土砂災害警戒情報は、気象庁・都が共同で発表

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(3) 気象情報の入手方法【危機管理班】

気象等予警報は、都防災行政無線電話、都災害情報システム、一般加入電話等で市に通報される。

また、災害の危険性が切迫している場合などは、気象庁防災関係機関向け専用電話（ホットライン）で気象庁が市へ直接厳重な警戒を呼び掛ける。危機管理課はホットライン等を用いるほか、次に示す入手先等からリアルタイムの情報を収集するよう努める。

【気象情報入手先】

提供機関	情報名・システム名	内容
気象庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測
	高解像度降水ナウキャスト	60分先までの5分間毎の降水強度分布の予測
	解析雨量・降水短時間予報	15時間先までの1時間ごとの降水量分布
都	東京都災害情報システム（DIS）（総務局総合防災部）	気象情報全般（土砂災害警戒情報を含む。）
	東京都水防災総合情報システム（建設局河川部）	水位現況図（都管理河川のみ） 降雨現況図（都が観測するリアルタイム降水量）
	東京アメッシュ（下水道局）	リアルタイムレーダー雨量

(4) 要避難地区等【広報班、都（建設局）】

気象情報と合わせ、要避難対象地区や土砂災害のおそれがある要避難範囲なども併せて市民へ情報提供する。

ア 要避難対象地区

要避難対象地区は、都による浸水想定区域図に基づく浸水ハザードマップによる浸水地区とし、水勢により拡大又は縮小の措置を講ずる。

イ がけ崩れが発生した場合、発生のおそれがある場合の要避難範囲

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を要避難範囲とするが、他の箇所においても危険な場合は避難を呼びかける。

(5) 市民への情報提供【広報班、危機管理班】

市民に対する広報は、放送機関のほか、市防災行政無線（同報系）、（株）エフエム西東京及び（株）ジェイコム東京等により行う。

また、必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。

(6) 竜巻対策【危機管理班、気象庁】

気象庁は、段階的に次のような情報を提供し、市は、警報の伝達に準じて市民に情報を伝達する。

危機管理班は、災害時の危機管理体制の確認、竜巻発生確度ナウキャスト等による情報収集を行う。また、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。また、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、市の判断に応じ、防災行政無線等を自動起動する等行うものとする。

種類	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第2節 避難情報の判断・伝達

応 急 対 策

1 避難情報の発令

本部長、市

(1) 避難情報発令の一般的基準【本部長（市長）、危機管理班】

避難情報は、原則として次のような事態になった場合に発令する。

- ① 河川が警戒すべき水位を超え、洪水のおそれがあるとき。
- ② 河川上流部が水害となり、本市に危険があるとき。
- ③ がけ崩れ等により危険が予想される時。
- ④ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ⑤ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。
- ⑥ その他市民の生命、身体を災害から保護する必要があるとき。

(2) 警戒レベル及び避難情報発令基準【本部長（市長）、危機管理班】

避難情報を発令する際、市は、市民へその切迫性が伝わるよう、警戒レベルを付して発令する。市は、併せて越水氾濫のデータや内水氾濫に関し、警戒すべき区間等の情報を都より収集する。

豪雨により浸水被害、土砂災害発生等が想定される際の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、以下の基準で避難情報等を発令する。

【避難情報発令基準】

警戒レベル	避難情報の種類	発令時の状況	市民に求める行動	発令基準
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	1 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 2 ①以外の者は、避難準備開始	1 市内において、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」の赤色（警報級）の危険度が出現した場合
警戒レベル4 警戒レベル5	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、知人や親類の家などの安全な場所又は計画された避難所等への避難行動開始	1 石神井川が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された状況 2 大雨特別警報が発表されたとき 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4 市内において、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」の薄い紫色の危険度が出現した場合
	避難指示（緊急）	1 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 災害が発生した状況	1 避難情報の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 2 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動を開始 3 避難のいとまがない場合は屋内での待避・上階への移動	1 市内において、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」の濃い紫色の危険度が出現した場合 2 災害が発生した場合

※避難行動とは、指定された避難所に行くことのほか、状況に応じて、近隣の安全な場所や建物に避難し、外への避難が難しい場合には、崖から離れた部屋や2階以上に避難（垂直避難）することをいう。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

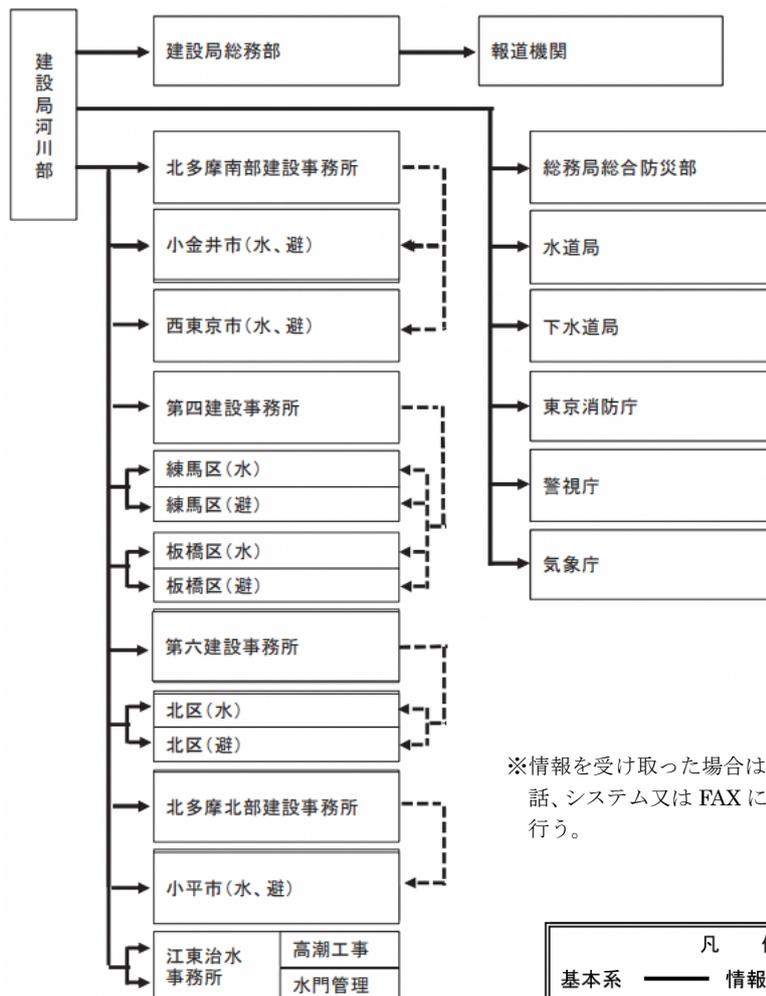
【水位周知河川及びその範囲】

河川名	区間		基準地点	担当事務所
石神井川	左岸	自 小平市花小金井南町（上流端） 至 西東京市東伏見3丁目（練馬区境）	芝久保 （西東京市芝久保）	北多摩南部建設事務所
	右岸	自 小平市花小金井南町（上流端） 至 西東京市東伏見3丁目（練馬区境）		

【水位周知の種類と発表基準】

種類	発表基準
石神井川 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位（60.41m）に到達したとき
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき

【水位の周知伝達系統図】



※情報を受け取った場合は、原則として電話、システム又はFAXにより受令確認を行う。

凡例

基本系 ——— 情報伝達の第1系統

補助系 - - - - 確実な伝達を図るための第2系統

常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。

(3) 市民への避難情報の伝達【広報班、関係機関】

市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線（同報系）や広報車、SNS等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難情報の広報を行う。(株)エフエム西東京及び(株)ジェイコム東京との災害時における協定により、放送要請を行う。また、市及び関係機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

都との通信途絶など特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

実施機関	都、都内市区町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社
伝達する情報	1 避難準備・高齢者等避難開始 2 避難勧告 3 避難指示（緊急） 4 警戒区域の設定
情報伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市防災行政無線（同報系） ・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス ・広報車 ・エリアメール、緊急速報メール ・西東京市安全・安心いーなメール ・FM西東京（84.2MHz） ・Twitter や Facebook ・Lアラート ・スマートフォン用防災アプリ（いこいーな西東京ナビ）

(4) 避難情報の解除【本部長（市長）、危機管理班】

市長は、十分に安全性の確認に努め、避難の必要がなくなった場合は、直ちに公示し、同時に都知事に報告する。

また、避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第3節 被害状況等の報告体制

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から収集・把握し、情報の共有化に努める。

応 急 対 策

1 被害情報等の報告	市、消防署、消防団、警察署、防災関係機関
-------------------	----------------------

(1) 被害状況の緊急調査【各班、消防署、消防団、警察署、防災関係機関】

各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。

【危機管理班の収集内容】

機関名	担当班名	報告内容
市	危機管理班	1 防災関係機関から概括的な被害情報を収集 2 参集職員から以下の被害情報等を収集するとともに、各部から情報を収集 ・災害情報 ・市民の安否等に関する情報 ・防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報 ・救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。） ・災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲。） ・交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。） 3 都災害情報システム（DIS）から情報を収集

【各部の報告内容】

機関名	担当班名	報告内容
市	企画部	市民、防災市民組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集
	総務部	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況
	教育部	避難所の開設状況及び避難開始状況・避難者概数
	市民部	死者数・負傷者等搬入状況、行方不明者の捜索・要救助者の救出救助の連絡調整
	健康福祉部、子育て支援部	市内医療機関の稼動状況、医療救護状況、福祉避難所での保護状況、要配慮者の安否の状況
	生活文化スポーツ部	緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況
	まちづくり部、都市基盤部	道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、土砂災害警戒区域等二次災害危険状況、下水道施設の被害状況
	みどり環境部	避難広場・広域避難場所等の状況、ごみ、災害廃棄物、し尿等の収集及び処理状況
	各部	所管施設の被害状況

【防災関係機関の報告内容】

機関名	報告内容
消防署、消防団	1 消防活動状況 2 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 3 避難道路及び橋梁の被災状況 4 避難の必要の有無及び状況 5 救急告示医療機関等の診療状況 6 その他消防活動上必要ある状況
警察署	1 家屋の倒壊状況 2 死者・負傷者等の状況 3 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 4 市民の避難状況 5 電気・水道・ガス・通信施設の状況 6 救出救助活動の状況 7 その他警察活動上必要な状況
その他の防災関係機関	防災関係機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、既にとった措置、今後とろうとする措置、その他必要事項について、市に報告

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

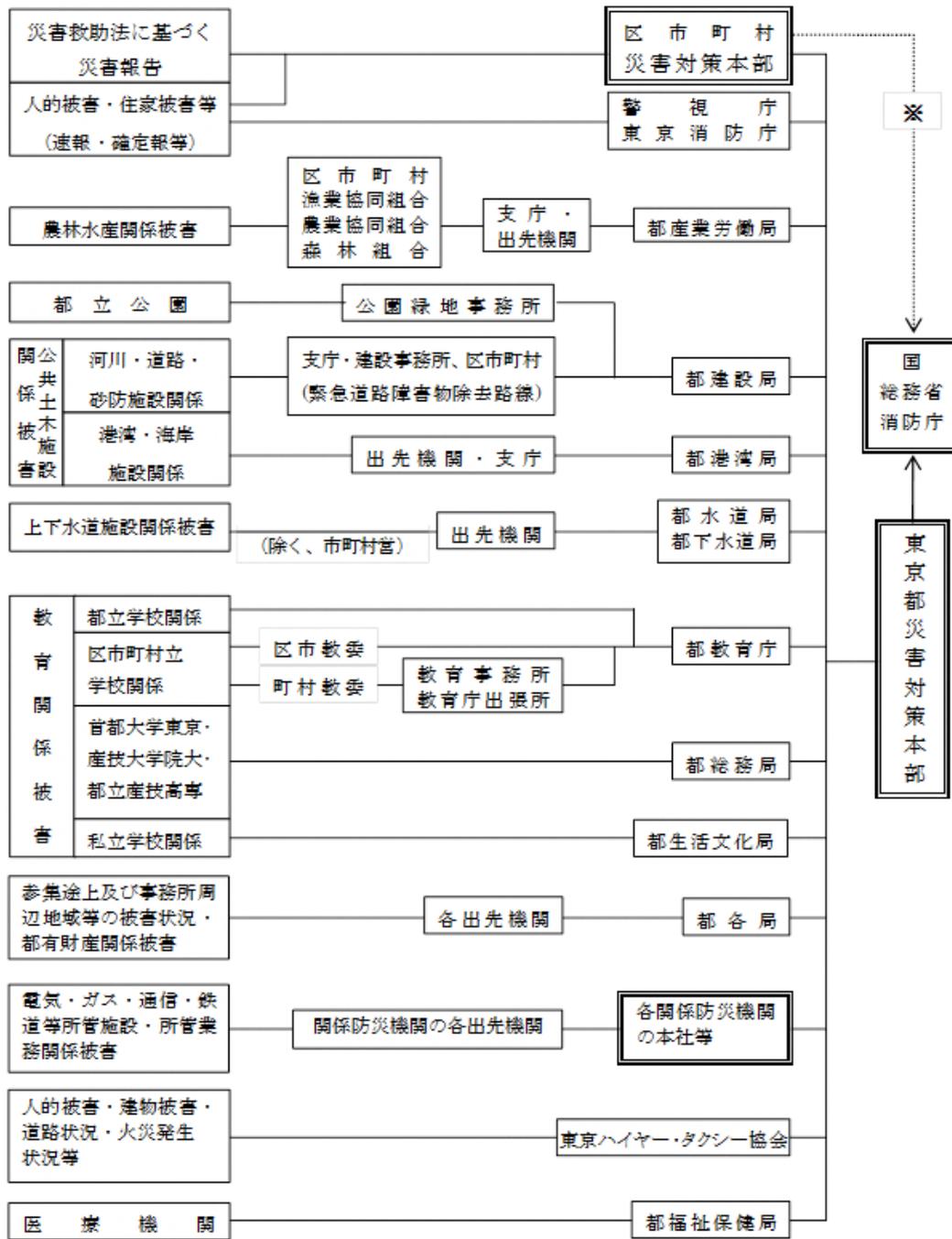
第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

【都の被害状況の報告・伝達系統】



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

(2) 被害状況の集約【危機管理班】

危機管理班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ 被害分布図等の作成

危機管理班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(3) 都への被害情報の概括的報告【危機管理班】

都に対する被害状況等の報告については、人的被害、住家被害、市民避難、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

※ 都に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を国（総務省消防庁）に変更する。

※ 報告は、都の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第53条第1項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。

【都への報告内容・方法】

報告すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害状況 5 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 6 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 7 その他必要な事項
報告の方法	原則として、災害情報システム（DIS）の入力による。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリなどあらゆる手段により報告する。

【都への報告の種類・期限等】

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

第4節 災害時の広報及び広聴活動

応 急 対 策

1 広報活動

市

風水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施し、市民に対して随時正確な情報を提供し、初動活動への協力を呼びかける。

(1) 風水害発生直後の広報【広報班】

- ア 災害の規模・気象・水象の状況
- イ 避難方法等

(2) 緊急措置の広報【広報班】

- ア 二次災害発生状況
- イ 緊急退避の呼びかけ

(3) 避難情報・救護に関する広報【広報班】

- ア 避難情報及び避難方法
- イ 要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ
- ウ 避難の際の安全措置の呼びかけ（電気ブレーカー遮断・メーターガス栓閉止、携行品等）
- エ 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報
- オ 学校等の措置状況

(4) 被害状況・応急対策に関する広報【広報班】

- ア 被害等の状況
- イ 警戒区域設定等情報
- ウ 避難所及び一時滞在施設の開設状況
- エ 医療機関の開設・医療救護所の設置状況
- オ 災害応急対策の状況
- カ 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

(5) 支援情報等の広報【広報班】

- ア 市民等の安否（避難所、一時滞在施設ごとの避難者数、行方不明者等）
- イ 災害用伝言ダイヤルの利用
- ウ デマ情報の防止、警戒状況の情報
- エ ボランティア活動への呼びかけ
- オ 避難所及び一時滞在施設における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況
- カ 帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況
- キ ライフラインの途絶等被災状況
- ク 臨時休校の情報等
- ケ その他市民が必要としている情報

(6) 広報手段【広報班】

以下の媒体等を活用して広報を実施する。

市防災行政無線（同報系）	屋外子局による同時放送を行う。
(株)エフエム西東京 (株)ジェイコム東京	協定に基づき放送要請を行う。
広報車	1 原則として市の庁用車を使用する。 2 必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
その他広報手段	1 広報紙臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 2 ホームページ、SNS、緊急速報メール等による情報提供を図る。 3 関係機関の協力を得て、市内パトロール時の広報を実施する。
避難所等における広報	1 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。 2 体育館等に設置したテレビを使用し、データ放送による文字情報の配信を行う。
その他の市施設における広報	1 施設利用者に対する避難誘導、災害情報、注意の呼びかけ等を行う。 2 館内放送、拡声器の利用、掲示板への掲示等による情報提供を行う。

(7) 要配慮者への広報【広報班】

要配慮者には、消防団・地域の防災市民組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供する。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(8) 報道機関への放送要請・情報発表等【広報班】

広報班は、都・報道機関と連携して避難情報を報道する。市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。各部からの災害情報を、広報班で取りまとめ、報道機関に対し発表を行う。

災害対策本部からの発表	広報班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。
提供する情報の主な項目	1 災害発生場所及び発生日時 2 被害状況 3 応急対策の状況 4 市民に対する避難情報発令の状況 5 市民に対する協力要請及び注意事項 6 支援施策に関すること。 7 下水道の使用自粛等の協力要請

2 生活情報等の広報	市
------------	---

広報班は、災害対策本部からの情報により、応急対策の実施状況、避難・救助の状況等を把握し、広報資料を整理し、市民へ随時、情報提供をする。

(1) 支援情報【広報班】

災害発生後、安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した情報伝達の実施に努める。

- | |
|---|
| ① 避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）。
② 医療救護所に関すること。
③ 救援物資の配布に関すること。
④ 給水・給食・入浴に関すること。
⑤ 安否情報に関すること。
⑥ 防疫・健康維持に関すること。
⑦ 被災者相談窓口の設置に関すること。
⑧ 被災者に対する援助、助成に関すること。
⑨ 空き巣や災害に便乗した詐欺などの防犯に関すること。
⑩ その他市民生活に必要なこと。 |
|---|

(2) ライフライン復旧情報等【広報班】

広報班は、各部各班、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動に協力する。

- | |
|---|
| ① 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。
② 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること。
③ 電話の復旧に関すること。
④ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること。 |
|---|

3 安否確認相談窓口の設置	市
----------------------	---

災害初動期は、被災者等からの家族の安否確認に応えるため、安否確認班は避難所等に相談窓口を開設し各部・関係機関へ連絡する。

4 被災者相談窓口の設置	市、関係機関
---------------------	--------

災害による家や財産の減失等、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報紙等で市民へ周知する。

(1) 相談窓口の開設【広報班、関係機関】

市民からの問い合わせ、法律・医療等の専門相談、女性特有の問題に関する相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係部及び関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に相談窓口を開設する。

なお、相談窓口の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況等を検討して決定する。

(2) 相談内容【広報班、各班、関係機関】

被災者相談窓口への相談内容については、復旧状況、時間経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

なお、聴取した要望等については、速やかに各班及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

- ① 上水道・下水道の修理に関すること。
 - ② 要配慮者対策等の福祉に関すること。
 - ③ 罹災証明の発行に関すること。
 - ④ 災害弔慰金等の支給に関すること。
 - ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
 - ⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関すること。
 - ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること。
 - ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
 - ⑨ その他生活再建に関すること。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第2章 情報の収集・伝達
 第4節 災害時の広報及び広聴活動

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

5 市民相互の情報連絡等	市、都、通信事業者、報道機関、市民
---------------------	-------------------

各機関は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知する。市民は、災害用伝言ダイヤル等を用い家族の安否を確認する。

【各機関の役割】

市及び都（総務局）	個人・事務所等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、防災関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。
通信事業者	行政機関と連携し、市民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。 また、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用を呼びかける。
報道機関	行政機関や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、市民、事業者及び帰宅困難者に提供する。

第3章 水防対策

洪水、内水氾濫又は集中豪雨等により、浸水被害の発生又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

＜発災前後の活動の流れ＞

目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降
市 (災害対策本部)	○気象・防災情報の収集	○市民に対する広報の実施 ○水防活動の実施	○情報連絡態勢の発令	○災害対策本部の設置 ○水防非常配備態勢の発令 ○災害情報の収集 ○緊急活動情報の収集	○避難準備・高齢者等避難開始 ○避難勧告・避難指示(緊急)			
気象庁	○気象情報の発表(関東甲信地方気象情報) ○気象解説ホットライン(随時)	○注意報発表(大雨・洪水など) ○東京都気象情報の発表	○警報発表(大雨・洪水など)	○記録的短時間大雨情報の発表			○警報・注意報解除	
	○防災情報提供システムによる情報提供							

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第1節 水防機関の活動

洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、河川、道路等に対する水防上必要な活動を定める。

応 急 対 策

1 水防機関の活動	本部長（市長）、市、消防署、消防団、警察署
-----------	-----------------------

(1) 市の活動内容【本部長（市長）、危機管理班、上下水道班】

巡視及び監視警戒 (情報連絡態勢)	<p>1 市は消防機関と連携し、次に示す水防上注意を要する箇所等を巡視する。 〈水防上注意を要する箇所等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東伏見三丁目（溜淵橋～下野谷橋）石神井川左岸・右岸 ・柳沢一・二丁目（柳沢橋～上柳沢橋）石神井川左岸・右岸 <p>2 危機管理担当部長は、市内の河川等の巡視により、水防上危険であると認めるときは、市長に報告し必要な措置を求める。</p> <p>なお、石神井川については、河川管理者である北多摩南部建設事務所に連絡し、河川管理用道路の進入規制等、必要な措置を求める。</p>
準備・出動 (水防非常配備態勢)	<p>本部長（市長）は、次の場合、準備及び出動を命じ、水防機関等に対しても準備及び出動することを要請する。</p> <p>【準備】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川が注意を要する水位に達し、更に上昇のおそれがあり、出動の必要が予測されたとき。 2 気象状況等により、水害の発生するおそれがあるとき。 <p>【出動】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水位が警戒すべき水位に達し、水害のおそれがあるとき。 2 その他水防上必要と認めるとき。
応援要請	<p>本部長（市長）は、水防作業において必要があるときは、都又は他の水防管理者に対し応援を要請する。</p>

警戒区域の設定	水防上緊急の必要がある場合、本部長（市長）は、警戒区域を設定し、区域内の居住者の退去を命ずる。
資材の提供	市民に対して土のうの提供など、必要な水防活動の資材を提供する。
居住者の水防義務	水防のためやむを得ない必要があるとき、本部長（市長）は、その区域内の居住者又は現場にいる者をして作業に従事させる。
警察官の出動要請	水防のため必要があると認めるとき、現場の秩序又は保全維持のために、本部長（市長）は、警察署長に対し警察官の出動を要請することができる。

(2) 消防署の活動内容【消防署】

水害発生の危険があるとき、又は発生したとき、次により水防活動を実施する。

消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるとき、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。 2 水防上緊急の必要がある場所において、消防署員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じる。 3 消防署長は、水防上やむを得ないとき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。 4 堤防その他の施設が決壊したときは、消防署長は直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。 5 本部長（市長）からの出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったとき、直ちに出勤し水防作業を行う。 6 その他、必要な事項は、消防署における水防計画等による。
-----	---

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

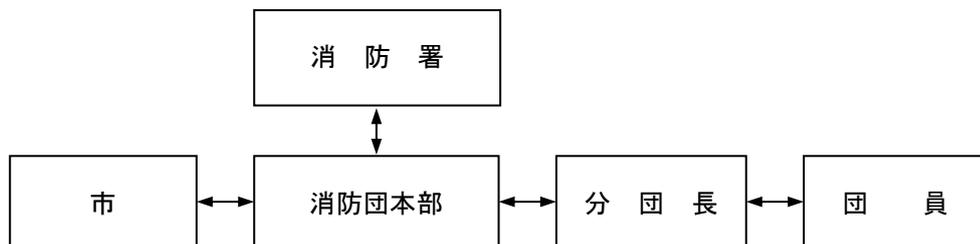
第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(3) 消防団の活動内容【消防団】

消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り、各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする

通報	<p>1 団員は、風水害の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合又は風水害が発生した場合、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。</p> <p>2 団本部は、団員からの通報を受けた場合、直ちに市長及び消防署長に連絡する。</p>
出動の指示	<p>1 団長は、風水害の発生するおそれがあると認められるとき若しくは風水害が発生したとき又は分団から通報を受けたときは、市長及び消防署長と協議し、必要な分団に出動を指示する。</p> <p>2 分団長は、分団区域内に風水害の発生するおそれがあると認められるとき又は風水害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。</p> <p>3 出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象情報等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき又は被害が発生したとき、分団長はその被害に応じ、団員を出動させる。</p>
監視及び警戒	<p>気象情報等により分団管轄区域内に水防上危険であると認められるとき、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。</p>
水防作業報告	<p>分団長は、分団において水防活動を実施した場合、その経過及び結果について、随時団本部に報告する。</p>

【団本部の指示又は分団の通報等の伝達】



【消防団出動基準】

待機	団員は、自宅に待機し、必要に応じて直ちに出動できる態勢
準備	団員は詰所に待機し、水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備・点検等、消防団の出動準備態勢
出動	消防団が被害現場に出動する態勢
解除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢終了

(4) 警察機関の活動内容【警察署】

風水害発生の際、又は発生したとき、消防機関の支援を行う。

2 費用及び公用負担	本部長（市長）、市、消防署
------------	---------------

市は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、市が当該応援を求めた場合は、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定める（水防法第41条、第23条第3項及び第4項）。

また、区域外の市区町村が当該水防により、浸水被害が防止されるなど著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事にあっせん申請することができる（水防法第42条の第1～3項）。

(1) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、本部長（市長）又は消防署長は、次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用、又は収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器又は排水用機器の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、本部長（市長）又は消防署長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

(3) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

(4) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市は、時価によりその損失を補償する。

第3部 災害応急・復旧対策計画：第3章 水防対策
第1節 水防機関の活動

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

3 水防報告

本部長（市長）、都

本部長（市長）は、水防活動終了後速やかに、箇所ごとにとりまとめ、都建設局へ報告するものとする。

公共土木施設に関する被害が生じたときは、本部長（市長）は、被害の発生後速やかに都建設局に報告するものとする。

被害の発生に伴い、災害復旧を申請する場合は、報告書を被災後7日以内に都建設局に提出する。

第4章 警備・交通規制

災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行う。

＜発災後の活動の流れ＞

時間の目安	発災直後	1時間	1日	3日	1週間以降
市（災害対策本部）			○交通の妨害になる障害物に関する関係機関への連絡		
警察署			○道路障害物の除去 → ○警備活動の実施 → ○警戒区域の設定 → ○市に対する協力 → ○交通規制 →		

第1節 警備活動

応 急 対 策

1 警備態勢

警察署

警察署は、防災関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、防災関係機関の活動に協力する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第4章 警備・交通規制
 第1節 警備活動

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 警備活動	警察署
---------------	-----

警察署は災害が発生した場合、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- ア 河川及びその他危険箇所の警戒
- イ 災害地における災害関係の情報収集
- ウ 警戒区域の設定
- エ 被災者の救出、救護
- オ 避難者の誘導
- カ 危険物の保安
- キ 交通秩序の確保
- ク 犯罪の予防及び取締り
- ケ 行方不明者の調査
- コ 遺体の調査等及び検視

3 その他	警察署
--------------	-----

(1) 警戒区域の設定【警察署】

災害現場において、本部長（市長）若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 市に対する協力【警察署】

ア 本部長（市長）から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

イ 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

第2節 交通規制

応 急 対 策

1 交通規制等	警察署
----------------	------------

警察署は、交通の確保のため以下の処置を講じる。

- ア 交通情報の収集と交通統制
- イ 交通規制
- ウ 車両検問

2 その他	市、防災関係機関
--------------	-----------------

市及び防災関係機関は、交通の妨げとなっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

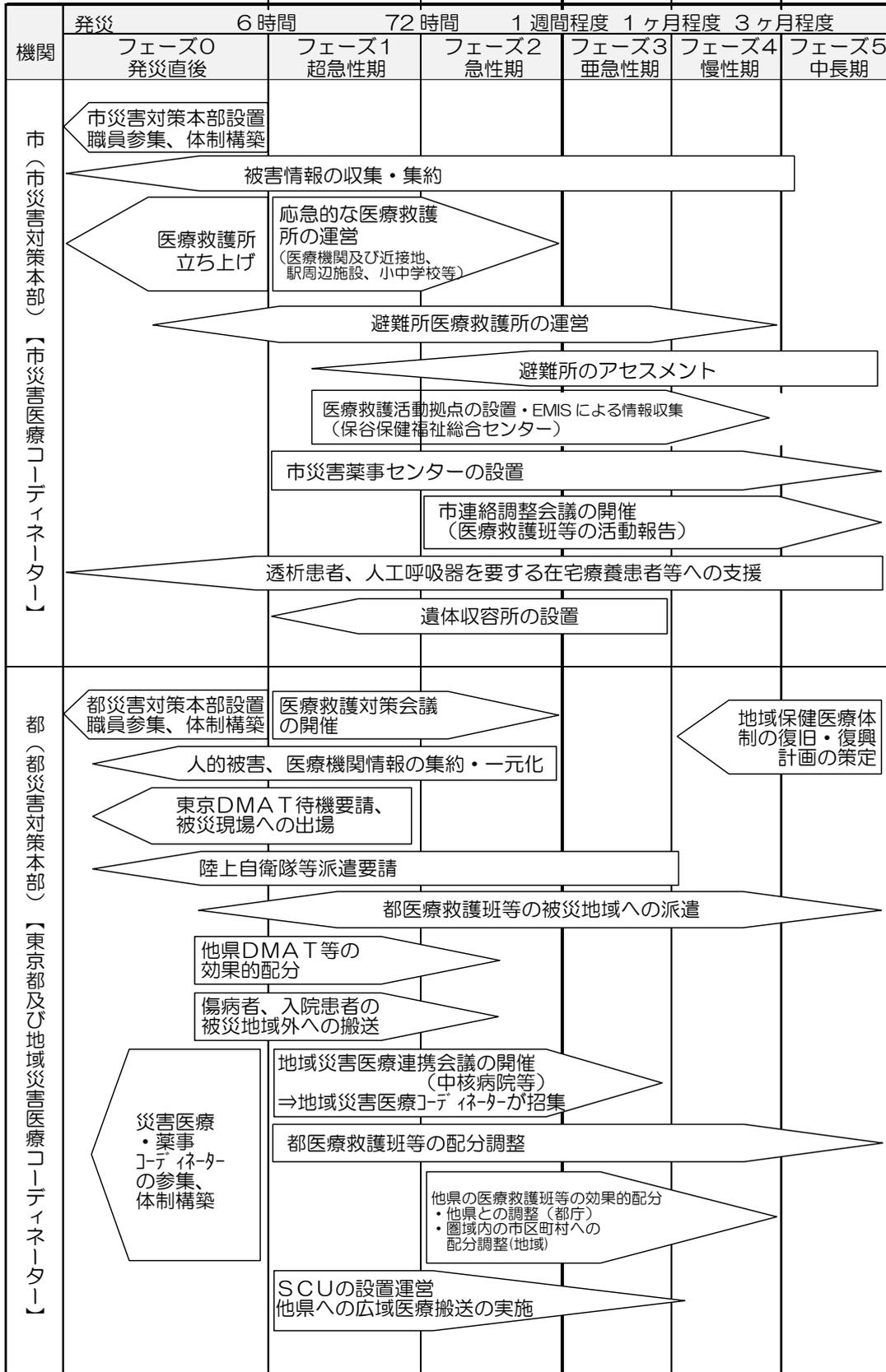
第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第5章 医療救護等対策



第1節 初動医療体制

応 急 対 策

1 初動期の医療救護活動	市、都、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、保健所、消防署、防災関係機関
--------------	--

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、各防災関係機関との連携の下に、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	浸水や家屋流出等により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	避難所医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

(1) 医療情報の収集・広報活動【救命救護健康班、広報班】

医療情報の収集・報告	救命救護健康班は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、消防署と協力して、人的被害及び医療施設（診療所、歯科診療所、保険薬局及び病院）の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、圏域内の医療対策拠点（北多摩北部保健医療圏医療対策拠点）に報告する。 医療救護活動拠点では、EMIS等を使用し情報収集する。
市民への情報提供	広報班は、市内等の医療機関の稼動状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。

※EMIS：災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市区町村等との情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム

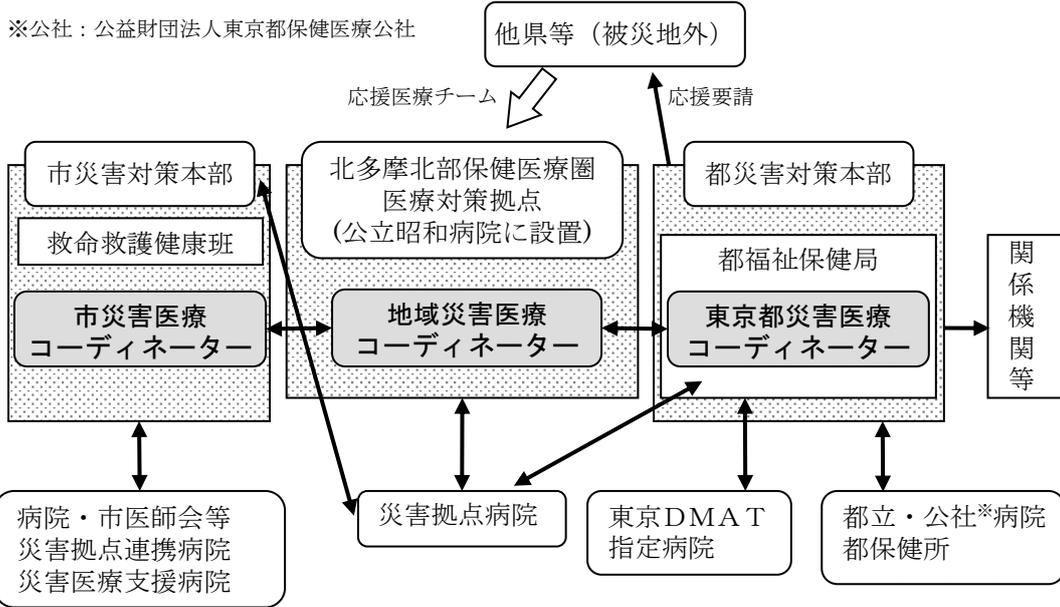
(2) 医療救護活動【救命救護健康班】

救命救護健康班は、市医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともにEMISを用いて北多摩北部地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所等を開設し、災害の程度により地域災害医療コーディネーター等に応援を要請する。医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況については、地域住民に周知する。医療に関する情報連絡については、各災害医療コーディネーターを中心に行う。

医療救護班の実施内容は（5）医療救護班の体制に記載

【発災後の連携体制】



【緊急医療救護所・避難所医療救護所】

	名称	緊急医療救護所	避難所医療救護所	近隣病院	浸水深(m)
1	保谷第一小学校	○	○	保谷厚生病院	
2	谷戸小学校	○	○	田無病院	0.1～0.5
3	田無小学校	○	○	佐々総合病院	0.1～0.5
4	田無第一中学校	○	○	西東京中央総合病院	
5	田無第四中学校	○	○	武蔵野徳洲会病院	0.1～0.5
6	保谷中学校	○	○		0.1～0.5

※資料編に各施設の浸水深を記載

(3) 災害医療コーディネーターの活動【救命救護健康班、都（福祉保健局）、市薬剤師会、医療機関】

災害医療コーディネーターの区分は、次のとおりである。

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う都が指定する医師 災害時には都庁に参集
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師 西東京市域は北多摩北部保健医療圏に位置し、公立昭和病院の医療対策拠点に配置
市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、市が指定する医師

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

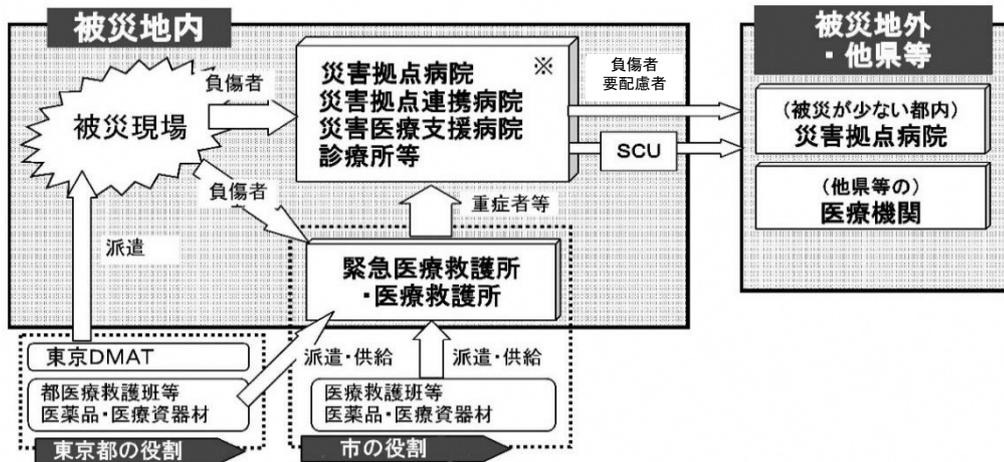
第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

【医療救護の流れ】



- ※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。
- ※ SCUとは、広域搬送拠点医療施設 (Staging Care Unit) を示す。

(4) 医療救護所等の開設【救命救護健康班】

超急性期には、災害現場近くの医療機関に負傷者が殺到するため、市が災害拠点病院等の近接地 (病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。) にあらかじめ緊急医療救護所等を開設する。緊急医療救護所等は、初期医療救護活動の混乱を最小限に止める役割を担う。

また、急性期以降の巡回治療の実施場所として、避難所等に避難所医療救護所を開設する。

種別	医療救護所	
	緊急医療救護所	避難所医療救護所
種別	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等に設置する医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
目的	発災直後は、多数の傷病者に対する優先順位が必要であるため、病院前トリアージを実施し、中等症者等に対する災害拠点病院などの診療機能を確保すること。	地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要であるため、避難生活の長期化による被災者の健康管理をすること。
機能	トリアージ、軽症者 (慢性疾患等を含む) に対する治療	巡回治療などを行う避難所医療救護所 傷病者に対する治療、避難者等に対する健康相談
期間	原則として、超急性期まで開設 (近接病院等の状況から閉鎖を判断)	原則として、急性期から慢性期まで開設 (地域の医療機能や避難所の状況から閉鎖を判断)

(5) 医療救護班等の活動【救命救護健康班】

医療救護班の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、指定避難所又は被災現場に医療救護所を開設する。
班編成	<p>医療救護班の編成は、医師と市職員を中心として、医療救護所に集まった看護師、医療従事者及び薬剤師、その他のボランティアにて構成する。</p> <p>また、柔道整復師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。</p> <p>施設の安全確認が完了した後、市は避難所及び医療救護所の開設準備を始める。同時に医療救護班は、ストレッチャーや車椅子通行のスペースを確保するなど動線等にも配慮し、市職員等の設営に助言を行う。また、備蓄医薬品を医療救護所備蓄庫から取り出し等を実施する。</p>

(6) 医療救護班等の業務【医療救護班、救命救護健康班】

医療救護班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、トリアージ後の災害負傷中の重傷者を、できるだけ災害拠点病院への転送ルートにのせるように努める。

救命救護健康班は、市災害医療コーディネーターのところで一元化された医療情報とその助言により、医療救護班の活動を統括・調整する。

区分	活動内容
医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者に対するトリアージ 2 傷病者に対する応急処置及び医療 3 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 4 死亡の確認及び検案への協力 5 助産救護 6 その他、必要と認められる業務
歯科医療救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 2 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 3 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 4 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 2 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 3 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 4 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

※ 都「災害時医療救護活動マニュアル」、「災害時歯科医療救護活動マニュアル」及び「災害時における薬剤師班活動マニュアル」等に基づき実施する。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(7) 応援要請【救命救護健康班、都（福祉保健局）、保健所】

必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるとともに都等に対し応援を求め、応急措置を実施する。

ア 医療救護応援要請

医療救護班が不足する場合は、市医師会に増班・派遣を要請する。不足が改善されない場合には、更に東京都地域災害医療コーディネーター及び都等の医療機関に応援派遣を要請する。

イ 災害医療派遣チーム（「東京DMAT」※）応援要請

多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）の出場先及び出場順序について、東京都福祉保健局は東京消防庁及び東京都病院経営本部と協議のうえ、決定する。

※ 東京DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）大規模事故などの都市型災害が発生した場合や大規模地震などの自然災害時に出場し、災害現場で東京消防庁と連携して多数傷病者等に対する救命処置等を行う災害医療派遣チーム

ウ 災害派遣精神医療チーム（「東京DPAT」※）応援要請

多数傷病者の救命処置が必要な場合は、被災市区町村での精神保健医療活動として災害派遣精神医療チーム（「東京DPAT」）の出場先及び出場順序について、東京都福祉保健局は東京消防庁及び東京都病院経営本部と協議のうえ、決定する。必要に応じて市災害医療コーディネーターに助言を求める。

※ 東京DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット）被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

エ 保健所との連携

保健所に医療機関の被災状況及び活動状況等の情報提供を行い、医療救護活動の調整を行う。

2 負傷者等の搬送体制	市、都、医療機関、消防署
--------------------	--------------

救命救護健康班は、医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都福祉保健局と調整して被災地域外の東京都災害拠点病院等医療施設に受入れを要請する。

【東京都災害拠点病院】

二次医療圏	名称	所在地	電話番号	病床数(床)	ヘリ	三次
北多摩北部	公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1	042-461 -0052	518		○
	東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396 -3811	344		
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461 -1535	183		
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	042-491 -2111	522		

※ 二次医療圏：二次保健医療圏
ヘリ：ヘリポート設置病院
三 次：救命救急センター等の三次救急医療施設

(1) 負傷者の搬送【救命救護健康班、医療機関、消防署】

医療機関との密接な連携の下に、傷病者等の搬送を実施する。

搬送方法の順位	搬送に当たっては、以下の搬送順位に従って、搬送先受入態勢を確認し搬送する。 1 物資輸送班による庁用車等での搬送 2 救出支援班による庁用車等での搬送 3 消防署へ搬送の要請（消防署は可能な範囲で搬送に協力）
傷病者の搬送	消防署は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、救命救護健康班は市医師会等医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。
救護所からの傷病者の搬送	緊急医療救護所からの救急搬送については、市内の病院への搬送を優先とするが、医師の指示による場合は、収容医療機関を選定し、傷病者の傷病状況に応じて医師を同乗の上、搬送する。
広域搬送	被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、危機管理班は、都にヘリコプター出動を要請する。

(2) 医療スタッフの搬送【救命救護健康班】

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第2節 保健衛生、防疫体制

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部) ・ 保健所				○透析患者・在宅難病患者への対応	→
				○食品の衛生管理	→
				○飲料水の衛生管理	→
				○避難施設の衛生管理	→
				○公衆浴場等の確保	→
				○被災者の健康維持活動	→
				○保健活動	→
				○メンタルヘルスケア	→
				○放射線使用施設の応急措置	→
				○毒劇物対策	→
					○被災動物の保護

応急対策

1 保健衛生体制

市、都、保健所、医療機関

(1) 保健活動【救命救護健康班、保健所】

救命救護健康班は、保健所等と連携して避難住民等の健康管理に関する活動を行う。また、避難所内の個人スペースの確保、避難者の健康状態の把握等を行う。

保健所は各避難所における衛生管理を行い、市が実施する予防接種等に対し必要であれば指導・調整や感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施等を行う。

(2) 精神医療体制の確保【救命救護健康班、都（福祉保健局）】

被災に関する急性ストレス障害（ASD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）及び長期の避難所生活のストレス等に対処するため、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

救命救護健康班は、東京DPAT、保健師チーム等と連携し、被災市民に対する相談体制を確立する。

(3) 在宅難病患者への対応【救命救護健康班、保健所、医療機関】

在宅難病患者については、保健所、医療機関と連携を図りながら、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る等の対応を行う。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応【救命救護健康班】

救命救護健康班は、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開
設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう
支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し支援が困難な場合は、都へ支援を要
請する。

(5) 透析患者等への対応【救命救護健康班】

救命救護健康班は、透析医療機関の稼働状況等の情報を都福祉保健局から
収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態
勢をとる。

(6) 被災動物の保護【環境班】

環境班は、関係機関と連携して被災動物の保護に当たる。

(7) 公衆浴場等の確保【物資輸送班、広報班】

物資輸送班は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況
を把握し、浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

広報班は、その情報を市民へ提供する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

復旧対策

1 防疫活動

市、都、保健所

健康課、環境保全課は、庁内各課と協力し、保健所及び都福祉保健局と緊密な連携を図りながら、防疫活動を実施する。

(1) 各チームの役割【健康課、環境保全課、保健所】

災害により防疫活動を必要とする場合、それぞれ次の業務を迅速かつ適切に行う。

【チーム別役割分担】

防疫チーム	1 健康調査及び健康相談 2 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 3 感染症予防のため広報及び健康指導 4 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒チーム	1 患者発生時の消毒及び指導 2 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動チーム	1 健康調査及び健康相談の実施 2 広報及び健康指導

(2) 都への連絡【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、防疫活動が必要な被災戸数及び防疫活動の実施状況について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。

(3) 協力要請【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、防疫活動の実施に当たって、市の対応能力が十分でない場合は、都福祉保健局又は市医師会、市薬剤師会等に協力を要請する。

(4) 飲料水等の安全確保【健康課、環境保全課、都（福祉保健局）】

健康課及び環境保全課は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、都が編成する「環境衛生指導班」と連携し、飲料水の消毒及び消毒薬の配布、残留塩素の確認、消毒後のろ過水等の消毒の確認を実施する。

(5) 健康調査【健康課】

健康課は、医療救護班等と緊密に連携を図りながら、被災市民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。

(6) 感染症対策【健康課、各課】

健康課は、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

また、市は、感染症の流行状況等を踏まえた、予防接種を実施する。

(7) 避難所の防疫・指導【健康課、環境保全課】

健康課及び環境保全課は、避難所のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3節 医薬品・医療資器材の供給

応急対策

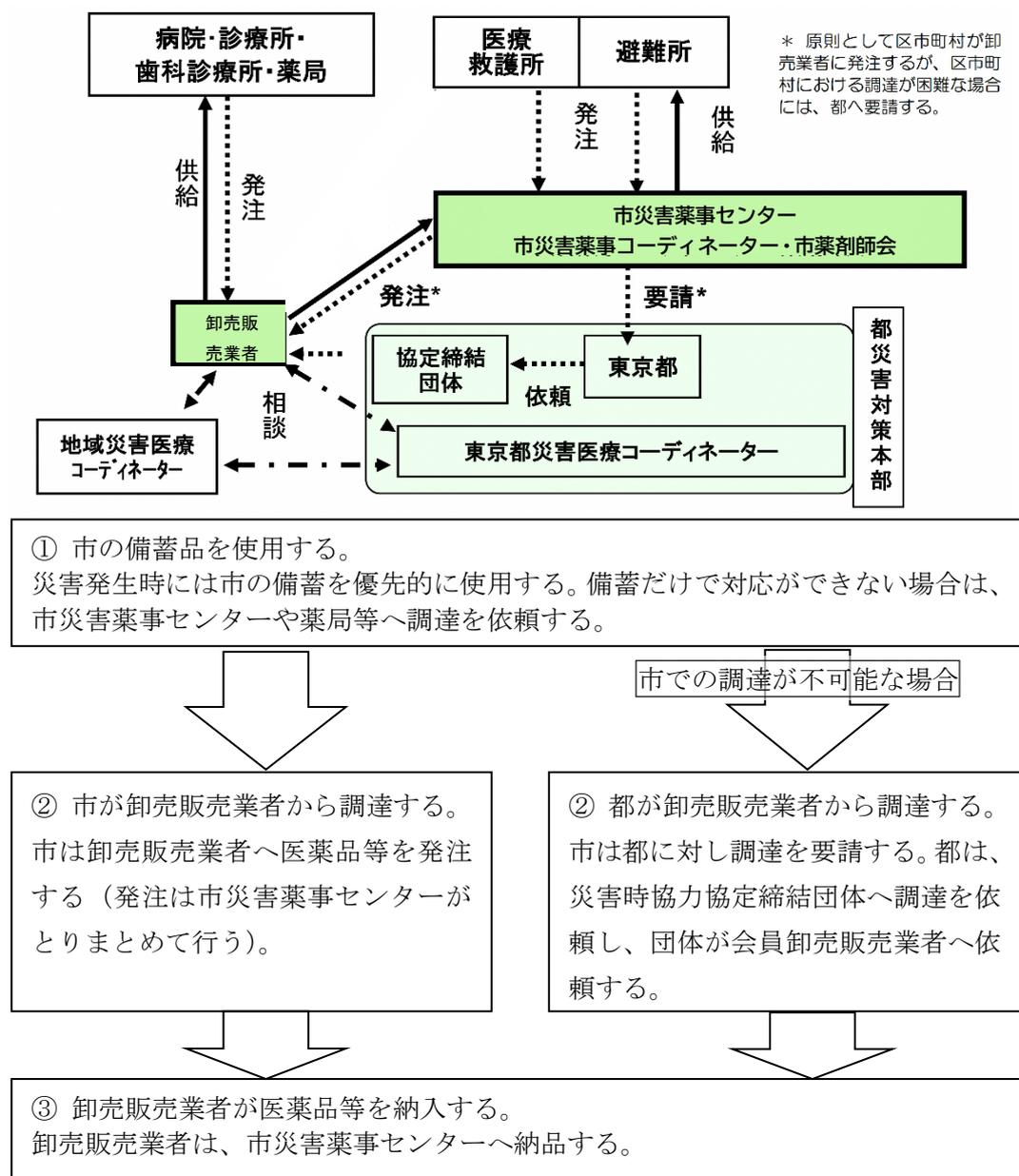
1 医薬品・医療資器材の備蓄・供給

市、都、市薬剤師会、医療機関

(1) 医療品等の調達・確保【救命救護健康班】

救命救護健康班は、休日診療所や市内医療機関、市薬剤師会の協力を得て医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

【市が使用する医薬品等の調達手順】



(2) 供給の要請【救命救護健康班、医療機関】

ア 医薬品等が不足する場合、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。市は、あらかじめ医薬品卸売販売業者と災害時の調達協力協定を締結し、発災後円滑に購入できるよう備える。

イ 速やかに市内に市災害薬事センターを設置し、市内各医療救護所等への供給体制を整える。

ウ 市災害薬事センター長である市災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

(3) 市災害薬事コーディネーターの業務【救命救護健康班、都（福祉保健局）、市薬剤師会、医療機関】

市災害薬事コーディネーターの業務は以下のとおりとする。市災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

【市災害薬事コーディネーターの業務】

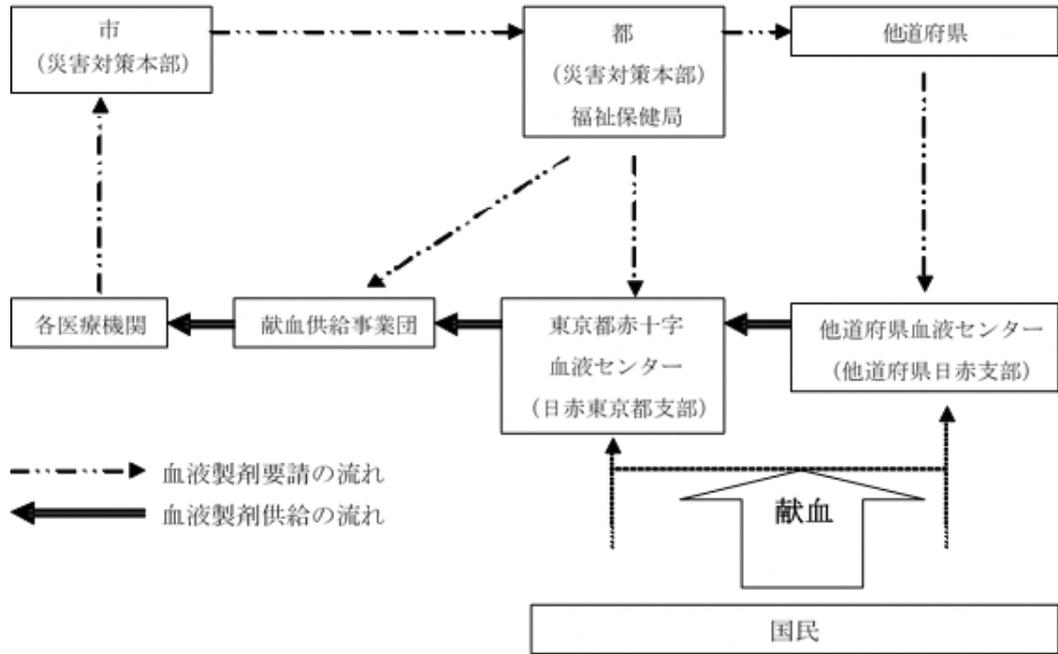
- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需要と供給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 血液製剤の確保	都、医療機関
------------------	--------

都は、市から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要があると認めた場合は、「災害時における血液製剤の供給事業に関する協定書」に基づき、日赤東京都支部（東京赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給要請を行う。

【血液製剤の供給体制】



第4節 医療施設の確保

救命救護健康班は、必要に応じて、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

第5節 行方不明者の搜索と遺体の取扱い

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と連携して遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)				○行方不明者搜索の要請 ○市医師会等への検視・検案への協力要請	○遺体収容所の開設 ○遺体の引き取り、収容
			○行方不明者名簿の作成 ○遺体対策の手配 ○死亡者に関する広報の実施		○火葬の実施
都 (福祉保健局)			○検案班の派遣 ○遺体の検案の実施		
警察署			○行方不明者の搜索 ○検視班の派遣 ○身元確認、検視等の措置の実施		

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

応 急 対 策

1 行方不明者の捜索	市
-------------------	---

行方不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、警察署・消防署・自衛隊等に要請を行う。

救出支援班は、防災関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。捜索期間は災害発生日から10日以内とする。この期間を超えて捜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施し、都知事に所定の申請をする。

なお、捜索に要した経費については、国庫負担となる。

2 遺体の収容及び検視・検案	市、都、警察署、市医師会、市歯科医師会
-----------------------	---------------------

遺体の収容及び検視・検案については、警察署等に市及び都が協力して行う。

(1) 遺体を発見した場合の措置【救出支援班、警察署】

遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署に連絡する。警察署は、遺体検視その他所要の措置をとった後、遺族又は救出支援班に引き渡す。

(2) 遺体の搬送【救出支援班、都（総務局）】

警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。搬送の際は、状況に応じて作業員の雇上げや、都総務局及び防災関係機関への協力依頼等を行う。

(3) 遺体の収容【救出支援班、都（福祉保健局）】

ア 遺体収容所

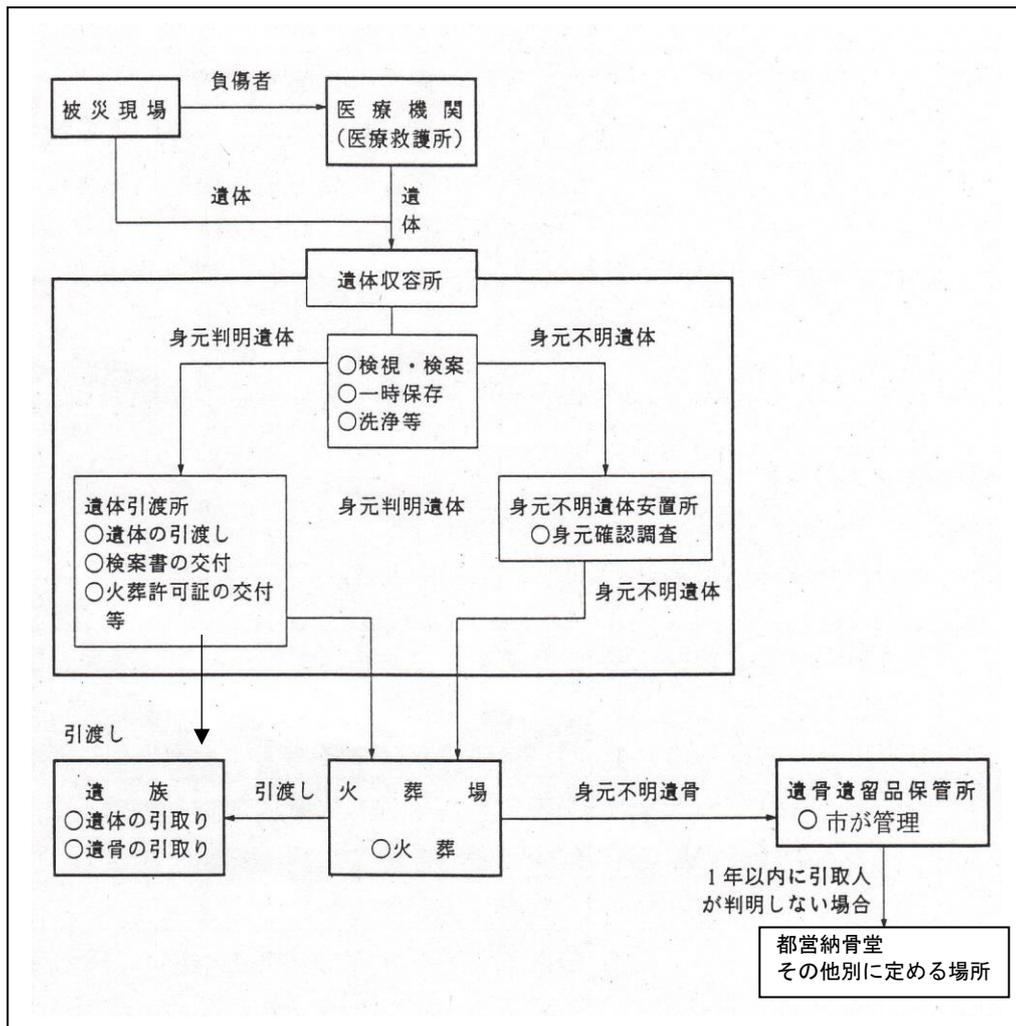
遺体の収容所は、総合体育館に開設するとともに、都福祉保健局及び警察署へ開設状況を報告する。遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施する。

遺体収容所が不足した際は、被災地最寄りの寺院等から選定・協議し、開設する。

イ 遺体の一時安置

遺体の引き渡しまでの間、遺体収容所において遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

(4) 遺体取扱いの流れ【救出支援班】



(5) 検視・検案【救出支援班、都（福祉保健局）、警察署】

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び警察署等は、必要な態勢を確立する。

ア 都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。

イ 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

ウ 市は、市医師会・市歯科医師会に対し、必要に応じ遺体の検視・検案の協力を要請する。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(6) 遺体の身元確認【警察署】

警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に市に引き継ぐ。おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ。

3 遺体の引渡し及び火葬等	市
---------------	---

遺体の引渡し及び火葬等については、市が都、関係機関等の協力を得て行う。

(1) 遺体の引渡し【救出支援班】

救出支援班は、都、関係機関及び葬祭業者等との協力・連携により、遺体対策を実施する。遺体対策としては、遺体の洗浄・消毒等の処置、遺体の一時安置、搬送車両を含む資器材等の調達を行う。

なお、遺体対策から引渡しまでは次に示す方法で行う。

遺体対策の期間	遺体対策の期間は、原則として風水害発生から10日間とするが、必要に応じて、都知事に期間延長の申請手続きをとる。
遺体対策のための書類	遺体対策に当たっては、次の書類を整理する。 1 遺体処理台帳 2 遺体送付表等
遺体の身元確認	1 市は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成した上で納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 2 警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は安否確認班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。
遺体の引渡し	1 検視・検案を終えた遺体は、警察署の指示に従って速やかに遺族に引き渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。 2 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 死亡者に関する広報【広報班、救出支援班】

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う。

(3) 火葬【救出支援班、安否確認班】

警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間（おおむね1週間）経過後も身元不明の場合は救出支援班により火葬し、身元が判明次第引き渡す。遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置をとる。

<p>特例許可証の発行</p>	<p>通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、通常使用される火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。</p>
<p>広域火葬の実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 平時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 2 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。 3 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
<p>身元が判明しない遺体</p>	<p>火葬台帳、火葬関係書類を作成する。 なお、安否確認班は、遺骨を遺留品とともに保管し、1年以内に引取り手が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。</p>

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第6章 避難者対策

風水害に備えて、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。

市は避難情報を発令した際は、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

<発災前後の活動の流れ>

目安 時間の 目安	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後	2日目 以降
市 (災害対策本部)		<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒区域住民への注意喚起 ○避難行動要支援者への早期準備 ○自主避難所の開設準備 ○避難情報発信準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所の開設の準備 ○福祉避難所の開設の準備 ○自主避難所の開設 ○土砂災害警戒区域専用避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設 ○避難準備・高齢者等避難開始の発令 ○庁舎利用者への安全措置 ○避難行動要支援者の避難の実施 ○避難所での飼育動物受入準備 ○避難勧告の発令（浸水、土砂災害） 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告の発令（洪水） ○避難所の運営 ○一時滞在施設での避難者受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示（緊急）の発令 ○住民避難の撤退 ○防災対応要員の退避 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の開設・運営 ○避難指示（緊急）
警察署					<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導 			

第1節 避難誘導

応急対策

1 避難誘導	市、都、警察署、消防署、教育委員会
--------	-------------------

ア 自主避難

機関	内容
市	災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。
警察署	災害が発生するおそれがある場合、市に協力して早期に避難の勧告、指導を行い、要配慮者等は、自主的に指定された施設に避難させるほか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。
市民	自主避難を基本とし、安全な場所へ避難する。

イ 避難情報の発令

機関	内容
市	<p>1 管轄区域内において危険が切迫した場合、本部長（市長）は警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難情報を発令する。この場合、本部長（市長）は直ちに都知事に報告する。</p> <p>2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、市民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、本部長（市長）は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対し当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。</p> <p>3 大雨による土砂災害発生危険度が高まり、都及び気象庁から土砂災害警戒情報等が発表された場合、本部長（市長）は、市内の土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域）に警戒区域を設定し、当該箇所の市民に対し避難の勧告を発令する。</p>
警察署	現場において、著しく危険が切迫しており、本部長（市長）が避難指示（緊急）を発するいとまがないと認められるとき又は本部長（市長）から要請があった場合、警察官が直接市民に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに本部長（市長）に通知する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第6章 避難者対策
第1節 避難誘導

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

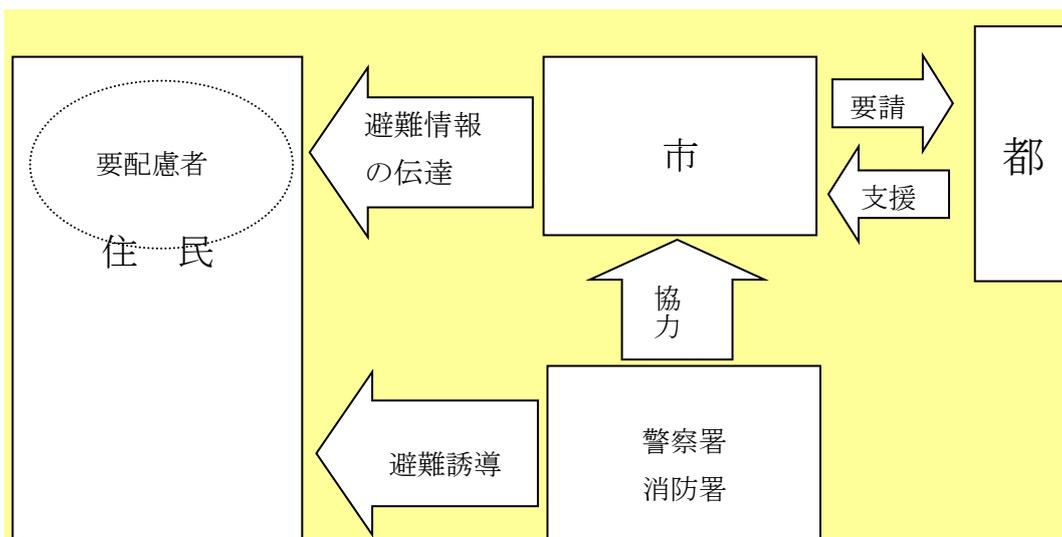
第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

ウ 避難誘導

機関	内容
市	<p>1 避難情報を発令した場合、市は警察署及び消防署の協力を得て、なるべく地域又は自治会・町内会単位に、避難所等に誘導する。</p> <p>2 この場合、市は避難先となる施設に職員を派遣するか、又は避難先となる施設の運営代表者と連絡を密にし、連絡内容に間違いが生じないようにする。</p>
警察署	<p>1 避難情報が発令された場合、市等に協力し、避難所等に誘導収容する。</p> <p>2 誘導する場合、危険箇所に立入禁止措置を講ずるほか、要点に誘導員を配置し、各種の事故防止に努める。 また、夜間の照明資材は元より、各種資器材を活用して適切かつ迅速な誘導を行う。</p> <p>3 浸水地においては、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。</p> <p>4 避難情報に従わない者については極力説得に努めながら確実に、避難させる。</p>
消防署	<p>避難情報が発令された場合、災害の規模、気象状況、災害の拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を防災関係機関に通報する。</p>
教育委員会	<p>避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、防災関係機関と連絡を密にし本計画に即して選定する。</p>

【避難誘導】



第2節 避難所等の指定、開設・管理運営

応 急 対 策

1 避難所等の開設時期

市

避難所等は下表の開設時期に基づいて、開設される。

避難所の種別	開設時期
避難所	避難情報を発令する際に開設する。
福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者に対し、災害対策本部の要請に基づき、開設する。
土砂災害警戒区域 専用避難所	各種気象情報等から土砂災害の発生が懸念される場合等において、開設する。
自主避難所	各種気象情報等から風雨が強まること懸念される場合等において、開設する。

<避難所>

(令和3年1月現在)

番号	施設名	所在地	収容人数 (人)	浸水深 (m)
1	田無小学校	田無町 4-5-21	1,251	0.1—0.5
2	保谷小学校	保谷町 1-3-35	952	0.1—0.5
3	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	877	-
4	保谷第二小学校	柳沢 4-2-11	1,134	0.1—0.5
5	谷戸小学校	緑町 3-1-1	1,162	0.1—0.5
6	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1,018	1.0—2.0
7	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	1,535	0.1—0.5
8	向台小学校	向台町 2-1-1	1,221	0.1—0.5
9	碧山小学校	中町 5-11-4	1,102	0.5—1.0
10	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	956	0.1—0.5
11	栄小学校	栄町 2-10-9	1,098	-
12	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	1,087	-
13	東小学校	東町 6-2-33	879	0.1—0.5
14	柳沢小学校	南町 2-12-37	924	0.1—0.5
15	上向台小学校	向台町 6-7-28	1,536	-
16	本町小学校	保谷町 1-14-23	945	0.1—0.5
17	住吉小学校	住吉町 5-2-1	929	-
18	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1,399	1.0—2.0

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第6章 避難者対策
 第2節 避難所等の指定、開設・管理運営

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

番号	施設名	所在地	収容人数 (人)	浸水深 (m)
19	田無第一中学校	南町 6-9-37	1,270	-
20	保谷中学校	保谷町 1-17-4	1,758	0.1—0.5
21	田無第二中学校	北原町 2-9-1	970	0.1—0.5
22	ひばりが丘中学校	住吉町 1-14-28	1,208	1.0—2.0
23	田無第三中学校	西原町 3-4-1	988	0.1—0.5
24	青嵐中学校	北町 2-13-17	1,905	-
25	柳沢中学校	柳沢 3-8-22	1,064	0.1—0.5
26	田無第四中学校	向台町 2-14-9	1,399	0.1—0.5
27	明保中学校	東町 1-1-24	1,201	0.1—0.5
28	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	995	0.1—0.5
29	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	1,023	1.0—2.0
30	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	920	0.1—0.5
31	武蔵野大学	新町 1-1-20	1,596	3.0—5.0
32	日本文華学園	西原町 4-5-85	168	0.5—1.0
合計 (32 箇所)			36,470	-

※ 有効面積は小・中学校は体育館と普通教室面積、高校は体育館面積、その他の施設は延べ面積の1/3とした。収容人員は有効面積に対し、3.3 m²当たり2人で算定した。

第3部 災害応急・復旧対策計画 第6章 避難者対策
第2節 避難所等の指定、開設・管理運営

<福祉避難所>

(令和3年1月現在)

番号	施設名	所在地
1	田無総合福祉センター	田無町 5-5-12
2	谷戸高齢者在宅サ-ビスセンター	谷戸町 3-23-8
3	保谷障害者福祉センター	保谷町 1-6-20
4	老人憩いの家「おあしす」	南町 3-18-40
5	東京都立田無特別支援学校	南町 5-15-5
6	住吉会館（ルビナス）	住吉町 6-15-6
7	下保谷福祉会館	下保谷 4-3-20
8	新町福祉会館	新町 5-2-7
9	富士町福祉会館	富士町 6-6-13
10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘 2-8-27
11	田無保育園	緑町 1-2-26
12	そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25
13	はこべら保育園	富士町 1-7-2
14	向台保育園	南町 3-23-1
15	西原保育園	芝久保町 5-4-2
16	みどり保育園	緑町 2-15-12
17	芝久保保育園	芝久保町 1-14-32
18	すみよし保育園	住吉町 3-14-14
19	なかまち保育園	中町 4-4-16
20	ひがし保育園	東町 2-4-13
21	しもほうや保育園	下保谷 3-8-15
22	やぎさわ保育園	柳沢 5-8-2
23	けやき保育園	西原町 4-5-96
24	ほうやちょう保育園	保谷町 3-13-1
25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘 2-3-5
26	ひがしふしみ保育園	東伏見 2-11-11
27	こまどり保育園	下保谷 2-4-2
28	高齢者センター「きらら」	富士町 1-7-69
29	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町 4-17-14
合 計(29箇所)		

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第6章 避難者対策
第2節 避難所等の指定、開設・管理運営

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 土砂災害警戒区域専用避難所の開設・運営 市

土砂災害警戒区域専用避難所の開設、運営及び管理については、別に定める。ただし、柳沢中学校については、自主避難所としても開設するため、開設、運営及び管理については、「3 自主避難所の開設・運営」に準拠する。

<土砂災害警戒区域専用避難所>

(令和3年1月現在)

施設名	所在地
東伏見コミュニティセンター	東伏見 5-10-22
柳沢中学校	柳沢 3-8-22

3 自主避難所の開設・運営 市

自主避難所の開設担当職員（以下この節において「担当職員」という。）は、自主避難所の開設が決定された場合には、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。

<自主避難所一覧>

施設名	所在地	備考
保谷小学校	保谷町 1-3-35	
保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	
谷戸小学校	緑町 3-1-1	
向台小学校	向台町 2-1-1	
芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	
柳沢中学校	柳沢 3-8-22	
エコプラザ西東京	泉町 3-12-35	ペット同伴のみ

(1) 自主避難所の開設

担当職員は、各避難所を開設する。

(2) 避難者の把握・誘導

担当職員は、避難者数の把握、負傷者等への対応、要配慮者用エリアの確保等を実施するとともに、避難者が教室等の立入禁止場所に立ち入ることの無いよう適切な規制措置を講じ、施設内の誘導を行う。

(3) 避難者の受入れが困難な場合

開設した自主避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合には、担当職員は学校避難所班に報告する。

(4) 防災関係機関への通知【危機管理班】

危機管理班は、自主避難所の開設状況を直ちに防災関係機関に通知する。

(5) 広報の実施【広報班】

広報班は、市民に対して自主避難所の開設状況の広報を実施する。

(6) 自主避難所の運営

担当職員は、自主避難所を運営する。

(7) 自主避難所の閉鎖

指定避難所の開設が決定した場合、自主避難所は指定避難所に移行する。
また、本部長（市長）が自主避難所の開設の必要がなくなったと判断した場合には、これを閉鎖する。

4 避難所の開設	市
-----------------	---

市は、災害等の状況により開設する避難所を選定する。学校避難所班及び学校連絡調整班は、速やかに施設の安全を確認し、受入態勢を整える。なお、勤務時間外にあっては初動要員が実施する。

初動要員については、「地震・火山編」140ページを参照

(1) 避難所の開設方法【学校避難所班、学校連絡調整班】

市は学校避難所班を中心に、あらかじめ指定した職員の派遣によって、施設管理者や避難所運営協議会と協力し、各避難所を開設する。

(2) 安全点検・施設稼動状況の確認【学校避難所班】

避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。

(3) 避難者の把握・誘導【学校避難所班】

避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、要配慮者用エリアの確保、校舎への立入禁止措置を行う。

(4) 指定された避難所だけでは不足する場合【学校避難所班】

指定された避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合には、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所として施設の提供を要請する。

(5) 広報の実施【広報班】

広報班は、市民に対して避難所の開設状況の広報を実施する。

第3部 災害応急・復旧対策計画：第6章 避難者対策
 第2節 避難所等の指定、開設・管理運営

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(6) 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合【危機管理班】
 施設管理者の同意を得た上で、避難所として開設するよう努める。

(7) 関係機関への通知【危機管理班】
 危機管理班は、直ちに避難所開設の状況を関係機関に通知する。

(8) 避難所の開設期間【学校避難所班】
 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

5 避難所の運営	市、市民
----------	------

避難所は、市と避難してきた市民の協働により運営を行う。以下に避難所における役割を示す。

避難所 運営組織 (市民)	運営代表 者、運営 主体	1 避難所の運営代表者は、実際に避難所を運営する避難所運営組織構成員（市の職員以外の者をいう。）から選出する。 2 避難所の運営代表者は、避難所の管理運営に際して積極的に女性を要職に登用し、女性や要配慮者の視点に配慮する。さらに、避難所運営組織の中に、避難所運営に必要な役割体制を構築するとともに、衛生管理担当者・防火担当責任者を設置する。
学校避難 所班	運営支援	食料や生活必需品の調達等を行う。
ボランテ ィア従事 者	運営補助	避難所の運営代表者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。

(1) 避難所の運営【市民、学校避難所班、保健所】

ア 避難者収容記録簿の作成

運営代表者は、避難者名簿（カード）を配布・回収の上、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。

イ 食料、生活必需品の調達・供給

学校避難所班は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、衛生用品その他物資の必要数を食料班に報告し、必要物資を調達する。到着した食料や物資を受け取った場合、運営代表者はその都度、避難所物品受払簿に記入の上、配布する。

ウ 清掃・衛生対策

運営代表者は、避難者との協力によりトイレ、ゴミ置き場等の清掃体制を確立する。

エ 飲料水の安全確保

保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行う。

オ 食品の安全確保

保健所と連携し、避難市民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

(ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制確立

(イ) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底

(ウ) 手洗いの励行

(エ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底

(オ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底

(カ) 情報提供

(キ) 殺菌、消毒剤の調整

(ク) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

カ トイレ機能の確保

被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

キ プライバシーの保護

運営代表者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者の性別も踏まえ、プライバシー確保に留意する（更衣室や授乳室等の確保）。

ク 情報の提供

避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、特設公衆電話、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

ケ 避難者の把握

避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等（在宅避難者）に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮する。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

コ 安否情報の提供

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

サ 避難所の設置・維持の適否の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 要配慮者への配慮【学校避難所班、市民】

要配慮者に対し以下の点に留意し、配慮に努める。

- ア 市は、避難所を開設した場合、ボランティア等の協力を得て要配慮者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。
- イ 市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。
また、必要に応じて、避難所から福祉避難所への移動を検討する。
- ウ 市は、上記調査等を実施する場合、運営代表者等と協議を行う。

(3) 開設が長期化する場合の避難所の運営【学校避難所班、救命救護健康班、市民】

避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。

ア 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所の運営

- (ア) グループ分けの実施
- (イ) 情報提供体制の整備
- (ウ) 避難所運営ルールの徹底
- (エ) 避難所のパトロール等

イ 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所の運営

- (ア) 自主運営体制の整備（女性や要配慮者の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮）
- (イ) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、生活環境等の改善対策
- (ウ) 避難所の運営に関する役割分担の明確化と、避難者に過度の負担がかからないよう配慮
- (エ) 学校授業再開に向けた対策
- (オ) 避難所の閉鎖を考慮した運営

ウ 保健・衛生対策

- (ア) 救護所の設置
- (イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施
- (ウ) 入浴、洗濯対策
- (エ) 食品衛生対策
- (オ) 西東京市避難施設管理運営ガイドライン別冊（感染症流行時版）に基づいた感染症予防
- (カ) 子どものメンタルヘルス対策
- (キ) 集団生活が難しい人への対応（福祉避難所の利用や避難所内に個別スペースを設置）

エ 避難所の統廃合

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。

- (ア) 運営代表者は、本部長（市長）から統廃合の連絡があった場合、その旨を避難者等に伝える。
- (イ) 運営代表者は、避難所を閉鎖した旨を学校避難所班に連絡するとともに、施設管理者（学校長等）にも報告する。

6 福祉避難所の開設	市
-------------------	---

(1) 福祉避難所の開設【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】

福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、介護等必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のいる世帯等のため、社会福祉施設や保育園等を福祉避難所として災害対策本部の指示に基づき必要に応じて開設する。

(2) 福祉避難所の開設方法【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班】

福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班は、施設管理者と協力し相談員を手配した上で各福祉避難所を開設する。保育園は、保育園児の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保できた時点で福祉避難所を開設する。

(3) 安全点検・施設稼動状況の確認【福祉避難所班、保育班、子ども家庭支援班、救急救護健康班】

福祉避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(4) 介護サービス提供【福祉避難所班】

介護サービス提供事業者と協力し、介護サービスを提供する。

(5) 関係機関への通知【危機管理班】

危機管理班は、福祉避難所を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び警察署、消防署等、関係機関に連絡する。

7 福祉避難所の運営	市
-------------------	---

福祉避難所の運営は、福祉避難所の施設職員、市職員、ボランティア及び介護を行う親族等により行う。運営手順については、「5 避難所の運営」に準拠する。

8 動物救護	市、都、関係機関
---------------	----------

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。

市は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都・市獣医師会、ボランティア等との協力体制を確立する。

※ 飼育動物とは、飼育されている犬・猫等の動物とする（「動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）」別表に規定する動物を除く）。

(1) 動物の保護【環境班、都（福祉保健局）、関係機関】

都は、都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」を中心として、被災動物の保護等を行う。活動は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成して行い、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、市区町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力による被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。

また、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

(2) 避難所における動物の適正な飼養【環境班、学校避難所班、都（福祉保健局）】

市は、開設した避難所の敷地内又は隣接地等に同行避難動物の飼養場所を設置する。

また、避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定める。環境班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。

- ア 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- イ 飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- ウ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）の別表に定める特定動物は、避難所への同行はできないものとする。
- エ 飼育場所は、居住スペースとは別とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）についてはこの限りでない。
- オ 飼育動物の避難所での管理・運営は、飼い主同士が協力して、運営代表者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。

9 ボランティアの受入れ	市
---------------------	---

(1) ボランティアの派遣要請【学校避難所班、福祉避難所班、保育班、
子ども家庭支援班】

市災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアの派遣要請を行う。

(2) ボランティアの受入れ【学校避難所班、福祉避難所班、保育班、
子ども家庭支援班】

「避難施設管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、避難所で活動するボランティアを受け入れる。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3節 被災者の他地区への移送・受入れ

応 急 対 策

1 避難者の移送等

市、本部長（市長）、都

(1) 移送の実施【物資輸送班】

物資輸送班は、次のような避難者の移送が必要な場合、庁用車等の利用及び協定先等への協力を要請し人員輸送を実施する。

ア 市街地大規模火災・危険物二次災害等の緊急事態において、避難所等から多数の避難者を他地区等へ迅速に輸送する必要がある場合

イ 避難所から要配慮者等を福祉避難所等へ移送する必要がある場合

(2) 市外への移送【本部長（市長）、物資輸送班、危機管理班】

ア 本部長（市長）は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なとき、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）及び隣接協定都市の長に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した本部長（市長）は、移送先における避難所管理者（市職員）を定め、移送先の市区町村に派遣するよう努める。

(3) 市外からの受入れ【本部長（市長）、危機管理班】

ア 都又は隣接協定都市から被災者の受入れを指示又は要請された場合、本部長（市長）は直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。

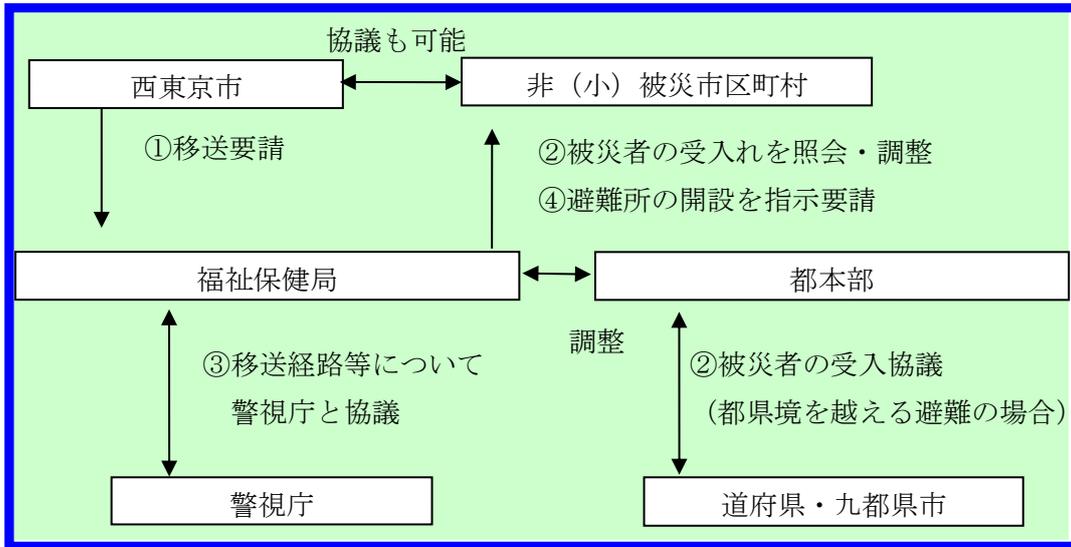
イ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の他市区町村が行い、市はその運営に協力する。

ウ 都内又は隣接協定都市以外の遠方からの避難者の受入れ(広域一時滞在)についても同様とする。

市以外の遠方からの避難者の受入れ(広域一時滞在)についても同様とする。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

【移送先の決定】



第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第4節 要配慮者の安全確保

市は要配慮者への避難支援対策と対応した避難情報を発令するとともに、迅速・確実な伝達体制を整備する。

＜発災前の活動の流れ＞

目安 時間の	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後
市 (災害対策本部)		<ul style="list-style-type: none"> ○要支援者名簿の用意 ○土砂災害警戒区域等危険区域に居住する要支援者の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難支援者の調整 ○避難車両の準備 ○避難の準備状況の集約 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の呼びかけ広報 ○早期避難（自主避難） ○避難支援の実施 ○避難状況の集約 			

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の安否確認及び被災状況の把握 ○福祉ニーズの把握 ○在宅福祉サービスの継続的提供 ○福祉避難所の活用 ○要配慮者の施設への緊急入所 ○特殊な医療等を必要とする在宅要配慮者の支援 ○在宅介護の実施 ○福祉サービスの情報提供 ○社会福祉施設（福祉避難所）の 応急対策の実施 		
					○外国人支援対策の実施

応 急 対 策

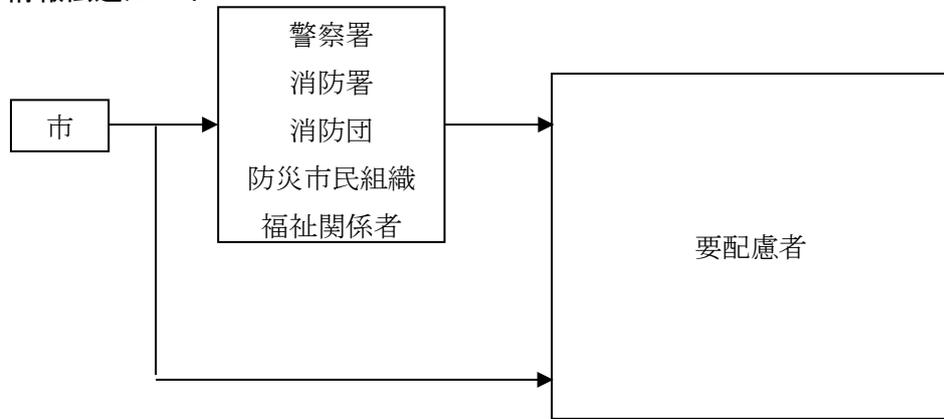
1 要配慮者の安全確保	市、都、避難支援等関係者
--------------------	--------------

高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。また、被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。

社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、代替施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

(1) 要配慮者への避難情報の伝達【安否確認班、子育て支援班、福祉避難所班】

ア 情報伝達ルート



イ 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害等の状況に応じて、次の手段も活用する。

(ア) 聴覚障害者

市ホームページ、インターネット（電子メール・SNS等）、西東京市安全・安心いーなメール、スマートフォン用防災アプリ（いこいーな西東京ナビ）、ケーブルテレビ放送（J-COM）等

(イ) 視覚障害者

（株）エフエム西東京、受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機等

(ウ) 肢体不自由者

フリーハンド用機器を備えた携帯電話、戸別受信機等

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(2) 避難行動要支援者の避難支援【避難支援等関係者】

避難支援等関係者は、避難行動要支援者個別計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行う。

また、避難行動要支援者の生命や身体を緊急に保護する必要が認められる場合、市は、本人の同意を得ずして、避難行動要支援者名簿を自治会・町内会、防災市民組織、民生委員・児童委員、福祉関係者等に対して提供し、円滑な避難支援に努める。

(3) 要配慮者の被災状況の把握【安否確認班、子育て支援班】

ア 要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

市は、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、介護サービス提供事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに要配慮者に対応する窓口となる安否確認班を組織し、安否確認を含む被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

イ 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者等の福祉ニーズの把握に努める。

(4) 被災した要配慮者への支援活動【子育て支援班、福祉避難所班】

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

(ア) 被災した要配慮者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、事業者と協力し、補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(イ) デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、要配慮者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

(ウ) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

イ 福祉避難所等の活用

健康福祉部・子育て支援部の各班は、福祉避難所等を活用し、避難所での生活が困難である要配慮者等への医療や介護など必要なサービス提供に努める。

ウ 東京都災害福祉広域センターへの福祉専門職員の派遣要請

福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

エ 要配慮者の施設への緊急入所

居宅、避難所等では生活が困難な要配慮者等については、本人の意思の下、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施する。

オ 特殊な医療等を必要とする在宅要配慮者の支援

特殊な医療を必要とする難病患者や家族、人工透析患者等が、機器の故障や電気、水、電話等の断絶により生命の危機に陥ることを防ぐため、日頃からの備えに関する啓発とともに、発災直後からの支援に努める。

カ 在宅介護の実施

介護サービス提供事業者、ケアマネージャー、地域包括支援センター等と連携し、ホームヘルプサービス、入浴サービス、介護方法の訪問指導などを必要に応じて実施する。

キ 情報提供

健康福祉部・子育て支援部の各班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者等に対する居宅、避難所及び応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

(5) 医療等の体制【救命救護健康班、都（福祉保健局）】

透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、市は、情報の収集や提供を行い、都、関係機関及び近県等との連携による医療体制の強化に努める。

都は、東京DPATによるメンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行う。

(6) 食料等の確保【食料班】

食料班は、クラッカー、即席めん、アルファ化米のほか、アレルギー対応食等を確保し、要配慮者のニーズに対応した食料の供給を図る。

(7) 避難所の整備【学校避難所班、福祉避難所班】

市は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

(8) 応急仮設住宅【都市計画班】

市は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先入居に努める。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 社会福祉施設等の安全対策	市、消防署
----------------	-------

(1) 福祉避難所の活用【福祉避難所班】

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(2) 社会福祉施設等と地域の連携【消防署】

消防署は、事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。

(3) 社会福祉施設（福祉避難所）の応急対策【福祉避難所班】

速やかに福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。

ア 社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、福祉避難所班に報告する。

イ 施設利用に支障がある場合は、仮設間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。

ウ 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる民間施設を利用する。

3 外国人支援対策	市、都
-----------	-----

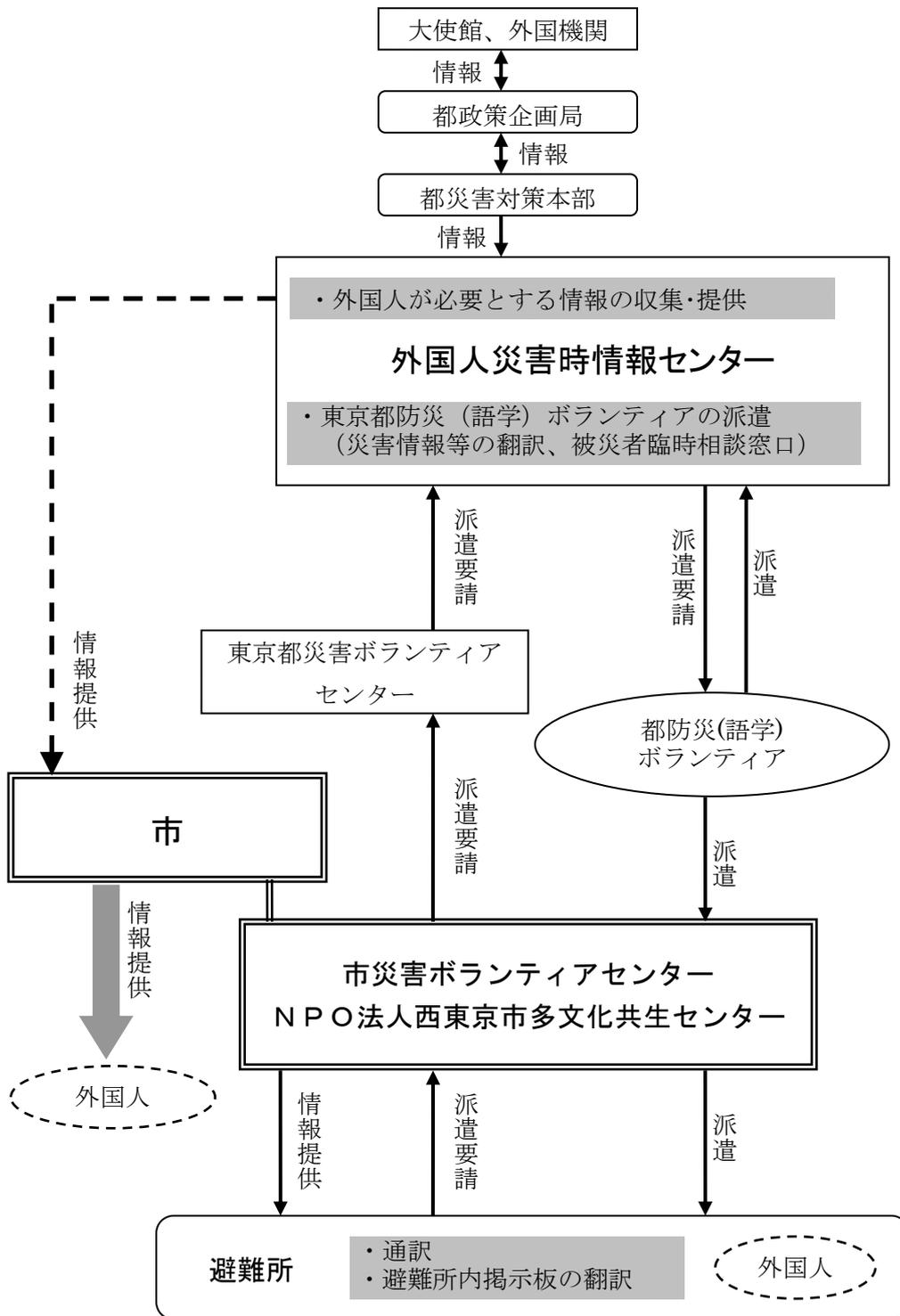
物資輸送班、ボランティア班は、NPO法人西東京市多文化共生センター及び市災害ボランティアセンター等と協力的確な情報提供に努める。

また、都（生活文化局）が開設する外国人災害時情報センター、都防災ボランティア（語学ボランティア）等との協力も併せて行う。

【外国人災害時情報センターの主な業務】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 外国人が必要とする情報の収集・提供 ② 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ③ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣 |
|--|

【外国人災害時情報センター】



第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第7章 物流・備蓄・輸送対策

被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			<ul style="list-style-type: none"> ○市内の断水状況等の情報を集約、 応急給水の必要地区を把握 ○西東京市水友会に給水タンク車等 による運搬給水を要請 ○給水に関する広報の実施 ○応急給水の実施 ○水の安全確保の実施 		
都 (水道局)					<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の被害調査及び復旧作業 ○市内給水拠点において、応急給水資器材を設置

第1節 飲料水の供給

応 急 対 策

1 給水基準	市
--------	---

(1) 対象【上下水道班】

上下水道班は、災害の発生に伴い水道の供給が不可能となり、水を得ることができない者に飲料水の供給を実施する。

(2) 給水量【上下水道班】

市及び都は、所管の地域についてそれぞれ給水計画を確立し、一体となって被災住民に対し飲料水の供給を行う。

給水量は、必要最小限として1日一人3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。

活動時期	経過日数	1日1人当りの目標水量(用途)	主な給水方法	住民の運搬距離
初動活動期	発災直後 (3日後まで)	3リットル (飲料水)	・拠点給水 ・車両輸送	おおむね 2km
応急活動期				
復旧活動期	復旧初期 (おおむね 10日後まで)	3リットル～20 リットル (炊事・洗濯等の 最低生活用水)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓 等	250m～2 km
	復旧中期 (おおむね 20日後まで)	20リットル～100 リットル (3日に1回の 風呂・洗濯・トイ レ1日1回)	・拠点給水 ・車両輸送 ・仮設給水栓 等	100m ～250m
	復旧後期 (おおむね 30日後まで)	100リットル～ 250リットル (震災前のレベ ルまで限りなく 近づける)		宅地内設置 の仮設給水 栓～100m

※ 3リットル/人・日とは、生命維持に必要な最低水量

2 給水態勢	市、都、保健所
--------	---------

(1) 給水活動【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

給水活動は、市と都水道局とがそれぞれの役割分担に従い、協力して実施する。なお、市内3箇所（保谷町浄水所、西東京栄町浄水所、芝久保浄水所）の給水拠点は、水道局職員の参集を待たずに応急給水を行うことができる。

項目	内容
都水道局(給水管理事務所)の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。 2 市内給水拠点において、応急給水資器材の設置を行う。 3 市内の給水拠点施設において、応急給水を行う。
市の役割	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内の断水状況等の情報を集約し、応急給水の必要地区を把握する。 2 西東京市水友会に対し、給水タンク車等による運搬給水を要請する。 3 市内の給水拠点施設において、応急給水を行う。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第7章 物流・備蓄・輸送対策
 第1節 飲料水の供給

(2) 応急給水方法【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

	方法	備考						
1	備蓄ペットボトル飲料水の配布	即応的に、市立小・中学校に備蓄しているペットボトル飲料水を利用する。						
2	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所から直接給水（1次給水拠点）	給水拠点に整備された常設給水栓を利用する。						
3	受水槽の利用（2次給水拠点）	災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。						
4	仮設給水栓	避難所付近のあらかじめ指定した消火栓に応急給水装置を設置し給水する。復旧工事後の消火栓についても、同様とする。						
5	臨時給水栓	仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。						
6	運搬給水	<p>運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設（1次給水拠点）において給水を実施し、その後2次給水拠点（震災用井戸を除く）を經由して、第3次給水拠点（避難所に簡易貯水槽を設置）まで、水を運搬する。</p> <p>市は、西東京市水友会への積込み、運搬先、運搬回数等の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1次給水拠点</td> <td>芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所</td> </tr> <tr> <td>2次給水拠点</td> <td>災害対策用受水槽、市施設の受水槽</td> </tr> <tr> <td>3次給水拠点</td> <td>避難所</td> </tr> </table> <p>あ</p>	1次給水拠点	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所	2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽	3次給水拠点	避難所
1次給水拠点	芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所							
2次給水拠点	災害対策用受水槽、市施設の受水槽							
3次給水拠点	避難所							
7	ろ過給水	上記給水が困難な場合は、市内小・中学校のプールの水をろ水機でろ過し、給水する等飲料水の確保に努める。*						
8	震災用井戸、防火水槽の活用	トイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。						

※ろ水機でろ過した水は、基本的には飲料にできるが、水質検査及び消毒が必要である。また、水質検査は、専門機関に委託し、飲み水用の消毒薬の配布及び消毒方法の指導等について都に要請する。

(3) 給水留意点【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）】

応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、要配慮者の施設、避難所、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。
要配慮者への配慮	自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
広報	給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。また、飲用井戸等を使用する市民に対しては、水質検査を指導する。

(4) 水の安全確保【上下水道班、都水道局（給水管理事務所）、保健所】

市は保健所が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、市民が自主的に消毒を行えるように、環境衛生指導班が市民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

ライフライン復旧後は、市民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第2節 食料・生活必需品等の供給

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

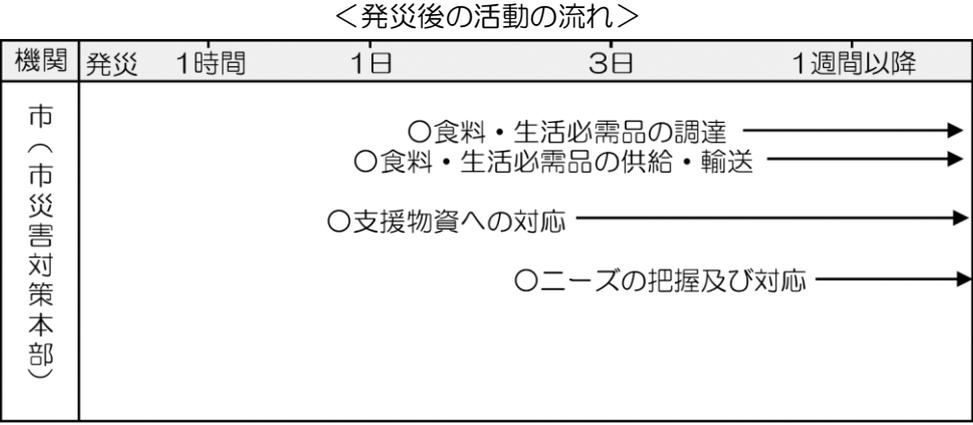
第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害



応 急 対 策

1 食料・生活必需品等の確保体制の構築 市

(1) 調達体制の整備【食料班】

被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、都に応援を要請する。

市は、国・都及び協定業者等の協力の下、迅速に食料及び必要最小限の生活必需品の調達に努める。

(2) 食料の調達【食料班】

炊き出し等の体制が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。

市は、道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出しを行うとともに、高齢者等の多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。

米穀等の調達	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災後およそ4日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 2 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定」に基づき、保谷麺業協会から麺類等を調達する。 3 生鮮食料品は、JA等から調達する。
国・都への調達要請	<ol style="list-style-type: none"> 1 米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出及び不足物資の調達を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 2 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。
調整粉乳等の備蓄	<p>被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。</p> <p>子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。</p>

(3) 生活必需品の調達【食料班】

生活必需品の調達	<ol style="list-style-type: none"> 1 「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。 2 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。 3 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。 4 調達品については、原則として協定業者等によって避難等へ直接輸送する。
----------	---

第3部 災害応急・復旧対策計画：第7章 物流・備蓄・輸送対策
 第2節 食料・生活必需品等の供給

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 食料・生活必需品等の供給・貸与	市、都
-------------------	-----

被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。食料・生活必需品等の配分方法については、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等を定める。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び都の備蓄又は調達する食料等を支給する。被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に要請する。

(1) 食料の供給・輸送【食料班、物資輸送班、学校避難所班】

食料の輸送	<p>物資輸送班は、関係部と連携を図りながら食料等を輸送する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。 2 地域内輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難所等へ輸送する。 3 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。
炊き出し方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 炊き出しは、避難者が主体となり、自治会・町内会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得て実施する。 2 避難所担当職員は、避難所等において避難者等が行う炊き出しを支援する。
食料供給の対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者 2 自宅残留者（炊事が不可能な者） 3 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 4 帰宅困難者等で食料が必要な者
供給留意点	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料の供給・配布は、避難所等において、災害救助法及び災害救助法施行細則に定める基準にしたがって行う。 2 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、要配慮者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。

(2) 生活必需品の供給・輸送【食料班、物資輸送班、学校避難所班】

供給計画	食料班は、被害の状況や避難者数又は、避難所からの要請に基づき、必要数量の把握、調達、供給計画の作成を行う。
生活必需品の輸送	物資輸送班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難所等へ輸送する。
生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法に定めるところによる。
生活必需品の内容	被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。 寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉）
供給留意点	1 供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。 2 被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。 3 生活必需品等の供給状況を随時、危機管理班に報告する。

3 燃料の供給要請等	市
------------	---

施設・車両班は、給油の必要が生じた場合、最初に平時の取引先に給油を依頼する。平時の取引先での給油調達が不可能な場合、協定先の石油関係団体等に給油を要請する。石油燃料の供給を行う期間は、災害発生から都内全ての交通規制が解除されるまでの期間とする。

また、協定先の被災などにより燃料の調達が困難な場合、都に燃料調達の協力を仰ぐ。

4 輸送拠点	市
--------	---

危機管理班は、調達（都からの調達分を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

物資輸送班は、地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。輸送拠点は、下表のとおりとする。

第3部 災害応急・復旧対策計画：第7章 物流・備蓄・輸送対策
 第2節 食料・生活必需品等の供給

【輸送拠点】

広域輸送基地	他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。
地域内輸送拠点	避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ保谷庁舎・田無庁舎を地域内輸送拠点として選定し、都福祉保健局に報告する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3節 輸送車両等の確保

応 急 対 策

1 車両の確保	市
---------	---

施設・車両班は、独自に調達計画を立てる。所要車両が調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

市が所有する全ての車両は、施設・車両班が集中管理を行う。

また、車両が不足する場合は、東京都トラック協会等に協力を要請する。

2 緊急通行車両等の確認	市、警察署
--------------	-------

(1) 緊急通行車両等の種類【施設・車両班】

次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両

- ア 避難情報の発令に使用されるもの
- イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- オ 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
- カ 清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ケ その他災害発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

(2) 確認手続等【施設・車両班、警察署】

ア 事前届出

施設・車両班は、被災時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行う。

警察署は、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を届出者に交付する。

イ 緊急通行車両等の確認

(ア) 届出済証の交付を受けている車両の確認手続

警察署は、届出済証の提出により「緊急通行車両等確認申請書」（以下「確認申請書」という。）を作成させるが審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

第3部 災害応急・復旧対策計画：第7章 物流・備蓄・輸送対策
 第3節 輸送車両等の確保

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(イ) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両等の確認手続

警察署は、確認申請書を作成させるとともに、疎明資料(契約書、協定書、伝票等)により緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行い、審査結果に基づき標章等を交付する。

(3) 輸送体制の確立【物資輸送班】

災害応急対策の実施に必要な人材や資器材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資器材等の緊急輸送体制を確立する。

(4) 車両の運用【施設・車両班】

車両の運用は施設・車両班が行い、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。通行禁止道路通行許可証は、車両前面の見やすい位置に掲示し、標章及び緊急通行車両確認証明証は、車両に備え付ける。

3 緊急輸送活動の実施	市
-------------	---

物資輸送班は、備蓄倉庫、地域内輸送拠点等から災害応急対策に必要な資器材等を輸送する。この際、民間事業者のノウハウや能力の活用を検討する。

- ① 備蓄倉庫、地域内輸送拠点から避難所への輸送ルートの確保
- ② 緊急物資の集積場所（保谷庁舎駐車場）からの物資輸送
- ③ 緊急物資の集積場所への輸送ルートの確保
- ④ 避難所用発電機等のための燃料の調達・搬送
- ⑤ 避難所等への災害時用生活用品等の物資搬送

4 航空輸送の確保	市
-----------	---

(1) 輸送活動の確立【危機管理班】

危機管理班は、都と連携するとともに、消防署、警察署、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動の確立を図る。

(2) 輸送基地の確保【危機管理班】

あらかじめ設定している災害時用ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、消防署、警察署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。

また、選定した当該災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を都へ報告する。

第8章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、市民の生活環境の保持を図る。

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)		○生活用水の確保による、下水道機能の確保 ○仮設トイレの設置	○仮設トイレの管理・し尿処理	○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○がれき処理計画の策定 ○がれきの除去・処理の実施
関係機関			○ごみ収集処理計画の策定 ○ごみ処理対策の実施	○がれき処理計画の策定	○がれきの除去・処理の実施

第1節 ごみ処理

応 急 対 策

1 災害廃棄物の処理代行

市

環境班は、廃棄物処理の特例措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬及び処分の代行を要請することができる。（災害対策基本法第86条の5第9項）

2 ボランティア等との連携による廃棄物処理

市

環境班は、市社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

3 ごみ処理	市、都、柳泉園組合
--------	-----------

大量に発生するごみの処理は、被災状況や要請を踏まえ、必要に応じて都が収集・運搬機材等の確保を支援するなど、迅速な処理体制を整備・実施する。また、被災地の衛生環境の確保を図る。

(1) ごみ収集処理計画の作成【環境班、関係機関】

市内の被災状況やボランティアの活動予定を踏まえ、ごみの発生推定量を算出、一次集積場所の決定など、ごみ収集処理計画を速やかに策定する。

(2) ごみ処理対策【環境班、都（環境局、総務局）、柳泉園組合】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理する。

また、柳泉園組合（処理施設）は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとるとともに、市は必要に応じて調整・支援を都へ要請する。

ア 一般廃棄物の収集及び処理

- (ア) 防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- (イ) ごみは可能な限り分別するよう市民に呼びかける。

イ 廃棄物の仮置き

粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は柳泉園での中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時集積地として利用し、一時的にストックする。

ウ 公共空間のごみ

道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し仮置場へ搬入後、極力減量化を図り最終処分場で処理する。

(3) 業務手順【関係各課】

関係各課は、「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って可能な限り主体的に対応する。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

応 急 対 策

1 トイレの確保及びし尿処理	市、事業所、事業者、市民
----------------	--------------

(1) 初期対応【環境班、上下水道班】

生活用水を用いて、下水道機能を確保するほか、仮設トイレ等を使用する。
 なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設への投入により処理する。

各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール（区部））への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

(2) 避難所等における対応【環境班、上下水道班、事業所、市民】

ア 避難所等

- (ア) 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。
- (イ) 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (ウ) 発災後4日目からは、市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- (エ) 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

イ 事業所・家庭等

- (ア) ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。
- (イ) 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。
- (ウ) 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用する。

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(3) 仮設トイレの設置【環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班】

ア 仮設トイレの設置

(ア) 環境班は、上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。

(イ) 上下水道班は、清瀬水再生センターの被害状況と復旧見込みを把握する。

(ウ) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者、女性、子ども等に配慮するとともに、速やかに仮設トイレを設置する。

(エ) また、仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子ども等の安全性の確保等に配慮して、設置場所の選定等を行う。

イ 設置の基準

仮設トイレは50人につき1台を基準として設置する。

ウ 仮設トイレの調達

市備蓄の仮設トイレに不足が生じる場合、必要数を確保するために都に協力を要請する。

また、トイレトーパー、清掃用品、消毒薬、屋外設置時の照明施設を手配する。

(4) 仮設トイレの管理・し尿処理【環境班、上下水道班、学校避難所班、福祉避難所班、事業者】

ア 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

(ア) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、消毒を行う。

(イ) 設置場所の管理者及び防災市民組織等の市民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

イ 処理

清瀬水再生センターの被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確保する。

ウ 要請

市は、必要に応じて調整・支援を都へ要請する。

第3節 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理は、市の被災状況を踏まえ、処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

応 急 対 策

1 災害廃棄物処理

市、都、都建設事務所、関係機関

(1) 初期対応【環境班、上下水道班、都（環境局）、関係機関】

最終処分量の削減を図るため、風水害による建物の倒壊・流出により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を図る。

関係各部署は、関係機関と協力し、災害廃棄物処理に必要となる情報を把握し、災害廃棄物処理計画を策定する。

策定した災害廃棄物処理マニュアル及び災害廃棄物処理計画に準じて災害廃棄物処理を実施する。

ア 臨時集積地への仮置き

多量の災害廃棄物が発生した場合は、公園等の集積場所候補地から臨時集積地を選定し、仮置きするとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ 災害廃棄物処理対象範囲

災害廃棄物の撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・都等の倒壊建物の解体処理など特例措置も含め、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。

ウ 都への報告

都が設置する「災害廃棄物処理部会」へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び災害廃棄物発生量の報告をする。必要に応じて応援を要請する。

(2) 災害廃棄物の除去・処理【環境班、道路班、上下水道班、都（環境局）、都建設事務所、関係機関】

関係各班は、関係機関・市建災防協会と協力し、災害廃棄物除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。

災害救助法適用前は、市が除去の必要を認めたものを対象として実施する。災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

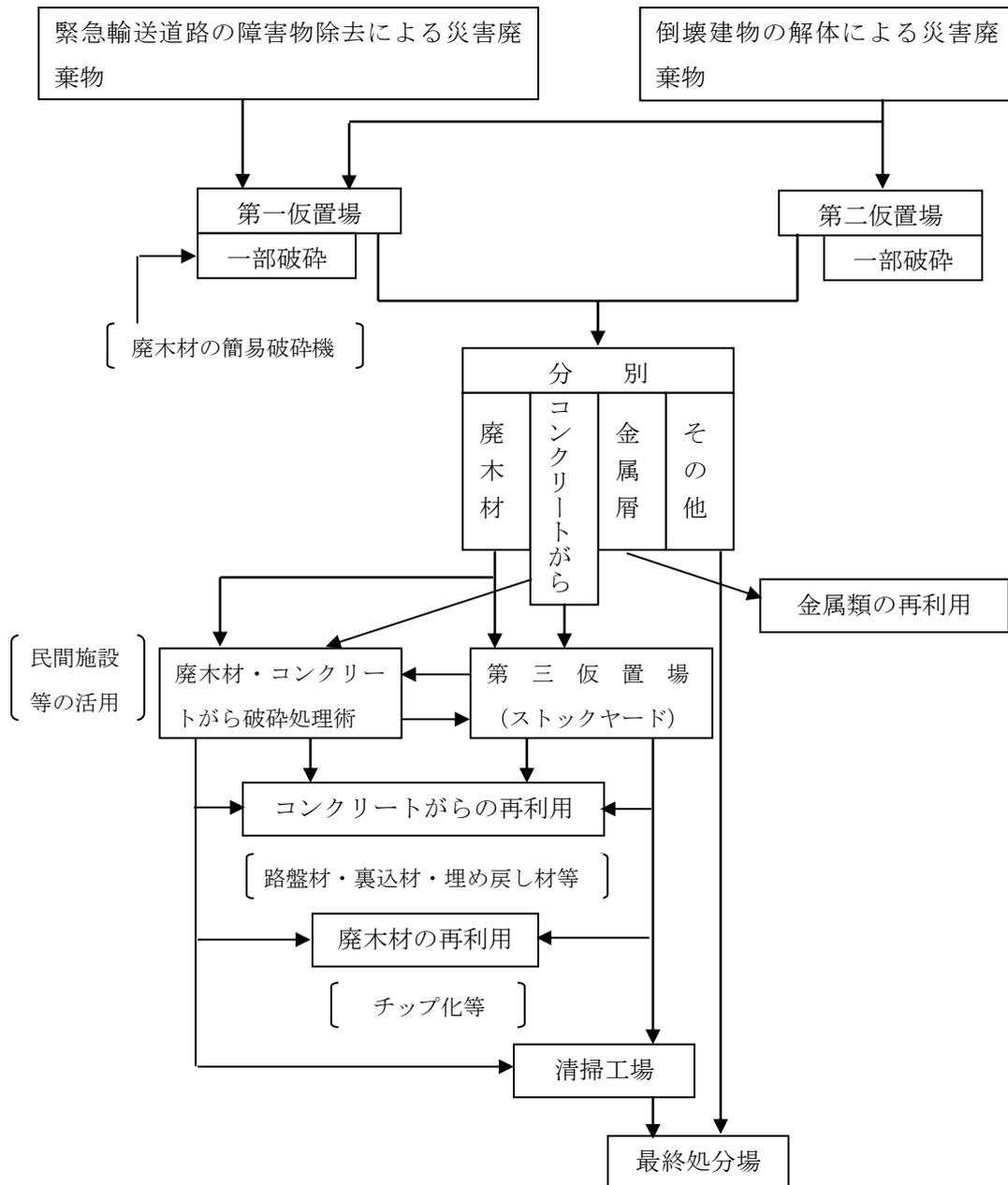
ア 災害廃棄物除去

- (ア) 危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (イ) 住家及びその周辺に発生した災害廃棄物を、速やかに除去する。
- (ウ) 河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗きょ流入口等に堆積した災害廃棄物を除去する。

イ 災害廃棄物処理

- (ア) 臨時集積地に、災害廃棄物の選別等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。
- (イ) 流失家屋等については、臨時集積地へ直接搬送し不燃、可燃等に分別し、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (ウ) アスベスト等有害な災害廃棄物については、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。
- (エ) 建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉塵飛散防止対策を指導する。
- (オ) 再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、できるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ最終処分場に搬入する。

【災害廃棄物処理の基本的流れ】



第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 **ごみ・し尿等**

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。

ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

第1節 水道施設

＜発災前後の活動の流れ＞

安 時 間 の 目	5~4 日前	4~2 日前	3~1 日前	24~ 8時間 前	12~ 3時間 前	発災 直前	発災 直後	2日目以降
市 災 害 対 策 本 部			○ライフライン事業者 との連絡調整	→			○被害状況の把握 ○人員、資器材等の確保 ○西東京市水友会への応援 要請 ○応急措置の実施	→
都 (水 道 局)							○被害状況の把握 ○点検の実施 ○人員、資器材等の確保 ○西東京市水友会への応援 要請 ○応急措置の実施	→
							○広報の実施	→

応 急 対 策

1 活動態勢	市、都
--------	-----

(1) 都職員の活動態勢【都（水道局）】

職員は、発災時にはその所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。

(2) 市職員の活動態勢【上下水道班】

上下水道班は、必要な人員、不足する車両及び資器材等について、西東京市水友会へ応援を要請する。

電話の不通や混乱が考えられるため、市防災行政無線（地域防災系）及び移動無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。

(3) 復旧活動に従事する民間事業者の確保【都（水道局）】

復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定、工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

2 水道施設の応急対策	都、各事業者
-------------	--------

(1) 被害状況の把握【都（水道局）】

災害発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路テレメータ記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。

(2) 各事業者における対応【各事業者】

施設	内容
取水施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 本流の流量増加の際は、内部規程に基づき、堰^{せき}の操作を行う。 2 洪水時の砂れきの流入による堆積の防止を図るとともに、流木の激突による破壊を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。 3 じんかい、流木等の流入による取水低下を防止するため、所要の資器材を使用し、必要な応急措置を行う。
貯水施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 出水時の連絡、通報及び操作は、内部規程に基づき行う。 2 原水の濁度増加に対処するため、凝集剤等を使用し必要な応急措置を行う。
導水施設	<p>災害時は監視を厳重にするとともに、亀裂等が発生した場合、木樋、板棚、支保工等により必要な応急措置を行う。</p>

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策
第1節 水道施設

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

施設	内容
浄水施設	1 濁度が上昇した原水に対しては、浄水薬品を適切に使用し、沈殿処理を行う。 2 沈殿池、ろ過池、配水池等に被害を生じたときは、速やかに応急復旧を行う。
送水施設	破損箇所からの出水による二次災害を防止しながら、状況に応じて送水系統の変更等を行い、給水所への送水を確保するよう応急措置を行う。
配水施設	1 配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更、配水ポンプ運転の調整等により、断水が生じないよう応急措置を行う。 2 配水小管の破損は、制水弁を操作して、極力断水区間を少なくするよう措置する。 3 首都中枢機関等の重要施設の供給ルート確保を実施する。

復旧対策

1 水道施設の復旧対策	市、都
-------------	-----

(1) 取水・導水施設の復旧活動【都（水道局）】

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動【都（水道局）】

浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画【都（水道局）】

ア 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ 給水装置の復旧は、第一止水栓上流部について、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

なお、第一止水栓以降メータ上流部においては、多量の漏水等がある場合には、申込みの有無にかかわらず都水道局が修繕する。

第3部 災害応急・復旧対策計画：第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策
第1節 水道施設

ウ メータ下流部の本復旧（修繕）は、所有者等（給水装置の所有者又は使用者）が指定給水装置工事事業者に依頼するよう説明する。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申込みがあったものについて応急措置を行う。

なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

エ 都水道局では、必要に応じて市への技術支援を実施する。

(4) 広報の実施【秘書広報課、危機管理課】

危機管理課は、秘書広報課に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。

秘書広報課は、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第2節 下水道施設

災害時における下水道施設の被害については、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急復旧を行う。

＜発災前後の活動の流れ＞

目安 時間の	5~4 日前	4~2 日前	3~1 日前	24~ 8時間 前	12~ 3時間 前	発災 直前	発災 直後	2日目以降
市(災害対策本部)			○ライフライン事業者との連絡調整				○被害状況の把握 ○人員、資器材等の確保 ○施設の点検の実施 ○緊急措置の実施 ○被害程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処 ○関係機関に被害状況、応急復旧見込み等の提供	
		○下水道管理施設の確認						○広報の実施

応 急 対 策

1 下水道施設の応急対策	市
--------------	---

上下水道班は、発災後速やかに初動体制を確立し、市内の下水道施設の被害状況を把握するとともに、下水道施設において汚水の滞留による公衆衛生被害の発生等の二次災害が発生するおそれがある場合、又は拡大が予想される場合は直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。

また、被災状況に応じ、東京都下水道局等と応急対策に係る調整を行う。

復旧対策

1 下水道施設の復旧計画

市

下水道課は、下水道施設の被害に対して迅速に以下の応急措置活動を行う。

ア 応急復旧に必要な人材、資器材等を確保する。

イ 下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置をとるとともに、管きよの被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。

ウ 工事施工中の箇所は、受注者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。

エ 下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合、迅速かつ的確な対応で応急措置に必要な資器材を駆使し復旧に努める。

オ 下水道施設については、主要施設から順次復旧を図る。特に、重要な幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管きよ、枺・取付管の復旧を行う。

また、危機管理課、秘書広報課に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

さらに、被災状況に応じ、東京都下水道局等と復旧対策に係る調整を行う。

2 都との役割分担

市、都

下水道課は、必要に応じて、公共下水道の復旧活動等について、都下水道局に技術支援を要請する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3節 電気・ガス・通信施設

＜発災前後の活動の流れ＞

目安 時間の	5～4 日前	4～2 日前	3～1 日前	24～ 8時間 前	12～ 3時間 前	発災 直前	発災 直後	2日目以降
市災害対策本部			○ライフライン事業者との連絡調整				○被害状況、復旧状況の把握	
東京電力(株)	○情報収集			○警戒体制の構築		○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握 ○対策本部の設置 ○市への情報提供の実施	○危険防止措置等緊急措置の検討・実施 ○広報の実施	○復旧活動の実施
東京ガス(株)	○情報収集			○警戒体制の構築		○被害推定の実施 ○対策本部の設置 ○応急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施
NTT東日本	○情報収集			○警戒体制の構築		○施設及び道路、家屋等の被害状況の把握 ○対策本部の設置 ○応急措置の実施	○広報の実施	○復旧活動の実施
				○浸水防止対策				○浸水防止対策

応 急 対 策

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

1 活動態勢	東京電力(株)、東京ガス(株)、NTT東日本
機関名	対策内容
電力供給施設（東京電力(株)）	<p>1 非常災害対策本(支)部の設置【東京電力(株)】</p> <p>災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。</p> <p>本部は、本社、総支社、電力所、原子力発電所及び建設所に設置する。また、支部は、支社、火力発電所その他店所が指定した第一線機関等に設置する。</p> <p>夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。</p> <p>施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。</p> <p>2 要員の確保【東京電力(株)】</p> <p>災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。</p> <p>非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出勤を指示する。その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。</p> <p>非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。</p> <p>3 情報連絡活動【東京電力(株)】</p> <p>本社本部は、定期的に諸情報を被害店所本部から収集する。</p> <p>被害店所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。</p>
ガス供給施設（東京ガス(株)）	<p>東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。</p> <p>東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。</p> <p>施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。</p>
通信施設（NTT東日本）	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。</p> <p>施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエ</p>

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

ズンは、相互に連携し活動する。
 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部ならびに国等の関係防災関係機関との連絡・調整を行う。

2 電気・ガス・通信施設等の応急対策	東京電力(株)、東京ガス(株)、 N T T 東日本
---------------------------	-------------------------------

(1) 資材の調達・輸送【東京電力(株)】

ア 資材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- (ア) 第一線機関等相互の流用
- (イ) 本社本部に対する応急資材の請求

イ 資器材の輸送

非常災害対策用資器材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(2) 災害時における危険予防措置【東京電力(株)】

水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営【東京電力(株)】

本社本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(4) 応急工事【東京電力(株)】

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

(5) 災害時における電力の融通【東京電力(株)】

各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

(6) 応援要請【東京電力(株)】

災害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

(7) 災害時の初動措置【東京ガス(株)】

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所等における供給操作
- エ その他、状況に応じた措置

(8) 災害時の応急措置【東京ガス(株)】

非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。その他現場の状況により適切な措置を行う。

(9) 資材の調達【東京ガス(株)】

復旧用の資器材を確認し、調達を必要とする資器材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先やメーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

(10) 車両の確保【東京ガス(株)】

本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、平時稼動可能な態勢にある。

(11) 通信施設の応急対策【NTT東日本】

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

復旧対策

1 電気・ガス・通信施設等の復旧対策	東京電力(株)、東京ガス(株)、 NTT東日本
--------------------	----------------------------

(1) 電気の復旧対策【東京電力(株)】

災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

(2) ガスの復旧対策【東京ガス(株)】

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

(3) 通信の復旧対策【NTT東日本】

各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

公共土木施設及びその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

＜発災前後の活動の流れ＞

目安 時間の	5~4 日前	4~2 日前	3~1 日前	24~ 8 時間前	12~ 3時間 前	発災 直前	発災 直後	2日目以降
市(災害対策本部)	○公共施設の事前点検	○公共施設等の休所の準備	○公共施設の閉鎖	○施設の運営			○被災情報の収集、都に報告 ○緊急復旧作業の実施 ○警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め等の措置の実施 ○道路占用施設の被害状況を各管理者へ通報または応急措置をとり事後連絡 ○緊急輸送ネットワーク拠点の指定 ○緊急輸送道路の確保 ○道路・橋梁の応急復旧対策 ○河川施設等の応急復旧対策 ○広報の実施	
都(建設事務所)							○被災情報の収集 ○都道及び緊急障害物除外路線の調査・点検 ○総合的除去対策の策定 ○関係機関連絡調整 ○緊急道路障害物除去 ○損壊箇所の応急復旧 ○二次災害発生懸念箇所の応急復旧 ○一般道路の障害物除去作業 ○道路・橋梁の応急復旧対策 ○河川施設等の応急復旧対策	

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第1節 道路・橋梁施設等

応 急 対 策

1 道路・橋梁等の応急対策

市、都建設事務所、警察署

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

(1) 道路・橋梁の応急対策【道路班、都建設事務所、警察署】

各道路管理者等は、管理する道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずる。

機関名	内容
市	1 区域内の道路が被害を受けた場合、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都（災害対策本部及び建設局）に報告する。 また、被害状況により応急修理ができない場合は、警察署等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。 2 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合、当該施設の管理者及び道路管理者へ通報する。緊急のため、通報するいとまがない場合、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置をとり、事後連絡する。
都建設局	1 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、あらかじめ緊急時の作業協力承諾を得た建設業者や、東京都建設防災ボランティア等と連携して調査・点検を行う。 2 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき協力業者が実施する。 3 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う
警察署	1 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を実施 2 パトロール等を兼ねた広報を実施

(2) 緊急輸送道路の確保等【道路班、広報班】

市は、関係機関とともに緊急輸送道路の確保を図る。

【市が実施する事項】

道路施設の点検	道路班は、あらかじめ指定されている緊急輸送道路の被害状況及び安全性の点検を行い、道路施設点検の結果を国及び都に報告するとともに、都が行う緊急輸送道路の決定に関しての協力をを行う。
市民への周知	広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を発揮させるため、都が行う市民への周知に協力する。
緊急道路障害物除去	道路班は、緊急輸送道路を確保するため、都及び市建災防協会の協力を得て障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても協定業者等から調達する。

(3) 緊急道路障害物除去作業の分担【道路班、都建設事務所、警察署】

市は、次の道路の障害物除去作業を行う。

- ① 緊急輸送道路のうち市道部分
- ② 市が指定している緊急啓開道路

都が指定している市域における緊急道路障害物除去路線（青梅街道・新青梅街道等）や緊急輸送道路（都道）は、都建設局（都建設事務所）が担当し、都の要請があった場合には優先的に協力する。

なお、被害の規模や状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。

【役割分担】

市	道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都災害対策本部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。 また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。
都建設事務所	道路上の障害物の状況報告に基づき、必要な指導及び調整を行いながら、所管の路上障害物を除去する。
警察署	緊急交通路の確保のため、警察署に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行妨害となっている放置車両の排除に当たる。 また、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。
道路管理者	道路管理者は、車両の移動命令に従わない場合、運転者等不在の場合、その他何らかの理由で移動できない場合に道路管理者は車両を移動させることができる。その場合には、車両等の所有者との連絡や損失補償を行う際に必要になるため、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

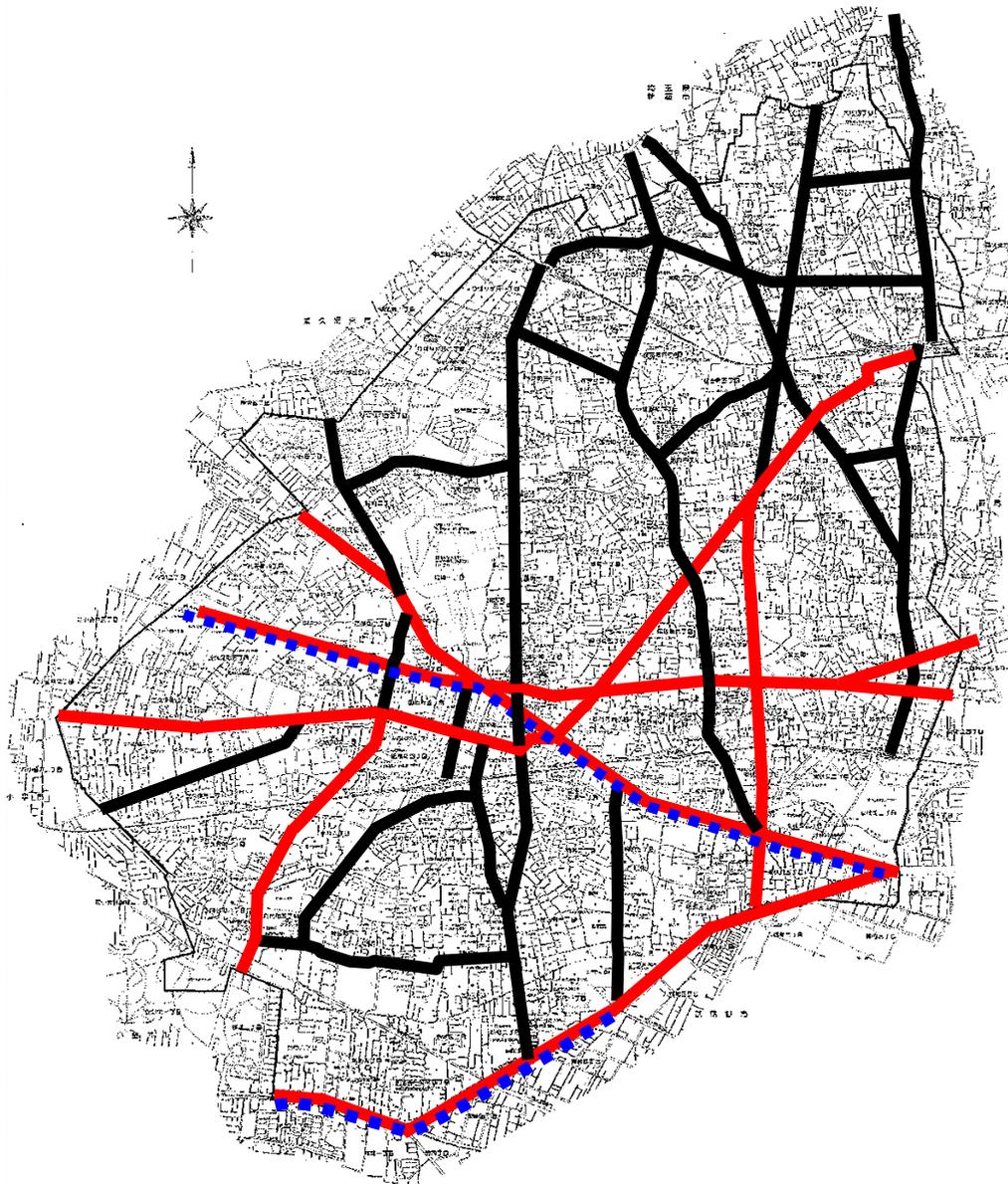
第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

＜緊急輸送ネットワーク及び緊急道路障害物除去路線＞



凡例	
	緊急輸送道路（都指定）
	緊急啓開道路（市指定）
	必要に応じ緊急交通路として指定される路線

復旧対策

1 道路・橋梁等の復旧対策

市、都、警察署、関東地方整備局

(1) 活動態勢【道路課】

道路課は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。

(2) 応急復旧対策【道路課、危機管理課、都建設事務所、警察署、

関東地方整備局】

道路課及び都建設事務所は、以下の応急復旧対策を実施する。

ア 道路・橋梁等の被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

イ 復旧範囲を決定した上で、補修・補強等の応急復旧工事を早急を実施する。

ウ 緊急車両の通行及び応急活動に支障を来す道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

エ 道路課及び危機管理課、並びに都、関東地方整備局、警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。

(3) 広報【道路課、秘書広報課】

道路課は、災害対策本部に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。

秘書広報課は災害対策本部で得た情報を、市民に対して被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

第2節 河川施設等

応 急 対 策

1 河川施設等の応急対策

市、都建設事務所

上下水道班及び危機管理班は、水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

都建設事務所は、市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断の基に実施する。特に、河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するものについては、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う。

復 旧 対 策

1 河川施設等の復旧対策

都建設事務所

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ア 護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- ウ 護岸等が破損し、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

第3節 社会公共施設等

応 急 対 策

1 社会公共施設等の応急対策

市、医療機関、社会福祉施設等、学校長、
教育委員会

(1) 社会福祉施設等【都市計画班、救出支援班、医療機関、社会福祉施設等】

医療機関、社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。また、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

なお、施設独自での応急危険度判定や復旧が困難である場合は、市及び防災関係機関に連絡し支援を要請する。風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(2) 文化財施設【一時滞在施設班】

文化財に被害が発生した場合は、一時滞在施設班は、直ちに消防署等の防災関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。

防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(3) 学校施設【学校長、教育委員会】

学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとり、学校施設の応急修理を迅速に実施する。

被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。

(4) 避難所の安全確保【学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班】

学校避難所班、福祉避難所班、一時滞在施設班は、避難所及び福祉避難所、一時滞在施設となる施設の被害状況等の確認など安全確保を推進する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

復旧対策

1 社会公共施設等の復旧対策

市

(1) 公共施設等の復旧対策【総務課、建築営繕課、建築指導課、社会教育課、 教育指導課】

総務課、建築営繕課、建築指導課は、優先順位に基づき市内の公共施設等の復旧を実施する。被災施設の復旧に当たっては原状復旧を徹底する。

また、社会教育課は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、教育委員会及び文化財管理者等と修復等について協議を行う。

学校は、公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、教育委員会の助言を受け、応急教育計画等を作成する。児童・生徒等の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第11章 応急生活対策

第1節 被災宅地の危険度判定等

〈発災後の活動の流れ〉

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			○応急危険度判定等の実施	○住家の被害認定の実施	○被災住宅の 応急修理の実施 ○応急仮設住宅の供給 ○市営住宅の 応急修理の実施
都					○応急仮設住宅の供給

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

応 急 対 策

1 応急危険度判定の実施 市、都

被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、都と協力して被災建築物の応急危険度判定の実施に努める。

(1) 被災建築物・宅地の応急危険度判定【都市計画班、救出支援班、 都（都市整備局）】

都市計画班及び救出支援班は、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。宅地については、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定作業の準備	被災建築物応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 1 住宅地図等の準備、割当区域の計画 2 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 3 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 4 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	被災建築物・宅地応急危険度判定員を中心に応急危険度判定実施本部を設置する。
応援要請（建築物）	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。
応援要請（宅地）	市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都知事に被災宅地危険度判定士の出動要請等を行う。
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

2 住家被害認定調査の実施	市
----------------------	---

住家の被害認定は、災害救助法の適用の根拠となり、罹災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、救出支援班は適正な判定を実施する。また、住家被害認定調査について、市は公益社団法人東京都不動産鑑定士協会等の関係機関の協力を得て行う。

(1) 現地調査の実施【救出支援班、都市計画班】

救出支援班及び都市計画班は、応急危険度判定の結果を参考に、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、内閣府が策定している「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、住家被害認定調査を実施する。なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第一次調査	風害については、外観目視調査により外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。 水害については、戸建て（木造・プレハブ）の1～2階建ての場合、第一次、第二次調査の2段階で実施し、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。
第二次調査（水害）	水害における第二次調査は、第一次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合又は一次調査の対象に該当しない場合に実施する。
再調査	調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を実施する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

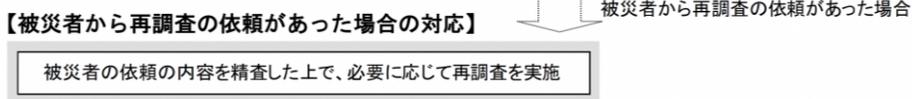
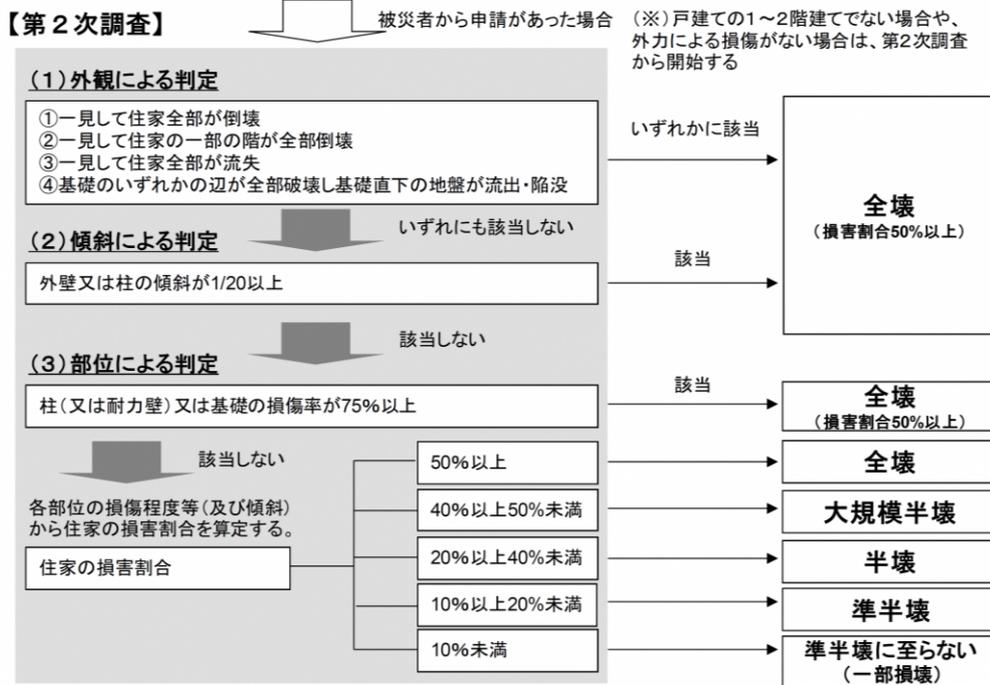
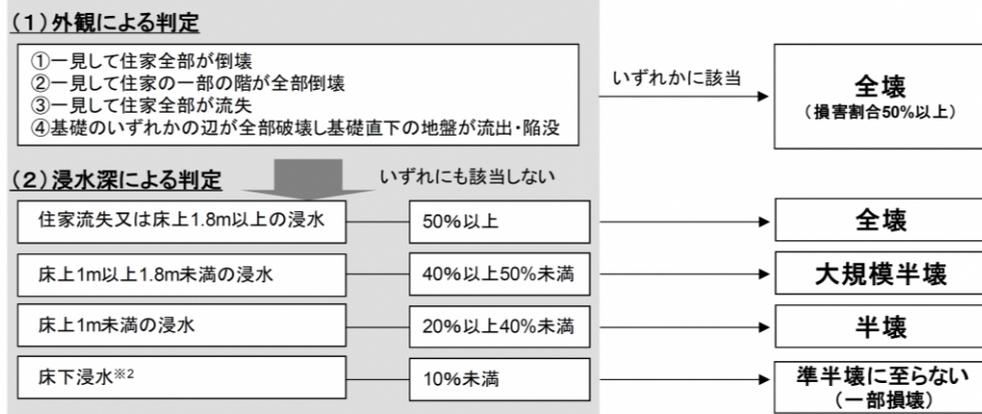
第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

【災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）による調査フロー】

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷^{※1}が発生している場合

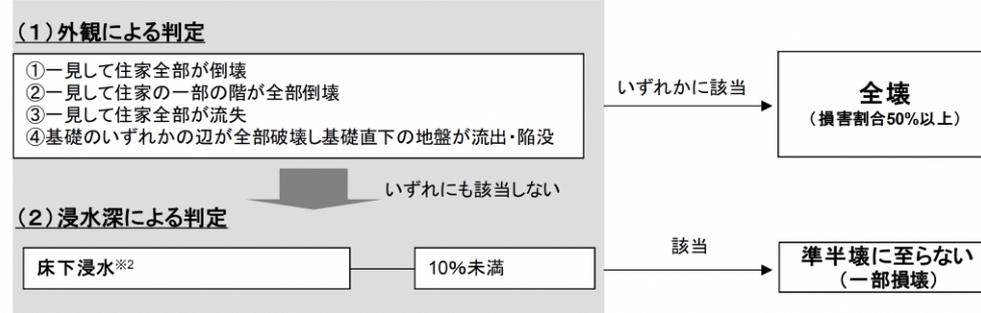


※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く)に該当する損傷をいう。

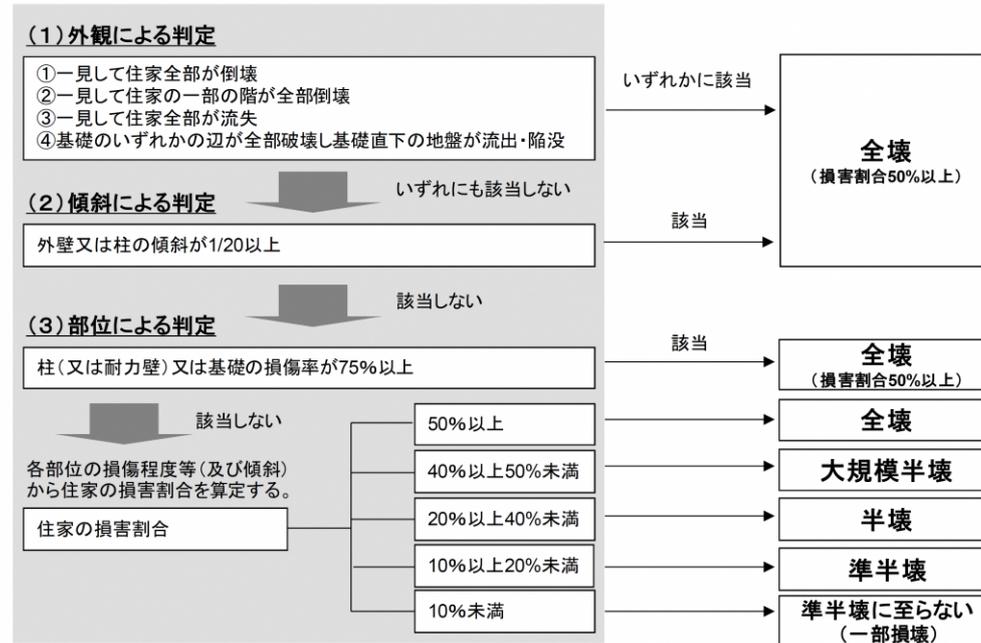
※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

第3部 災害応急・復旧対策計画：第11章 応急生活対策
第1節 被災宅地の危険度判定等

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突
【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷^{※1}が発生していない場合



【第2次調査】 (1)(2)いずれにも該当しない場合又は被災者から申請があった場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施
※再調査では第2次調査(3)部位による判定を中心に実施する

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く)に該当する損傷をいう。
※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第11章 応急生活対策
 第1節 被災宅地の危険度判定等

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

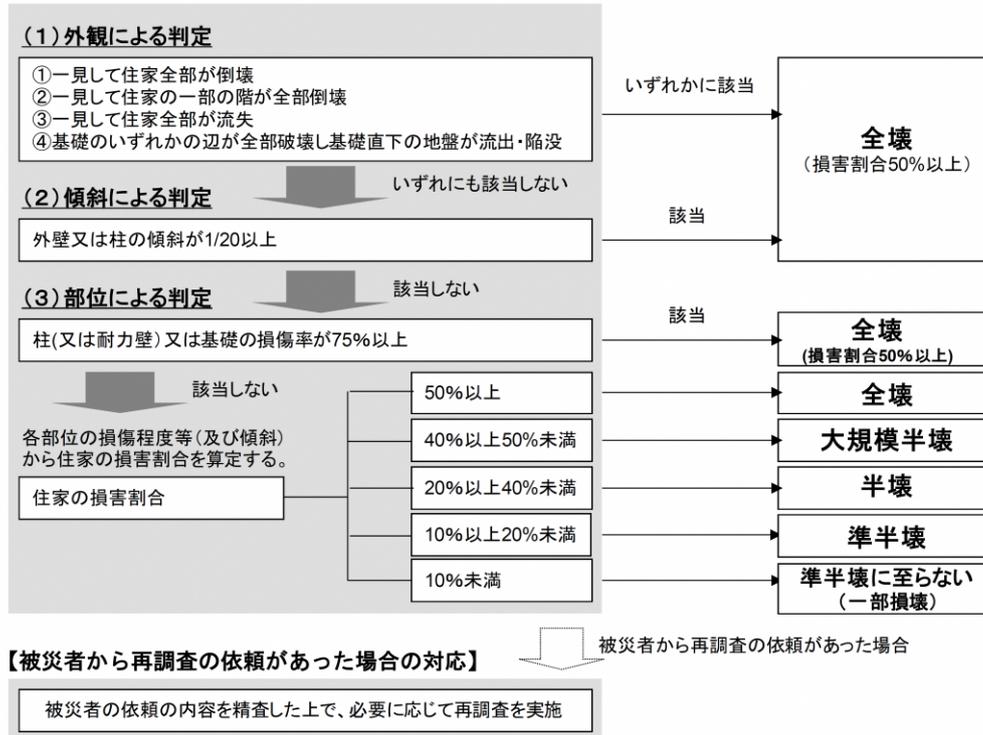
第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

【調査】 戸建ての1～2階建てでない場合



(2) 調査方法【救出支援班】

ア 住家被害認定調査実施前に、市民に対し、住家被害認定調査の実施意図や応急危険度判定との違い、実施する日程等の広報を行う。

イ 第二次調査時は、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立合いの下で内部立入調査を行う必要がある。ただし、倒壊の危険がある等の理由がある場合は、外観目視調査のみ実施する。

復 旧 対 策

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

1 被災住宅の応急修理 市、都

市に災害救助法が適用され、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。また、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅需要の低減を図る。

応急修理の対象者	床上浸水等により損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。
修理方法	修理は、都が、関係団体等と調整のうえ、(一社)東京建設業協会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に市区町村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。 また、応急修理を実施した場合、都住宅政策本部及び住宅課は、必要な帳票を整備する。
修理費用の範囲	1世帯当たりの限度額は、57万6千円とする
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

2 市営住宅の応急修理 市

住宅課、建築指導課、建築営繕課は応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅等について、応急修理を行う。

第2節 応急仮設住宅の供給

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

復旧対策

1 応急仮設住宅の供給

市、都

市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に応急仮設住宅を供給する。

(1) 建設型応急住宅【危機管理課、都（都市整備局）】

ア 建設候補地の確保

- (ア) 接道及び用地の整備状況
- (イ) ライフラインの状況（埋設配管）
- (ウ) 避難場所などの利用の有無

イ 建設地

- (ア) 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。
- (イ) 選定に当たり、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、市区町村相互間で戸数を融通し割り当てる。

ウ 構造及び規模等

- (ア) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。
- (イ) 必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- (ウ) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- (エ) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

エ 建設工事

- (ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (イ) 都は、（一社）東京建設業協会及び（一社）プレハブ建築協会があつせんする建設業者に建設工事を発注する。
- (ウ) 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- (エ) 都は、必要に応じて、工事の監督を市に委任する。

オ その他

市は東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅【住宅課、都（都市整備局）】

都は都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び市等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(3) 入居資格【都（都市整備局）】

次の各号の全てに該当するもののほか、都知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者
使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(4) 入居者の募集・選定【住宅課、都（都市整備局）】

- ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、市に割り当てるとともに入居者の募集及び選定を依頼する。
- イ 割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村間で融通し合う。
- ウ 住宅の割当てを受けた市は、被災者に対し募集を行う。
- エ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

(5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間【住宅課、都（都市整備局）】

- ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- イ 市は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3節 被災者の生活再建対策

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)					<ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明の発行準備 ○被災者生活再建支援金の申請受付 ○雇用対策の実施 ○義援金の募集・受入れ・配分 ○税等負担の軽減 ○被災者の生活相談等の支援 ○小中企業への融資の広報
都					<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の募集・受入れ・配分 ○小中企業への融資 ○農林漁業関係者への融資

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

応 急 対 策

1 罹災証明の発行準備

市、消防署

救出支援班は、住家被害認定調査の結果に基づき、速やかに罹災証明の発行手続を実施する。

罹災証明書の発行に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。

被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。

- ① 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。
- ② 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、発行場所や資器材を確保する。また、都や市区町村と発行日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、発行日程等について被災者に広報する。
- ③ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- ④ 罹災証明書発行時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- ⑤ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の発行について、消防署と連携を図る。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第11章 応急生活対策
 第3節 被災者の生活再建対策

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

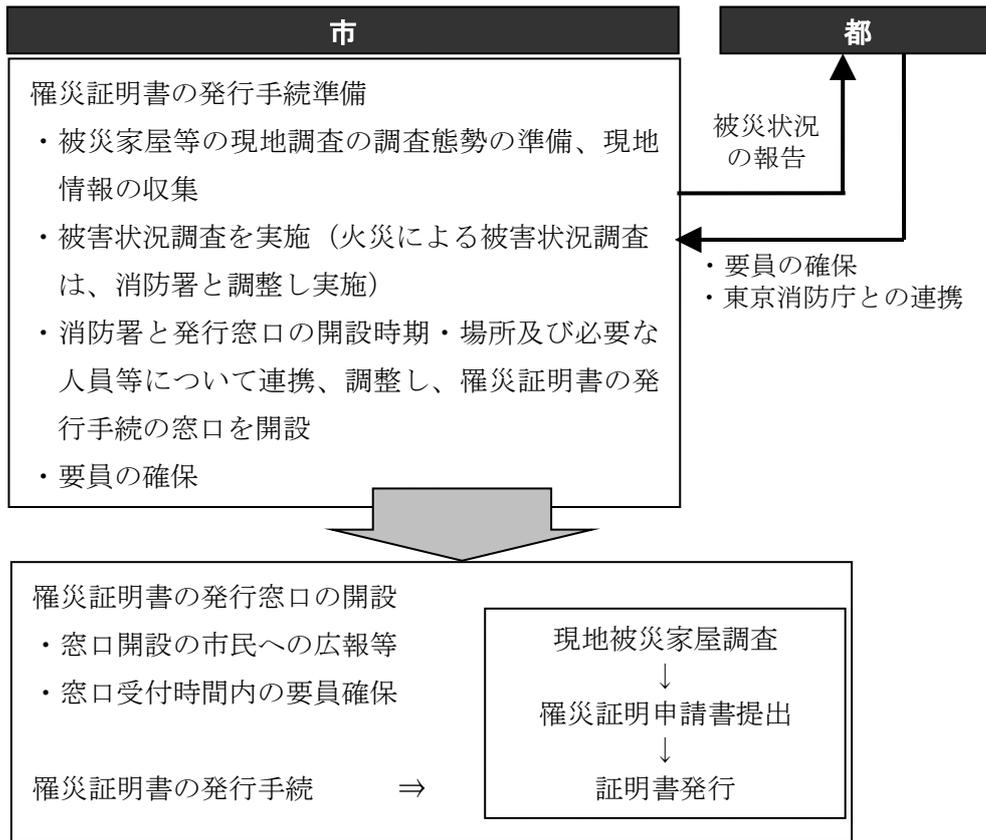
第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害



復旧対策

1 被災者の生活相談等の支援	市、都、警察署、消防署、市社会福祉協議会、日赤東京都支部
----------------	------------------------------

災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供、生活相談、弔慰金等の支給、生活援護資金、住宅資金等の貸付、職業のあっせん等を行う。市、都及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置をとる。支援状況等は被災者台帳に記録する。

(1) 生活相談【各課、警察署、消防署】

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。
警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、各種相談業務に当たる。
消防署	消防署、消防出張所、その他必要な場所に消防相談所を設置し、消防相談に当たる。

(2) 災害弔慰金【地域共生課】

自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。

対象 災害	自然災害	1 住家が5世帯以上滅失した災害 2 災害救助法が適用された災害 3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	500万円
	その他の者	250万円
遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

(3) 災害障害見舞金【地域共生課】

自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

対象 災害	自然災害	1 住家が5世帯以上滅失した災害
		2 災害救助法が適用された災害
		3 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害
支給額	生計維持者	250万円
	その他の者	125万円

(4) 日赤東京都支部の災害救援物資【地域共生課】

支給対象者	支給内容(物資)	配布基準
風水害等により、住家が床上浸水または流失し、避難所等に避難した市民またはその他避難所等に避難した被災者	毛布	1人あたり1枚(組)
	バスタオル	
	安眠セット	
	安眠マット	
	緊急セット	1世帯(4人)あたり1組 (5~8人は2組、 9~12人は3組)

(5) 災害援護資金【地域共生課】

市は、災害援護資金の貸付について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

ア 貸付対象世帯と所得制限

次に掲げる被害を受けた世帯を対象とし、下表の所得制限により貸付を行う。

【貸付対象世帯】

- | |
|---|
| ① 世帯主が療養に要する期間がおおむね1か月以上である負傷を負った場合
② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価値のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合 |
|---|

【所得制限】

世帯人員	市町村民税における総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人を増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、世帯の住居が滅失した場合は1,270万円に緩和	

イ 貸付限度金額

世帯主の1か月以上の負傷の場合	家財等の損害の場合	世帯主の1か月以上の負傷と家財等の損害が重複の場合	被災した住宅を建て直す等特別な事情がある場合
150万円	家財の1/3以上 損害：150万円	250万円	250万円
	住居半壊：170万円	270万円	350万円（世帯主1か月以上の負傷が重複した場合）
	住居全壊：250万円	350万円	350万円
	住居全体の滅失又は流出：350万円		

ウ 貸付条件等

貸付条件	償還期間：10年(うち据置期間3年) 利子：年3%(据置期間中は無利子) 年1%(保証人を立てられない場合) 無利子(保証人を立てる場合) 保証人：連帯保証人を不要する。
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

(6) 罹災証明書の発行【市民課、市民税課、資産税課】

市は、消防署と協力し、次により災害発生後早期に罹災証明の発行体制を確立し、速やかに罹災証明書を発行する。罹災証明書発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。

- ① 罹災証明書発行窓口の開設場所は、被災状況に応じて特設会場を設置する。なお、市民の利便性を考慮し、窓口は複数設ける。
- ② 窓口の開設期間については、災害規模等を勘案し、罹災証明書が遅滞なく発行ができるよう設定する。
- ③ 窓口人員は、市民課、市民税課及び資産税課を中心として他班の応援を得ながら配置する。
 また、他自治体からの派遣職員等の支援を受け、1窓口につき原則として2名以上を配置する。

2 被災者生活再建支援金	市
---------------------	---

地域共生課は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援する。支給申請は市に行い、市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、都へ提出する（根拠法：被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号））。

基礎支援金	全壊など：100万円
	大規模半壊：50万円
加算支援金	建設・購入：150万円
	補修：100万円
	公営住宅を除く賃貸：50万円 ※賃貸住宅の場合、借家人も受給可能

3 雇用対策	市
---------------	---

産業振興課は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇用を促進するため、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇用を要請する。

職員課は、可能な限り被災者の働く場の確保に努めるとともに、発災後の応急対策、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策の整備を行う。

4 税等負担の軽減	市
------------------	---

市は、必要に応じ、市都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険料、利用者負担（保育料）等の徴収猶予、減額及び免除を行い、被災者の負担軽減を図る。

5 その他の生活確保	関係機関
-------------------	-------------

(1) 日本郵便株式会社

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 日本放送協会

- ア 日本放送協会放送受信料免除基準に基づき、被災者の受信料を免除する。
- イ 状況により避難所へ受信機を貸与

(3) NTT東日本、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ

- ア NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施
- イ 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長
- ウ 料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等で、関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

6 住宅支援	市、都、関係機関
---------------	-----------------

(1) 住宅に関する支援制度【地域共生課、子育て支援課、住宅課、都、
関係機関】

市は、以下の支援制度の広報を行う。

- ア 登記事項証明書等の交付手数料免除（法務局）
- イ 災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構）
- ウ 生活福祉資金制度による貸付（市）
- エ 母子寡婦福祉資金の住宅資金貸付（市福祉事務所）
- オ 公営住宅への入居（市・都）
- カ 特定優良賃貸住宅等への入居（市・都）
- キ 災害復興宅地融資（独立行政法人住宅金融支援機構）
- ク 宅地防災工事資金融資（独立行政法人住宅金融支援機構）

(2) 民間賃貸住宅の情報提供【住宅課】

住宅課は、不動産関係団体と協力して民間賃貸住宅の空き家情報を収集し、市民への情報提供に努める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第11章 応急生活対策
第3節 被災者の生活再建対策

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防対策
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

7 中小企業への融資	市、都等
------------	------

都産業労働局等は、災害等により、被害を受けた中小企業者及びその組合に対し、事業継続や経営の安定を図るために必要な資金の融資を行う。

産業振興課は、被災中小企業等に対する援助及び助成制度に関する広報を行う。

8 農林漁業関係者への融資	都
---------------	---

都産業労働局は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付を行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

都産業労働局は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

都産業労働局は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要なとする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第4節 ボランティアとの連携

<発災後の活動の流れ>

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)				○市社会福祉協議会と連携して 市災害ボランティアセンターを設置 ○ボランティア活動との連携 →	
市社会福祉協議会				○市と連携して市災害ボランティアセンター を設置 ○ボランティアコーディネーターの確保 ○ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示 → ○ボランティア活動の連絡、調整 → ○ボランティア保険加入手続き → ○ボランティアの宿泊先の紹介 → ○被災地・避難所等における ボランティア要望の把握等の情報収集 ○都災害ボランティアセンターとの連絡、 調整 →	

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

応 急 対 策

1 ボランティア活動との連携 市、都

ボランティア班は、市社会福祉協議会による市災害ボランティアセンターの設置を支援するとともに、都・関係機関・都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

ボランティア活動の支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となって必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援する。

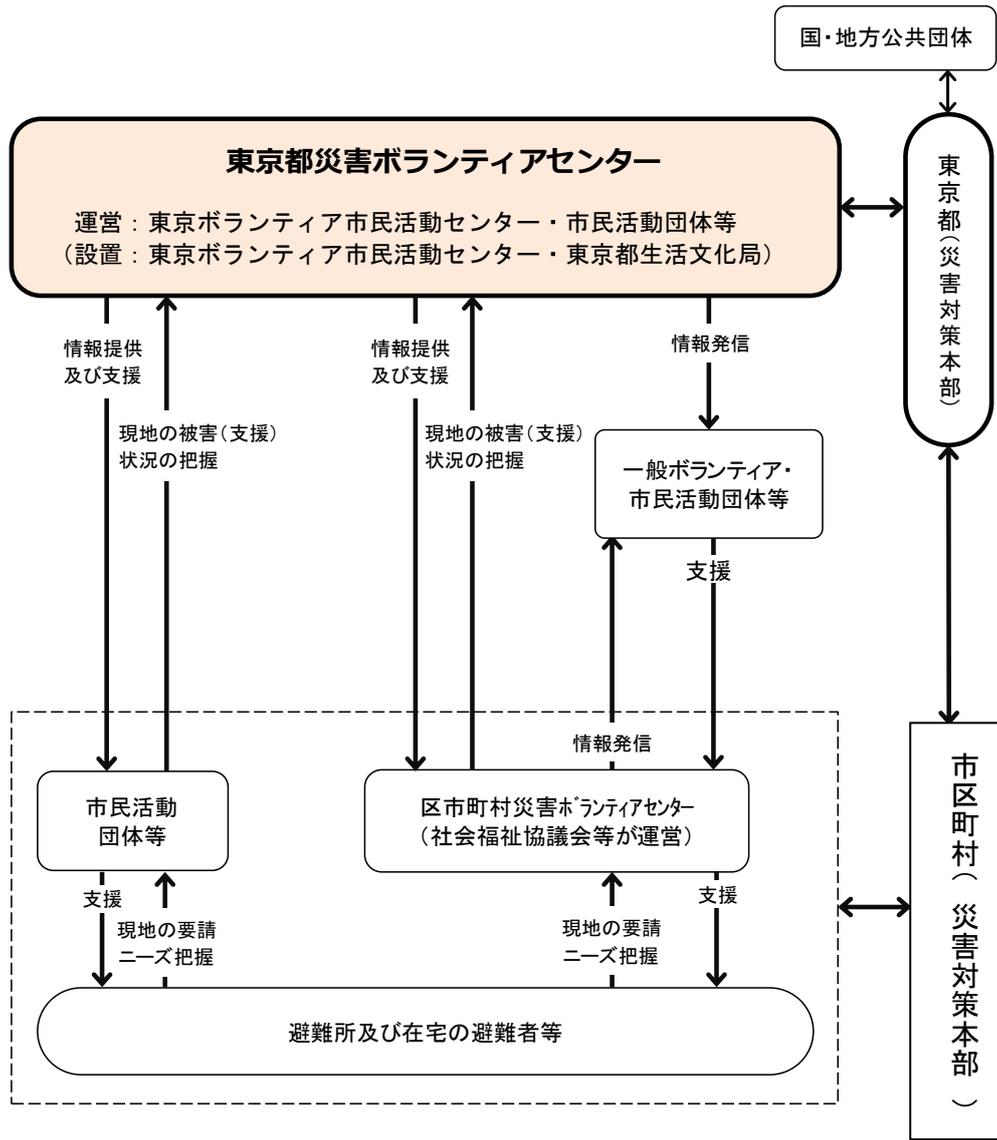
【市災害ボランティアセンターの主な役割】

- ① ボランティアコーディネーターの確保
- ② ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示
- ③ ボランティア活動の連絡、調整
- ④ ボランティア保険加入手続き
- ⑤ ボランティアの宿泊先の紹介
- ⑥ 被災地・避難所等におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- ⑦ 都災害ボランティアセンターとの連絡、調整

都の専門性を有する防災ボランティア等の活動内容を以下に示す。

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学） ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援
被災宅地危険度 判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け、宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
建設防災 ボランティア	都建設局からの出動要請を受け、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
東京消防庁災害時 支援ボランティア	東京消防庁からの協力依頼を受け、東京消防庁が管下で行う消防署内での後方支援活動や応急救護活動などの支援を実施



第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対策

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第5節 義援金の取扱い

応 急 対 策

1 義援金の受入れ・管理

市、都、日赤東京都支部

風水害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

(1) 受入窓口の決定【調整班、都（総務局、福祉保健局）、日赤東京都支部】

市は、都、日赤東京都支部等と義援金の受入窓口について協議、決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

(2) 受入れ及び管理【調整班】

市に直接義援金が贈られた場合、市は贈られた義援金を受領し、配分が決定するまで保管する。

復 旧 対 策

1 義援金の取扱い

市、都、日赤東京都支部

(1) 東京都義援金配分委員会の設置【地域共生課、都（総務局、福祉保険局）、日赤東京都支部】

都は、義援金の募集を決定次第、都本部に都、市区町村、日赤東京都支部及び関係機関の代表者で構成される「東京都義援金配分委員会」（以下「都委員会」という。）を設置する。

(2) 市による義援金の募集・受付【地域共生課】

市は、義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。

また、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

なお、送金するまでの間は「預り金」として銀行口座で一時保管する。

(3) 市義援金品募集配分委員会の設置【地域共生課】

市は、市に対して寄せられた義援金について、義援金の受入団体の代表者からなる「義援金品募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

(4) 市に寄せられた義援金の配分【地域共生課】

市が直接募集し寄せられた義援金について、次のとおり配分を行う。

ア 義援金品募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切、かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。

イ 義援金の使途については、義援金募集・配分の事務や防災ボランティア活動に要する経費などの使途分野についても勘案の上、関係機関等と十分協議し、国民的同意が得られるよう努める。

(5) 義援金の配分【都（総務局、福祉保険局）】

都は、義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定し、配分計画に基づき義援金を市区町村に送金する。

ア 被災市区町村への義援金の配分計画の策定

イ 義援金の受付・配分に係る広報活動

ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

(6) 義援金の広報【都（総務局、福祉保険局）】

都は、義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

(7) 義援金の支給【地域共生課】

市は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

また、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第6節 教育・保育の安全対策

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

< 発災前の活動の流れ >

目安 時間の 目安	5日前～ 4日前	4日前～ 2日前	3日前～ 1日前	24～8 時間前	12～3 時間前	発災直前	発災直後
市 (災害対策本部)		○事前点検 (保育園・小中学校・学童クラブ・児童館)	○今後の対応の伝達(保護者) ○施設閉鎖の可能性・ 今後の対応の伝達(広報)	○一時滞り施設の開設基準・開設手順の確認 ○施設の閉鎖			

< 発災後の活動の流れ >

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	○災害情報の収集 ○施設の安全確認 ○来所者等の安全確保		○施設の応急復旧	○学校の復旧計画の作成、復旧 ○学校間の応援調整	○乳幼児・児童の被災状況の調査 ○保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達
学校	○児童・生徒の保護 ○施設の安全確認 ○応急対策の実施 (教育委員会との連絡、応急教育計画・復旧計画の作成等)		○児童・生徒の保護者への引渡し		○応急教育の実施 ○児童・生徒の健康管理 ○学校給食の措置の実施
保育園・学童クラブ・児童館	○被害状況の把握 ○緊急避難措置、保護者との連絡等、応急対策の実施		○施設設備の応急復旧措置の実施 ○代替施設の確保		
都	○学用品等の給与(支給)				

応 急 対 策

1 学校の応急対策	市、学校長
-----------	-------

学校長、学校連絡調整班、学校避難所班は、以下の対策を行う。

- (1) 学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の安全な引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。
なお、保護者に引渡しが出来ない場合、時間がかかっても保護者と連絡が取れるまで、児童・生徒等は学校に留め置く。
- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、学校連絡調整班へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて学校連絡調整班と連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
また、学校が避難所となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (6) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき学校連絡調整班に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 学校避難所班は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市
第2部 災害予防
第1章 水害予防
第2章 防災力向上
第3章 公共施設等
第4章 応急対応力
第5章 情報通信
第6章 医療救護
第7章 避難者対策
第8章 物資・備蓄等
第9章 生活の再建
第3節 応急復旧
第1章 初動態勢
第2章 情報収集
第3章 水防対策
第4章 警備・交通
第5章 医療救護
第6章 避難者対策
第7章 物流・備蓄等
第8章 ごみ・し尿等
第9章 ライフライン
第10章 公共施設等
第11章 生活の再建
第12章 災害救助法
第13章 激甚災害

2 応急教育の実施	市、都教育委員会、学校長
-----------	--------------

施設の応急復旧の状況、教職員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の受入れ状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。

(1) 応急教育の実施【学校連絡調整班、都教育委員会、学校長】

ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、学校連絡調整班に連絡する。

イ 学校連絡調整班は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。

また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導に当たる。

ウ 教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、学校連絡調整班に報告する。

エ 学校長は、災害の推移を把握し、学校連絡調整班と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。

また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

オ 学校の施設が台風等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、市教育委員会は、緊急に校長及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。

カ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に受入れ可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置き、心のケア対策にも十分留意する。

キ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。

ク 児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。

ケ 学校連絡調整班は、学校間の教職員の応援体制について都教育委員会と必要な調整を行う。

(2) 健康管理等【学校連絡調整班、学校避難所班、都教育委員会】

被災した児童・生徒等の身体と心の健康管理を図るため、都教育委員会、保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。

(3) 学校給食の措置【学校避難所班】

学校再開に併せ速やかに学校給食が実施できるよう措置をとる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

ア 避難所として学校給食施設で炊き出しを実施する場合

イ 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合

3 学用品等の給与（支給）	市、都
----------------------	-----

学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。

なお、本部長（市長）に都知事が職権を委任した場合は、学校避難所班が教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

(1) 給与（支給）の対象【都（教育庁）】

住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒等に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。

(2) 学用品給与（支給）の方法【学校避難所班、都（教育庁）】

- ア 教育委員会及び学校長の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を作成する。

(3) 学用品給与（支給）の費用限度【都（教育庁）】

- ア 教科書（教材を含む。）の実費
- イ 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額

4 応急保育	市、各施設
---------------	-------

保育園、児童館及び学童クラブの応急対策等を講じ、乳幼児・児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

(1) 保育園・児童館・学童クラブの応急対策【子育て支援班、保育班、各施設】

ア 緊急避難の措置

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、状況に応じて緊急避難の措置をとるとともに、避難場所の所在を明確に保護者に伝達する。

イ 被害状況の把握

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、災害の規模、乳幼児、児童、職員及び施設設備の被害状況を迅速に把握し、施設の管理に必要な職員を確保して万全の措置をとる。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

(2) 災害復旧時の対策等【子育て支援班、保育班、各施設】

速やかに平常の保育等活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧、代替施設の確保など必要な措置をとる。

ア 臨時編成の調整

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、応急保育計画・応急指導計画に基づき、臨時のクラス編成を実施するなど、災害状況に即応するよう速やかに調整する。

イ 災害復旧時の対策

子育て支援班、保育班、子ども家庭支援班の責務は、次のとおりである。

- (ア) 職員を掌握するとともに、乳幼児・児童の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にして復旧態勢に努める。
- (イ) 保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達について、万全の措置をとる。
- (ウ) 災害の推移を把握しつつ、各保育園・児童館・学童クラブの責任者は平常保育・指導育成ができる環境に整えるよう努める。
- (エ) 災害により、登園できない乳幼児についての実情把握に努める。

第12章 災害救助法の適用

災害が発生し、市の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第1節 災害救助法の適用

＜発災後の活動の流れ＞

機関	発災	1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)			○詳細被害状況の調査 ○都への被害状況の報告 ○災害救助法の適用手続き	○激甚災害指定の調査 ○激甚災害指定の手続き	

応 急 対 策

1 災害救助法の適用

本部長（市長）、市

被害状況を詳細に把握・報告するとともに、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用手続きを行い、適用後は同法に基づく救助を行う。

(1) 詳細被害状況の調査【各部各班】

ア 各部所管施設の被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施するとともに、市内をブロックに分け調査し、被害情報を集約する。

- (イ) 各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、危機管理班へ報告する。
- (ロ) 各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに危機管理班へ報告する。
- (ハ) 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力によって調査を行う。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第3部 災害応急・復旧対策計画：第12章 災害救助法の適用
 第1節 災害救助法の適用

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

イ 把握する内容

各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

被害種別	把握する内容
人的被害	1 死者、行方不明者の状況 2 負傷者の状況
住家被害	1 全壊・半壊・一部損壊の状況 2 応急危険度判定
非住家被害	公共建物
その他被害	1 田畑の被害状況 2 文教施設の被害状況 3 医療機関の被害状況 4 道路、橋梁の被害状況 5 河川、水路等の被害状況 6 水道施設の被害状況 7 下水道施設の被害状況 8 ごみ処理施設等の被害状況 9 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
被害金額	1 公共文教施設の被害金額 2 農業施設の被害金額 3 その他公共施設の被害金額 4 農林、商工の被害金額

(2) 被害状況の報告【危機管理班】

ア 被害状況等報告

災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理班は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。

状況等	報告内容
詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。
報告の方法	都災害情報システム（DIS）、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
救助実施状況の報告	災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。
応急措置完了後の対応	応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式的全項目について報告する。

イ 収集・報告に当たって留意すべき事項

- (ア) 被害等の調査・報告に当たっては、防災関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- (イ) 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。
- (ウ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、都等に応援を求めて実施する。
- (エ) 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(3) 災害救助法の適用手続き【本部長（市長）、危機管理班】

ア 災害救助法の適用基準

市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (ア) 滅失世帯（住家滅失世帯）数が100世帯以上のとき。
- (イ) 被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (ウ) 被害が都内全域に及ぶ大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情が

第3部 災害応急・復旧対策計画：第12章 災害救助法の適用
第1節 災害救助法の適用

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

ある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(エ) 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

※ 被災世帯の算定：世帯数は、全壊（全焼）、流失等の世帯を標準とし、半壊（半焼）した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。

イ 災害救助法適用手続き

本部長（市長）は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、都に災害救助法の適用手続きを行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなる。関係各部は、危機管理班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

(ア) 被害状況の把握（適用基準該当の確認）

(イ) 適用申請（本部長（市長）から都知事へ）

(ウ) 適用（災害救助法による救助の実施）通知（都知事から本部長（市長）へ）

(エ) 災害救助法による救助の実施指示（本部長（市長）から関係各部へ）

ウ 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において都知事が当たることになっているが、都知事はその職権の一部を事前委任した救助の実施については本部長（市長）が行う。ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく都知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、本部長（市長）が自ら救助に着手する。

本部長（市長）が事前委任を受けている災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ロ) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災者の救出
- (カ) 被災した住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬
- (コ) 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

※ 災害救助法による救助の内容等は、資料編を参照。

2 災害救助法の運用等	本部長（市長）
--------------------	---------

本部長（市長）は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

第2節 救助実施体制の整備

1 救助実施体制の整備	市
--------------------	---

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

そのため、危機管理班は、救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、組織の整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

2 被害状況調査体制の整備	本部長（市長）、市
----------------------	-----------

危機管理班は、救助法を適用するに当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防対

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第1部 強い都市

第2部 災害予防

第1章 水害予防

第2章 防災力向上

第3章 公共施設等

第4章 応急対応力

第5章 情報通信

第6章 医療救護

第7章 避難者対策

第8章 物資・備蓄等

第9章 生活の再建

第3節 応急復旧

第1章 初動態勢

第2章 情報収集

第3章 水防対策

第4章 警備・交通

第5章 医療救護

第6章 避難者対策

第7章 物流・備蓄等

第8章 ごみ・し尿等

第9章 ライフライン

第10章 公共施設等

第11章 生活の再建

第12章 災害救助法

第13章 激甚災害

第13章 激甚災害の指定

大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

応 急 対 策

1 激甚災害の指定

市、都

市内において災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

2 激甚災害指定の調査

市、都

危機管理班は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、被害状況等を調査して都に報告する。都知事（都総務局）は、都内に大規模な災害が発生した場合、市の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。

知事は、市長の報告及び調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

3 激甚災害指定の手続き

市、都

危機管理班は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

西東京市地域防災計画

—風水害編—

令和3年●月修正

編集発行 西東京市防災会議

事務局 西東京市総務部危機管理課

東京都西東京市中町一丁目5番1号

電話 042-464-1311（代）